

372

516

帝國及列國の陸軍

陸軍省編

昭和十一年版



昭和十年版

昭和十年一月印刷代磨寫

帝國及列國の陸軍

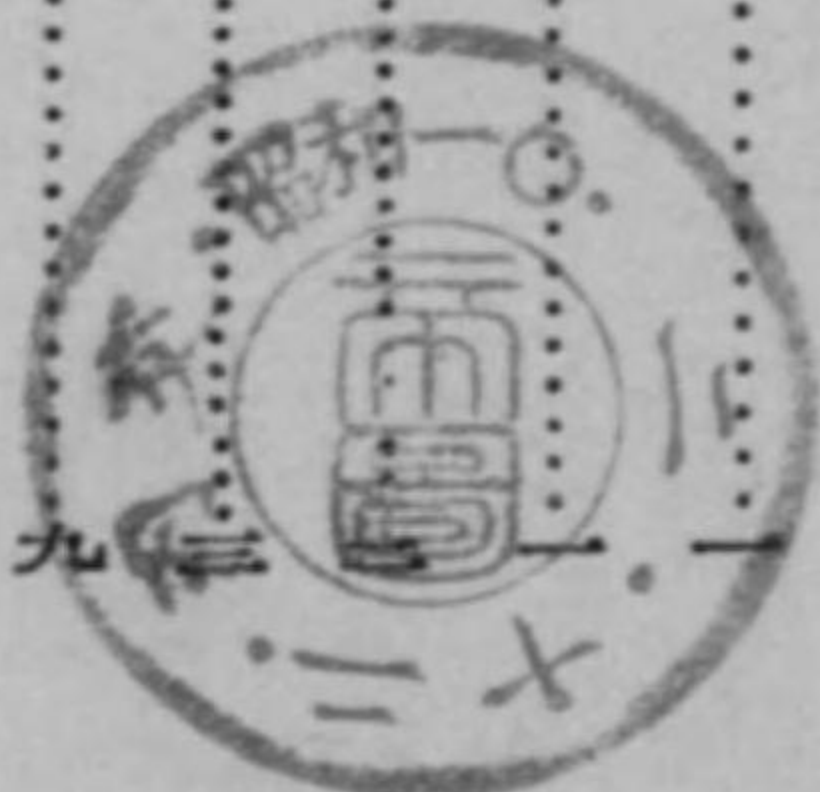
陸軍省



昭和十年版 帝國及列國の陸軍

目次

緒言	國防と軍備との關係、本書刊行の趣意	一頁
第一篇	陸軍軍備の趨勢と帝國陸軍概觀	
第一章	概説	
第二節	國家の立場並環境と陸軍軍備との關係	
第二節	帝國國防上の立場と環境	
第二章	建軍の様式、兵役制度	
第一節	各國陸軍軍制の大觀	
第二節	帝國陸軍軍制の大要	
第三章	平時兵力量	
第一節	平時兵力の研討	
第二節	帝國陸軍の平時兵力	
第四章	軍の裝備	





第一節	近代陸軍裝備の趨勢	二七
第二節	帝國陸軍の裝備	三三
<b>第五章</b>	<b>航空及防空</b>	三五
第一節	將來戰に於ける航空兵力及防空施設の重要性	三五
第二節	民間航空の世界的趨勢	四〇
第三節	帝國の航空、防空及民間航空	四三
<b>第六章</b>	<b>國家總動員施設</b>	四六
第一節	國家總動員の概念	四七
第二節	帝國の總動員準備施設	五一
<b>第七章</b>	<b>陸軍豫算</b>	六一
第一節	帝國陸軍豫算	六一
第二節	列國陸軍軍費の比較檢討に就て	六九
<b>第八章</b>	<b>國際軍縮會議</b>	七三
<b>第二篇</b>	<b>列國陸軍概觀</b>	七五
<b>第一章</b>	<b>滿洲國</b>	七五
<b>第二章</b>	<b>中華民國</b>	七六

第一節	兵力(航空を除く)	七七
第二節	航空	八〇
<b>第三章</b>	<b>蘇聯邦</b>	八五
第一節	概説	八五
第二節	建軍要領	八九
第三節	兵力、編制及裝備(空軍を除く)	九三
第四節	航空	九四
第五節	化學戰準備施設	九八
第六節	國家總動員施設	一〇〇
第七節	軍事豫算	一〇四
<b>第四章</b>	<b>北米合衆國</b>	一〇六
第一節	概説	一〇六
第二節	建軍要領	一〇七
第三節	兵力及編制	一〇九
第四節	航空	一一一
第五節	化學戰準備施設	一一五
第六節	國家總動員施設	一二七



第七節	陸軍豫算	二一八
<b>第五章 英國</b>		
第一節	概說	二一九
第二節	建軍要領	二二〇
第三節	兵力及編成(空軍を除く)	二二三
第四節	航空	二二四
第五節	化學戰準備施設	二二九
第六節	國家總動員施設	二三〇
第七節	陸軍及空軍豫算	二三一
<b>第六章 佛國</b>		
第一節	概說	二三三
第二節	建軍要領	二三四
第三節	兵力及編成(空軍を除く)	二三七
第四節	航空	二三八
第五節	化學戰準備施設	二四一
第六節	國家總動員施設	二四三
第七節	陸軍及航空豫算	二四四

<b>第七章 獨國</b>		
第一節	概說	二四五
第二節	建軍要領	二四七
第三節	兵力及編制	二四九
第四節	航空	二五一
第五節	化學戰準備施設	二五三
第六節	國家總動員施設	二五四
第七節	陸軍經費	二五四
<b>第八章 伊國</b>		
第一節	概說	二五五
第二節	建軍要領	二五八
第三節	兵力及編制(空軍を除く)	二五八
第四節	航空	二五九
第五節	化學戰準備施設	二六一
第六節	國家總動員施設	二六三
第七節	陸軍及空軍豫算	二六四
<b>第九章 波蘭國</b>		
		二六五



第一節 概説 ..... 一五

第二節 兵役制度 ..... 一六

第三節 兵力及編制 ..... 一六

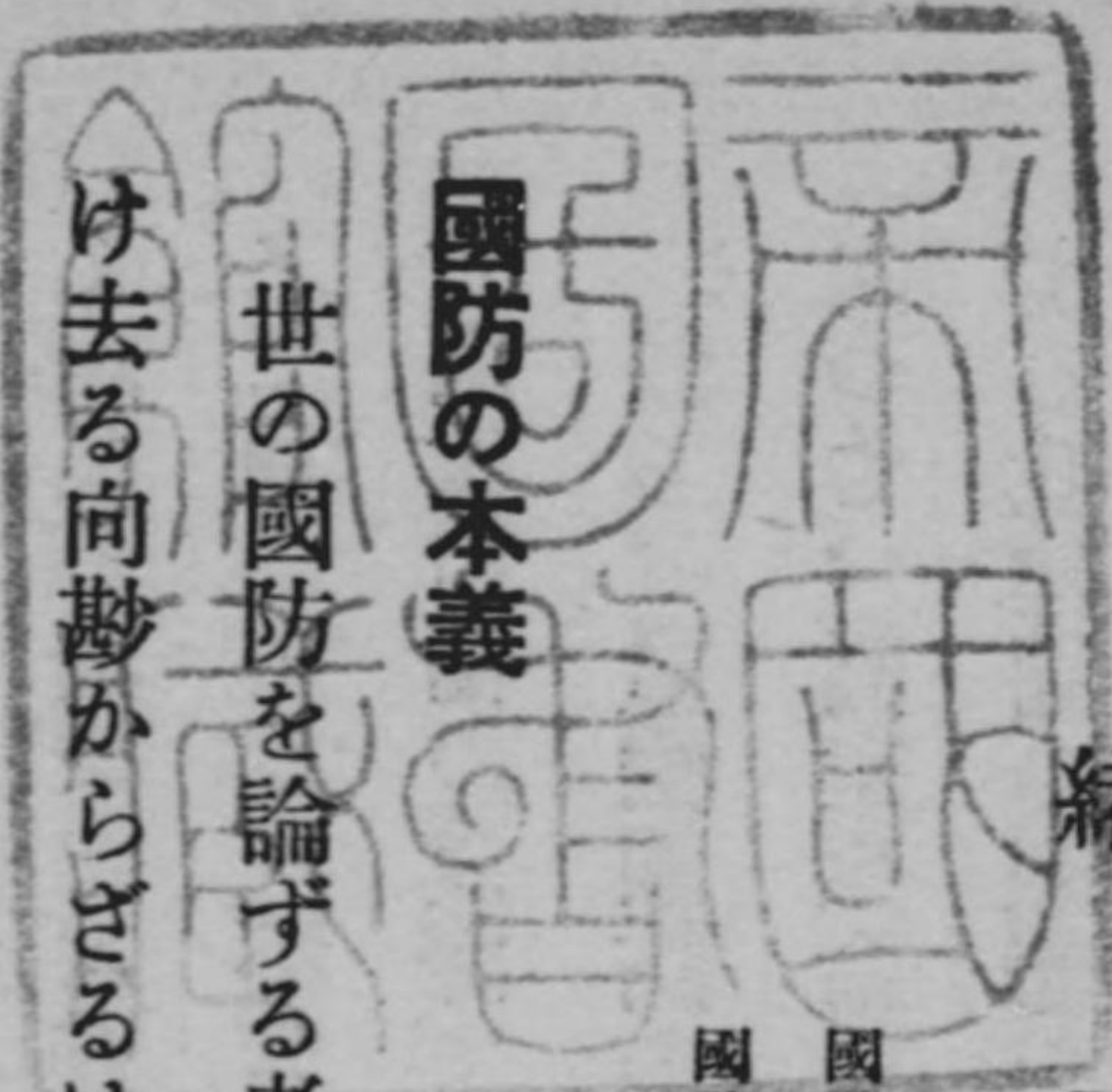
第四節 化學戰準備施設 ..... 一七

第五節 陸軍豫算 ..... 一六

昭和十年版 帝國及列國の陸軍

緒言

國防の本義、世界の現状と自主的國防の必要、軍備の國防に對する地位、國防力綜合強化の要、直面する難局の打開、本書刊行の趣意



世の國防を論ずる者にして、國防即ち國土の防衛なりと極めて單純に片附  
け去る向勢からざるは眞に遺憾である。成る程、國防の字義を一言にして蔽  
へば、「國家の自衛」なる一語に盡きるであらう。而して、國土の防衛乃至國  
家現勢の確保が其必要なる要件であることは亦固よりである。併しながら、  
國家には悠久の生命があり、國民は其理想とする處に向ひ代々相傳へて伸展

緒言

372-516



二  
し行くものであるが故に、單に國家の現在をのみ保全することを以て國防の能事終れりと爲すは、甚だ盡さざる見解である。

國家が、自己永遠の生存の爲に、而して、其理想の顯現の爲に、伸展し行く國民の繁榮を庶幾して正當なる國家發展策を講ずるは當然の理であつて、之に加へらるゝ不當の制肘壓迫を排擠して自立自存の途を自ら拓くは、是即ち國家自衛の眞諦であり、又、國防の重要部分である。

即ち、**皇國國防の本義**は、單に國土を防衛するのみならず、現在及將來に向つて、國家生命永遠の發展を保障し、世界人類恒久の福祉を究極の目的とする我建國の理想を顯現するに在ると謂ふべきである。

### 世界の現状と自主的國防の必要

現下世界の情勢が、各國の利害錯綜し、**民族國家對立の甚しき状態**に在る

ことは儼然たる事實である。その欲すると欲せざるとを問はず、何人も之を否定し得ざる事實である。

従て、かゝる國際情勢裡に於て、各國主張の相觸るゝや、其交渉は國家意志の鬭争の形に於て現はるべく、正當なる國家の主張を貫徹し、以て、國家生命永遠の發展を保障せんが爲には、**自主的に國防を遂行し得るの實力**を具ふること絶對に必要である。若し夫れ、國防力にして劣弱ならんか、國の主張は遂に貫徹せず、常に不利なる地位に壓縮せられて、國家は遂に衰滅の一途を辿るの外は無いのである。

### 軍備の國防に對する地位

敘上の國防の目的を對外的に達成する爲には、無用の犠牲を避けて平和裡に國家の主張を達成すべき手段、即ち外交に依る解決手段が、眞箇國防の精



神よりして望ましいものであることは言ふ迄も無いが、國際對立の現勢に鑑みるときは、萬一に對する用意を怠り得ざることも亦、現實の問題として議論の餘地無き處である。

而して、之に關聯して識者の認識を特に深めたきことは、軍備の國防に對する地位である。即ち、軍備が、萬一の場合を對象として必要なるのみならず、平時に於ても亦、國家の意志を達成する爲の絶大なる支持力として緊要なることは是である。蓋し、國家間に於て相互主張の相觸るゝや、其解決は通常外交交渉に移さるべきも、此等當事國は其交渉決裂の場合をも顧慮して胸算する處あるが故に、軍備に自信無き國家は、外交に於ける主張に強硬なる能はざるのみならず、場合に依つては外交交渉にさへも移し得ぬやうな事情を生ずるからである。従て、軍備は、萬一の場合に於て其力を發動するのみ

ならず、平時に於ても、其發動せざる形に於て、隱然能く大なる影響力を作用し得るものである。即ち、**軍備は、平戰何れの場合に於ても、國防を支持する重大なる力であつて、之が國防に對する地位は、現代の世界情勢に於て愈々重要な度を加ふるものである。**俗に、狹義の國防なる語を以て軍備の意に用ひらるゝこと少からず、之に對し眞の國防を指して廣義の國防と稱することあるも、此等の語句の紛しきより、延いて國防と軍備とを混同し、剩へ、國防の行爲即ち交戦なりと考ふる者を生ずるは甚だ遺憾とする處である。

尙、此處に一言したきは、眞の**平和希求と軍備との關係**である。所謂平和論者は軍備を以て平和を阻止するものとするも、是、理の本末順序を顛倒せるものであつて、軍備在るが故に平和の至らざるにあらず、眞の平和に至らざるが故に自ら軍備の必要を生じて居るのである。換言せば、人類文化が其發



展過程たる現段階に於て未だ吾人が念願する世界恒久平和の理想境に到達し  
 あらざるが故に、現代の人類世界は、軍備の存在を以て平和を維持せざるべ  
 からざるの止むを得ざる状態に在るのである。著々撓まざる啓蒙運動に依つ  
 て人類間に對立抗爭無き眞の平和精神が喚起せられたる後ならばいざ知ら  
 ず、現在の世界情勢に於て其現實の状態を無視し、目標に達する過程を考慮  
 せずして一舉理想平和の境地に飛躍せんとする處に無理があり、又、本末を  
 無視して平和の爲に軍備を撤廢せよなどの危険なる論が生ずるのである。  
 軍備に依つて平和を維持することは、吾人の理想に於て欲する處にあらずと  
 雖、現實の情勢に處しては又實に止むを得ざる必要なのである。

#### 國防力綜合強化の要

然り而して、現代に於て國防の爲の力を形成するものは、前陳の軍備のみ

では無い。軍備、經濟、思想、其他、物的に心的に國民の發揮する總べての  
 部面の力の參與に依つて、國防力は形成せられるのである。即ち、國防力は  
 國家の實力そのものであつて、國防力即國力と謂はるべきである。

軍が、内治、思想等の改新善導に就き、深く顧慮するの所以も亦、實に此  
 處に存するのであつて、**國家の總べての力を培養發揮し、之を有機的に綜合  
 一體化して、自信ある國防力を構成することは、刻下の情勢に於て眞に緊要  
 のことである。**

#### 直面する難局の打開

今や昭和十年を迎へて、内外益々多事ならんとしつゝある。此時機を見事  
 に乗切つて、天壤無窮の皇運を扶翼し、皇國日本の彌榮を期するは、現代に  
 生を稟けたる吾人國民の責務である。



幸にして、國民一致、自主的國防の實舉りて、建國の理想に精進するを得ば、戰禍の發生は自ら抑止せられ、難局亦平和裡に打開せられるであらう。然り而して、現在東洋の平和を確保しある我國防力は、かくてこそ、更に世界人類平和の爲めに大なる寄與を爲すのである。

本書刊行の趣意 は前年も述べたる如く、國民同胞が軍の使命と其本質内容に通曉するの資と爲し、相識り相携へて、舉國一致、皇國國防の完璧を期せんとするに在る。幸にして、本書が其趣旨とする處に貢獻するを得ば、幸甚之に過ぐるものはない。

## 第一篇 陸軍軍備の趨勢と帝國陸軍概観

◇本篇に於ては、帝國陸軍の概観を述ぶるに方り、其現狀を理解するに便ならしむる爲、陸軍軍備の一般趨勢と各國陸軍現狀の一部要點とを、所要に應じて併記した。各國陸軍の詳細は、第二篇列國陸軍概観に就て知られたい。

### 第一章 概説

#### 要旨

各國家には、各國家夫の立場なり環境なりがあるので、國防の施設なり軍備なりも亦、夫、自主的に之に適應したものでなければならぬ。即ち、我國は、我國の事情と我國を繞る四圍の情勢とに基いた獨自の國防施設と軍備とを樹つべきであつて、列國のものを他山の石とするは固より吝かでないが、直に採つて之を模倣するが如きは、意義なきことを知らねばならぬ。



本章に於ては、各國の實施せる國防施設、就中陸軍軍備に就て、夫の立場や環境との關係を究明し、翻つて我國に於ては如何にあるべきかを考究して見たいと思ふ。

二

### 第一節 國家の立場並環境と陸軍軍備との關係

陸軍軍備を分析検討するに方りて擧げ來るべき要項の主なるものは、建軍の様式、保有兵力量、軍の編制裝備及此等を建設維持する軍豫算であらう。而して、此等の要項は、主として各國獨自の國策に基く國防上の要求に依つて決定せらるべきものであつて、又、此國防上の要求は、國家の理想、歴史、及現狀——即ち、地理的位置、財政並資源の狀態——等の自主的立場に基く條件と、關係列國の情勢なる相對的環境に基く條件とより、自ら生じ來るのである。従て、此等の立場と環境とを異にする各國が夫、異つた獨自の軍備を必要とすることは寧ろ自然であり當然である。

例へば、世界の共產化を理想とする蘇聯邦が、全世界の資本主義國家を對手として階級闘争を支援するの力たらしむべき其赤軍増強の爲に、國民生活を犠牲にして迄軍備の大擴張を實施しあるが如き、歐洲の雄邦間に介在する波蘭が、自己生存の爲に不相應に強大なる軍備を整へあるが如き、何れも夫の立場或は環境が之を必要とするのであつて、若し此等の國が、米國の如き、比隣に強國の脅威を有せず且必要に應じては短期間に多量の軍用資材を整備し得べき資源と工業力を持つ國に模倣して、平時極少の陸軍を保有するに止めたならば、恐らく其理想なり、自己生存なりの目的は維持せられないであらう。佛國が、接壤國たる獨逸に對する爲最も迅速なる作戰の遂行を必要とし、平時より精銳にして強大なる常備軍を保持し、且至短期間に動員を完結し得る爲の施設を完備しあるが如き、英國が從來其地理的關係に優勢なる海軍に信頼し甚だ小規模の陸軍を以て満足しありしに拘らず、近時國際情勢の變化と世界大戰の苦き經驗に刺激せられて、空軍の大擴張と歐洲大陸に於ける活潑なる運動戰を目標として陸軍の機械化整備に努力しあるが如き比々皆然りである。

### 第二節 帝國國防上の立場と環境

#### 一、自主的の立場

陸軍軍備の趨勢と帝國陸軍概観 概説

三



國家の理想と歴史 皇國日本建國の理想は、此處に喋々する迄も無く、全人類に普遍妥當性を有する日本精神に基き、坤輿の上萬人皆處を得て世界人類恒久の福祉茲に顯現せらるゝことを庶幾するに在る。

從て、一部勞農階級のみを繁榮を策し、階級闘争を信條とする蘇聯邦世界共産化の理想や、一部既成勢力國家のみの利害に終始するの結果を致す強國の世界制覇の理想は、主義に於て相容るを得ざるものである。

我國が新興滿洲國と提携して、共存共榮先づ東洋の平和を確保し、世界平和に寄與する處あらんとするの國是も、彼等の主義理想より見れば障礙乃至は反逆であるに相違ないのであつて、現實の問題として、此處に我國の自主的軍備の必要が先づ生れて來るのである。況んや、和蘭の如く瑞西の如く強國間に介在して、中立の名の下に自國の國防を他力に俟たんとするが如きは、一度強國間の勢力均衡を失せんか、かの白耳義の悲運を嘆つの外無く、我國三千年の歴史が斷じて許さざる處である。

地理的位置 東に太平洋を隔て、強大なる海軍國を控へ、西に國境を接して膨大なる

陸軍國に連る。國防上我陸海軍備の分擔と基準とは自ら明かである。

而して、近時航空技術の發達は、四面環海の神州をして空軍軍備に無關心なるを得ざらしむるに至つた。

資源並財政の状態 我國は資源内に乏しく、之が補充は外、東亞大陸に仰がねば國家自活の絶對保障を爲すこと困難である。從て、萬一の場合大陸の一角に資源圏を確保し得るの軍備を具有せねばならぬのであつて、又逆に、我國が大陸に資源圏を確保しある以上、戦争遂行の爲資源上の心配は其要無きやうである。吾人は日滿提携が我國防上に齎す重大なる意義の一つを此處にも認むる次第である。

我國は財政並工業力の關係上、戦時急速に大量の軍需品を整備し之に依つて一舉大軍を編成するが如きこと困難なるのみならず、又、長期持久の作戦は最も不利とする處であるが故に、萬般の手段を盡して戦争の終結を速かならしむるやう、所謂速戦即決の要求に應じ得る基礎的常備軍を保有し置くを必要とする。而して、右の準備は、近代戦の



特質よりして戦争が止むを得ず持久する場合に於ても、敵に先んじて、神速機敏に戦局の大勢乃至戦争の死命を制すべき要所要點を占領し、必要なる資源圏を確保することを得しめ、以て爾後の長期戦に期する處あらしむるのである。

戦時大兵を新募教育し一舉に大軍を建設せんとする英米の方式は、英米の資源と工業力と而して前述の地理的位置とが相俟つて採用し得るものであつて、我國の立場は之を許容し得ぬのである。

### 二、相対的環境即ち我國四圍の情勢

我國を繞る四圍の情勢を靜觀するに、主要なる諸國の現時に於ける動向は概ね次の如く判斷される。

支那 軍閥の標榜する抗日反滿の指導方針は徒に列國の利用する處となり、支那自體の無統制なる政情と共に常に東洋平和の危機を伏在せしめて居る。

蘇聯邦 依然傳統の東方經略企圖を繼續し、思想謀略と國境附近武力の集中とを以て相當露骨なる挑戰的態度を示しあり、近く第二次五年計畫の完了と共に我國防は益々脅

威を受くることを否み得ない。

前記蘇聯邦の挑戰的態度に就ては、國防上特別機微の關係を有する接壤國として大いに注意を要する處である。今、蘇軍近來の大擴張と其在極東軍隊増強の景況とを、参考の爲に表示すれば左の如くである。

### イ 近年蘇軍主要部隊擴張一覽表

部隊區分	年別			
	一九二七年 五年計畫前	一九三二年 第一次五年計畫末	一九三三年	一九三四年 (現在)
步兵師團	約 七〇	七五	七五	八五内外
騎兵師團	約 一〇	一三	一三	一五内外
飛行機數	約 一、二〇〇	約 二、二〇〇	約 二、五〇〇	三、〇〇〇以上
戰車數	約 一八〇	約 一、五〇〇	約 二、〇〇〇	約 三、〇〇〇
機械化兵團	約 一	約 四	約 四	一〇以上

備考 本表は昭和二年版以降の本書卷末附表を拔萃して一表に纏めて見たものである。



□ 在樞東軍隊增強概見表

考 備	時 期		總 兵 員	步 兵 師 團	騎 兵 師 (旅) 團	飛 行 機 戰 車
	現 在	增 強 前				
現在の飛行機中には航続距離二千五百軒に達する超重轟撃機約百機が含まれて居る(浦鹽、東京間の直距離は約千二百軒である)。	二十數萬	五、六萬		四箇	二箇旅	約 一五〇
	十數箇				二、三箇師	大約 七〇〇
						大約 七〇〇

米國 太平洋制覇と支那市場進出の素志を捨つることなく、從て、我勢力の正當なる伸展を喜ばざるもの、如くである。其國內情勢に基く對外市場獲得の切實なる要求は、將來内政狀態の恢復と共に愈、拍車を加へらるべく、海軍軍縮問題の前途も必ずしも樂觀を許されぬ。

英國 其傳統の外交政策に依り陰然自己利權の維持増殖に腐心しつゝあり、現在我との國交に何等の支障も無いこと固よりであるが、近時、日印、日蘭兩會商問題等我經濟發展を阻止するの交渉が逐次具現されつゝあることは事實である。

小結—東洋平和の抑へたる我國防 以上の情勢と、其中に儼存する皇國日本の姿とを靜かに考察せば、東亞の平和は今や我國防力の無言の威力に依りて纔かに維持せられぬを知るべく、又其反面に於て、我國を繞る此等の勢力は、事に際し種々の形に於て我に指向せらるゝの可能性無きにしもあらず。勿論、我國としては不幸なる事端の發生を抑制して、此等列國と共に永く其慶に頼らんことを期すべく、外交の妙用固より其努力を盡すべきではあるが、最悪の場合を顧慮して之に對する用意と對策とを忽にせざることは必要である。

## 第二章 建軍の様式、兵役制度

### 要 旨

建軍の様式に就て主要なる問題は、統帥權の所在と兵役制度の如何である。而して、軍の存在する所以と其特質とを考へたならば、統帥の不羈獨立と徴兵制度の施行とが、當然の必要であることは明瞭である。

陸軍軍備の趨勢と帝國陸軍概観 建軍の様式、兵役制度



我國は其歴史と國體とに基いて、夙に其兩者を確立し、他に比類無き軍制の大本を樹立して居る。兵力量に、裝備に、形而下の軍備に於て列國に劣る我陸軍は、將來益、此制度の眞價を擴充して、團結に、統制に、形而上の力を十分に發揮し、以て皇軍の精華を發揚せねばならぬ。

### 第一節 各國陸軍軍制の大觀

#### 一、統帥權の歸屬

法文上の歸屬は別として、英、米、佛等の諸國に於ける事實上の統帥作用は、我國の獨立不羈なるに比して遙かに煩はされ勝ちである。

蓋し、此等の諸國に於ては、建軍の要求より生ずる其必要を感じながらも、歴史と國情に基く諸種の事情からして、容易に統帥の獨立を確立し得ないのであらう。

英佛に於ける憲法制定の経緯を究むるならば、統帥權獨立の絕對性が肯定せられざるを寧ろ當然

とすべき歴史的事情を發見するであらう。

然り而して、英佛始め此等諸國の爲政者等が、世界大戰間戰局の危機に直面して、如何に統帥獨立の必要を感じ、如何に制度の改善に焦つたかは、當時の史實に明かであつて、幸にして優れたる歴史を有する我國に於て、省みて他山の石とすべきことである。

唯、此處に注目に値するは、近時國粹運動を以て勃興せる伊、獨、及革命に依つて建設せられたる蘇聯邦の政治組織である。此等の國に於ては統帥權の問題等を喧しく論ぜざるも、其寡頭獨裁の政治組織自體が、既に戰時の統帥部にも似たる實行力を示しあり、其威力ある政府主腦部に直率さるゝ軍隊は、事實上不羈獨立の統帥に依ると相似たる結果を生ずるであらう。

#### 二、兵役

列國陸軍中蘇、佛、伊等は徵兵制度を採用し、英、米、獨等は志願兵制度を採用して居る。

英米の志願兵制度の固持は兩國の自由主義を標榜する國情に基くものであるが、而も、世界大戰



に際しては遂に徴兵制度を施行せざるを得なかつたのである。又、獨の志願兵制度は平和條約の拘束に依る不本意のものであつて、本制度廢止の機を窺ひつゝ、あるの實情である。

**在營年限** 我國に於ても、其短縮に就て往年屢々問題となつた處であるが、列國の現行制度は、左表の如くである。

志願兵制採用の諸國		徴兵制採用の諸國	
獨	國	佛	國
英	國	伊	國
米	國	蘇	邦
	最小限	聯	最小限
	七年		二年
			一年半
			一年

右の内伊の一年半は、戰後過度の短縮に依つて苦杯を甜めたる後遂次延長復活せしめつゝ、あるの數字であり、又、佛の一年は戰後の壯丁人員の減少に伴ふ勞働力の不足を補ふ爲止むを得ざる施行であつて、軍隊教育の經費に多大なる膨脹を來すを覺悟の上で實施して居る特種のものである。

こを注意するの要がある。此等は以て我國在營年限問題の箴爲すに足るであらう。尙獨の十二年は、獨軍の戰時擴大を防止する爲平和條約に依つて獨に強ひて居るものである。

### 第二節 帝國陸軍軍制の概要

#### 一、建軍の大本

我が國軍は、萬世一系の 天皇親しく統率し給ふ處であつて、皇威を發揚し、國家を保護する爲、舉國皆兵の主義に據りて成立せることは、建國の歴史と國體とに徴し、且又憲法の條章に照し、炳乎として明である。

帝國憲法第十一條には「天皇ハ陸海軍ヲ統帥ス」と明示して、以て國軍の統帥は一に至尊の大權に屬することを示し、同第十二條には「天皇ハ陸海軍ノ編制及常備兵額ヲ定ム」と規定して、編制及常備兵額の決定權を明にしてゐる。又同第二十條には「日本臣民ハ法律ノ定ムル所ニ從ヒ兵役ノ義務ヲ有ス」と定め、以て國民皆兵の制を確立せられである。此等は皆法制上我が建軍の大義を闡明したものであつて、統帥、編制兩大權の



確立並徴兵制の制定は實に帝國軍制の大本をなすものである。

一四

## 二、兵役制度

沿革 國民皆兵の制は上古、大化の改新に至りて確立し、次で文武天皇の大寶令に依りて軍制大に整ひ、諸國に軍團を設け、管下壯丁の三分の一を徴集して訓練し、其兵力は十餘萬人に及んで居た。然るに爾後泰平久しきに互り士氣漸く衰ふるに及んで、兵農自ら二つに分れ、遂に武門武士の習を成すに至つた。

明治五年に至り徴兵令を發布せられ、茲に國民皆兵の制度を古に復されたのは、實に明治天皇の御英斷であつて、兵制上特筆すべき事件と云ふべきである。

我國兵役制度の根本 は我國體と歴史とに淵源する建軍の本義及國民の崇高なる道義心に基き、闔國一致舉民皆兵、兵役を以て國民の至高至榮の義務と考ふると同時に、忠良なる臣民の享有する權利と爲す點にある。是、前掲憲法第二十條に基き、兵役法に於て、戶籍法の適用を受くる年齢十七年より四十年迄の男子は、兵役に堪へざる者及六年

の懲役(禁錮)以上の刑に處せられたる者を除くの外は、凡て兵役に服することを定めてある所以である。

現行兵役制度の大意 兵役は之を常備兵役(現役及豫備役)、後備兵役、補充兵役(第一及第二)、國民兵役(第一及第二)に分つてゐる。

現役兵は軍隊に入りて教育を受け以て戰時部隊の骨幹と爲り、豫後備兵は現役終了後、郷に在つて戰時の要員たるものである。尤も安寧秩序を維持し、若は最も迅速を要する出兵等の爲めには、現役兵のみを以て出動することがある。第一補充兵は現役兵に缺員を生じたる場合之を補充し、又必要に際し召集して所要の教育訓練を施し、以て戰時の要員に充て、第二補充兵及國民兵は戰時若くは事變に際し、必要に應じ之を召集して戰時の要員に充つるものである。

現役豫後備役の服役期間及現役兵在營期間

現 役 二年にして其在營期間は左の如くである。

陸軍軍備の趨勢と帝國陸軍概観 建軍の様式、兵役制度

一五



一 般 兵 約二年

一六

歩兵(戰車兵を除く)にして青年訓練所の訓練又は之と同等以上と認むる訓練を修了したる者は一年六箇月

輜重兵特務兵 概ね二箇月

看護兵及磨工兵 一年六箇月

補助看護兵 三箇月

豫 備 役 五年四箇月

後 備 役 十年

在營年限 既往數次の變遷に依り、逐次短縮して今日の状態となつた。即ち日露戰役以前の三年在營制は、明治四十年歩兵の二年在營制を採用せるを始めとして、爾後逐次に他兵種に及ぼし、大正十年騎兵を最後として各兵悉く二年在營制となり、更に昭和二年兵役法の改正に依り、特に歩兵にして青年訓練を修了し檢定に合格せる者は、一年六

箇月にて歸休せしめらるゝこととなつた。

而して、此の如き在營年限逐次の短縮は、國民負擔の輕減を計り産業の振興を期待すると共に、一般國民教育の向上と青年訓練實施の結果とが軍隊教育に貢獻する所あるべきを豫期してのことであつたのであるが、一面、科學の進歩に伴ひ、兵員の教育は益々複雑困難となりつゝあるので、此の上にも在營期間を短縮して速成注入的教育を施すことは、軍の戰鬪能力を低下することとなり、我が國情に立脚する精兵に依る速戰即決の主義に副ひ得ないことを注意せねばならぬ。

尙昭和八年四月の改正で幹部候補生の納金制度を廢止し、凡て一般現役兵として徴集し、在營概ね三箇月の後優良の人材を選抜して幹部候補生に採用し之に適切なる教育を施すの制度に改められた。



### 第三章 平時兵力量

#### 要旨

國軍の保有すべき兵力量は、交戦の場合に於て必勝を期し得るものなるべきは申す迄もない。而して、此自信ある兵力量が、外交の支援ともなり、戦禍の抑止ともなることは、既に緒言に於て述べた通りであるが、現在國軍の平時兵力量は十分ならざるものあり、特に航空並防空兵力及在滿兵力量の充實は緊急の事柄である。

然らば、自信ある兵力量は、何に基いて算定せられるか。而して、現在の國軍平時兵力量は、之に照して何故に不十分なるか。本章に於ては帝國陸軍の現勢を明かにすると共に、其等の問題に就て一應の研討を試みやうと思ふ。

但し、陸戦は、戦場の地形の多岐多様なるに兵力構成の素因が複雑なる等の關係上、海軍の艦艇を基礎として算出する如く、其兵力量の算定を簡明直截に爲し難い特質を有するは、止

むを得ぬ處である。

#### 第一節 平時兵力の研討

保有兵力量の算定に方りて顧慮すべき條件は多々あるのであるが、此處には、極めて専門的に互るものは之を避け、對抗兵力量及之に對して必勝を期し得る爲に必要な兵力量の比率の二方面より、大體的の觀察に基いて研討して見やう。

##### 一、對抗兵力量の判斷

不幸交戦の惹起せられたる場合に我陸軍の負擔すべき任務は、大陸よりする敵の脅威に對抗すると共に、一面交戦の持久に備ふるの資源圏を確保するに在ること、既述の如くであるが、我國を繞る諸國の中陸軍軍備の強大なるものは蘇聯邦であるが故に、假に其數字に比べて研討をして見るならば、

現時蘇軍の平時兵力は、正規兵及民兵を合し、總兵員無慮百四十萬、獨立機械化部隊

陸軍軍備の趨勢と帝國陸軍概観 平時兵力量







は交戦兩軍の質及數に甚大なる關係を有し、某程度以上の懸隔は、如何なる作戦も訓練も、而して又精神力も、之を打破するの至難なるこゝは、古來戦史の明證する處である。

而して、右兵力量比率を數字を擧げてはつきり表現することは、用兵機密の關係上、差控へねばならぬのを遺憾とするが、近年列國軍の編制裝備の我より甚だ優れて居ること(第四章参照)を考へたならば、用兵主任者の苦慮も察するに難くないであらう。

尙、航空隊の戦闘力は、機械力を多大に加味されること、及速度大にして全勢力を迅速且容易に集中し得ること等に鑑み、地上兵力の場合の如く我に有利なる比率を見出すことが困難である。

例へば、蘇本國の航空機が、必要に方り全力を極東の空に現はすこゝは極めて容易に出来るのである。

従て、航空兵力に關する限りは、常に四圍の情勢を注意して、少くとも其等と同等の兵力量を保持することが必要である。

### 三、小 結

要するに、敍上の關係を考究するとき、現在我陸軍の平時兵力は、少しとは言ひ得べきも、過多なりと言ふべき何等の理由をも認め得られぬのである。

殊に、航空及防空兵力と在滿兵力の充實は刻下の急務とも言ひ得べく、兵力量の甚しき隔絶が却つて極東の平和を破壊するやうな事態の發生せぬことを、祈りて止まぬ次第である。

## 第二節 帝國陸軍の平時兵力

### 一、沿革

明治六年始めて我が陸軍が編制された時は、全國を通じて其平時兵員は三萬六千六百人に過ぎなかつたが、日清戦争の際には七師團となり、戦後六師團を増設して十三師團となり此兵力を以て日露戦役を迎へ、該戦役後更に擴張せられて常備兵力約二十九萬人、二十一師團となつた。然るに世界大戦後、我が陸軍は歐米列強軍の情勢と國家財政の情

陸軍軍備の趨勢と帝國陸軍概観 平時兵力量



況とに鑑み、其改編整理の必要を認め、大正十一年及大正十四年の二回に互り之を實施して今日に至つた。

二、現有兵力

現在に於ける常備兵力は約二十三萬人、十七師團となつて居り、之を各兵種に類別すれば左の通りである。

兵種	區分	聯隊數	
		(大)	隊數
步兵	兵	七	十聯隊
戰車	車	二	聯隊
騎兵	兵	二	十五聯隊
野砲	砲兵	十	五聯隊
騎砲	砲兵	一	聯隊
山砲	砲兵	四	聯隊と一大隊

右の内一部兵力は滿洲國に派遣しあり、又、本表の外、獨立守備隊等が滿洲國に配置されて居る。

輜重兵	航空兵		電信	鐵道	工兵	高射砲	重砲兵	野戰重砲兵
	氣球	飛行						
十	一	八	二	二	十	一	三	八
五			聯	聯	七	聯	聯	聯
大					大	と	と	
隊	隊	隊	隊	隊	隊	一	八	隊



## 第四章 軍の裝備

### 要旨

戰鬪の勝敗の重大なる因子を爲すものに、數と質とがある。而して、裝備は質の形而下的部分を形成するものであるが、近年科學の發達に伴ひ軍隊裝備の進歩は頗る顯著なるものあり、假令士氣及訓練等形而上に優る處あるも、裝備劣れる軍隊は犠牲のみ多く生じて而も所望の効果を擧ぐることに困難なるに立到つた。

而して國軍の裝備は、世界大戰以來列國に取殘されたる形であつて、爾後著々として改善に努め來れるも尙甚だ劣弱の憾あり、隣邦軍の優良裝備に照して改善を要すべきものが少くない。就中、航空、防空、及機械化の裝備改善は特に急施を要するものである。

### 第一節 近代陸軍裝備の趨勢

#### 一、世界大戰に依る裝備の發達

近世科學の發達に伴ひ、列國軍は何れも文明の利器を活用して勝を制する工夫を凝すに至つたのであるが、就中世界大戰に於ては參加列國各、其國運を賭して戦つた關係上、必然的に裝備の長足なる進歩を齎した。即ち、莫大の國費を投じて新戦用資材、特に新兵器の考案、研究、製造に全力を盡したる結果、航空機、戦車、化學戦に伴ふ各種資材、長射程砲等の現出を見、又在來の火炮、銃器、通信器材其他、あらゆる戦用資材が劃期的進歩發達を遂げたのである。

而して之に依つて基礎の成れる列國陸軍は、戦後益々競うて新兵器の研究と裝備の改善とに努力し、今や劣等裝備の軍隊は戦場の優勝者たるを得ざるやうになつた。

#### 二、近代的裝備の内容と其趨勢

陸軍軍備の趨勢と帝國陸軍概観 軍の裝備



近代的裝備の内容を分類して見るに、大體、火力裝備、機械化裝備、航空及防空裝備、化學戰裝備の四種を以て主なるものとする。

イ、火力裝備

火力裝備は輕、重機關銃、各種歩兵砲、各種機關砲、擲彈筒、火砲特に重砲等、各種の威力大なる火器を増加して、小は分、小隊より、大は師團、軍團に至る迄、夫、火力を最大に發揮し得るやうにするのを目的とする。而して列強は世界大戰に於て多大の犠牲を拂つて之が充實に努力した結果、何れも優秀なる裝備を有してゐるが、而も、戦後引續いて之が充實、改善に努力してゐる。

今參考の爲各國野戰師團火力裝備の概況を比較すれば左表の如くである。我軍は輕機關銃に於てのみ稍、列國に近きも、其他に於ては遠く及ばざる現況に在る。

列國陸軍野戰師團裝備比較表

區分	蘇聯邦軍師團	米軍師團	英軍師團	佛軍師團
輕機師團總數	約二四〇	(自動)約一、三〇〇	三一八	三二四

備考	野戰重砲	野砲	曲射歩兵砲	平射歩兵砲	重機關銃		野戰重砲
					歩兵一大隊當り	師團總數	
一、師團内歩兵大隊數は英米一二、蘇佛九である。 二、本表の外、各國軍共、師團の外に強大なる重砲等を有するも、其等の數の師團に對する比率は不詳である。	一二	內聯隊砲 一八 三八	九	九	一八内外	約一六〇	約二七 (同右)
	二四	四八	三二	四二	一六内外	高射約二七〇 對戰重機關銃約五〇	約一〇八
	一八	輕榴彈砲 一二 五四 最小限	?	?	一六内外	高射約三〇〇 對戰重機關銃約五〇	約二六
	一六	三六	一八	九	一六内外	約一四〇	約三六

ロ、機械化裝備

大戰間火力裝備の發達並陣地の鞏強化に伴ひ、各國は、裝甲に依る火力の損害輕減と内燃機關の利用に依る軍の機動性増大との二つの目的から、機械化裝備に著意するに至つ

陸軍軍備の趨勢と帝國陸軍概観 軍の裝備



た。即ち機械化装備は、戦車、装甲自動車、自動車砲兵、牽引自動車等を在來の部隊に配屬することに依つて、或は耐久力を増大し、或は機動性を増加し、更に進んでは、右兩目的を具備せる装甲移動兵器及特種自動車のみを以て所謂機械化兵團なる特種の部隊を創設し、以て近代戦闘の要求に應せんとするものである。

列國中特に本装備に力を注いで居るのは英、米、及蘇聯邦であつて、其現況は概ね左表の如くである。我軍に於ては、銳意整備中なるも、未だ以て有力なる機械化部隊を編成し得ざる實情に在る。

列國機械化装備比較表 (附表其二参照)

國別	戦車	装甲自動車	機械化部隊に關する傾向
英國	本國のみにて約 二七〇	約 二〇〇	軍全般に互り一部を機械化しあり、近く機械化する騎兵師團、戦車師團の出現を見るべし。
米國	約 五〇〇	約 二〇〇	騎兵一聯隊を機械化しあり目下銳意研究中。
蘇聯邦	約 三、〇〇〇	多 數 八〇〇	既に十數箇の獨立機械化部隊を有しあり、正規師團の少くも三分一には機械化部隊を屬す。

ハ、航空及防空装備

第五章に詳述する。列國軍の比較は附表其二参照。

ニ、化學戦装備

化學戦装備とは、毒瓦斯、燒夷劑、發煙劑等の化學的兵器を以て軍隊に攻防の威力を増加せんとする装備を謂ふのであるが、此處には主として毒瓦斯に就て論ずることとする。

毒瓦斯禁止の諸條約と各國の見解 毒瓦斯の兵器的使用は西曆一八九九年の海牙條約に依つて夙に禁止せられて居るのであるが、世界大戰間、對手國が使用せりとの口實の下に、參戰各國悉く之を使用したのみならず、航空機、戦車と共に戰場に缺くべからざる武器として認められたるは周知の事實である。

戦後、一九二一―二二年の華府會議に於て、日英米佛伊の五大國は更に右海牙條約の尊重を協定せしも、

米國は、會議の主宰者たりしにも拘らず、毒瓦斯の使用は他の戦闘手段より遙に人道的にして危



險少く且經濟的なりと稱し、爾來其の施設を完備して大々的研究に従事し、英國も亦、華府會議の協定は五箇國間に限られ他の國の參戰の場合には效果なきを以て、敵の毒瓦斯攻撃に對し國家及國民を防禦するは爲政者の責任なりとなし、尙英、米就中米國に在りては、催淚瓦斯は人を殺害することなく警務用として極めて重寶のものなるが故に、之をしも戦用に供すること禁止するは却て非人道の譏を免れずと軍縮會議に於て公言し、一切の瓦斯使用の禁制に關しては留保せんとする意嚮を有し、國際軍縮會議専門委員の報告も亦化學戰禁止は實際問題として著しく困難にして寧ろ不可能なることを指摘して居る。其他佛、獨、伊は固より、波蘭、西班牙、チェッコ・スロバキヤ、羅馬尼等に至るまで之が研究及施設に努力しあるの現況であつて、各國の瓦斯使用に關する存念は自ら窺はれる次第である。

殊に、隣邦蘇聯邦が華府會議に於ける協定に参加しあらず、最近甚大の努力を以て化學戰準備に關する諸般の施設を整備し、歩兵聯隊に至るまで化學部隊を附屬するの徹底振を示しあるは、吾人の大いに注意を要する處である。

**各國化學戰準備の施設** 各國は、敍上の如く、毒瓦斯が戦時に於て必ずや用ひらるべ

きことを豫期して萬端の準備を整へて居るのであつて、其性質上表面的には多く喧傳せられぬけれども、實際の研究は眞に眞剣深刻なるものがあるのである。

其施設は、各國共、基礎の研究を政府に於て行ふの一方、他面に於て毒瓦斯の平時用途を奨勵助長し、化學工業の發達を盛に促進し、以て有事の日に有利に轉換利用することを企圖して居るのであつて、化學戰に對する國民一般の常識を普及せしむるの努力と其關心とは、未だ毒瓦斯の洗禮を受けざる我國民の想像も及ばざる處である。

**細菌戰** 近來、細菌を以て敵國を攻撃するの策案が論議されるやうになつた。固より條約に於て禁止されて居る處であり、又人道上よりも默殺し難い處であるが、世界大戰の末期に於て既に一部使用せられたるやの形跡もあり、吾人は之に對しても無防禦であつてはならぬと考ふる次第である。

## 第二節 帝國陸軍の裝備



### 一、近年に於ける裝備改善の経緯

世界大戦の渦中に投ずるを免かれた我陸軍が、戦後、裝備に於て列國に後れたるは蓋し自然のことであらう。爾後、國防用兵上の要求と國家財政上の考慮との間に在りて、苦慮克く屢次の軍備整理を行ひつゝ、銳意裝備の改善に努力したのであるが、其の進度たるや眞に遅々たるものがあり寒心に堪へぬ次第であつた。偶、我國を繞る國際情勢の切迫は、軍の裝備の現狀に満足するを到底許さざるに至り、昭和八年以來、國民全般の協力に依つて、時局兵備改善案に基く作戰資材の整備を開始したのである。

### 二、現狀

世界大戦以來生じたる懸隔と、隣邦軍裝備の異常なる進歩とは、敍上の努力にも拘らず、我現狀の甚しく見劣りすること前節に於て比較論述せる通りである。少くも、航空及機械化の裝備は、隣邦に劣らざる程度迄一日も速に達せしむるの要ありと思惟する次第である。

## 第五章 航空及防空

### 要旨

近代戦に於ける航空兵力の威力と、從て、之に對する防空施設の必要とは、絶大なるものとなつた。將來、之が充實の如何は直に以て戦争の運命を左右すべきのみならず、之が暗黙の脅威は、平時に於ける外交折衝にさへ微妙なる影響を與へんとして居る。

此見地に於て、我國現勢の甚だ貧弱なるは、慨かほしいといふよりも寧ろ寒心に堪へぬものあり、之が充實の要は現下に於て最も急を要するものである。

### 第一節 將來戦に於ける航空兵力及防空施設の重要性

### 一、航空兵力



世界大戦を契機として航空機の發達は異常なるものあり、列國が戦後競うて其發達を圖り、其數及威力を増加して空中勢力の充實に努めて居ることは既に周知の事實であるが、近時其技術と用法の進歩が、航空隊をして其独自の威力を以て敵國深く重大な役割を演せしめるやうになつたことは、國防上に於ける航空機整備の地位を更に數段向上し、空軍の獨立制度を採る國さへ生ずるに至つた次第である。

而して、地上兵力に比較して、出動の遙かに迅速なり得ること、兵力集中移動の極めて容易、且、敏速なること等は、將來の戦争に於て、緒戦が空より開かるべきことを豫想せしむるものあり、戦争初動の先制的勝利が、作戦上、將又、我國民性上絶対に要望されることを思ふとき、制空權の獲得如何が戦争の勝敗に重大なる影響を與ふることを理解されるであらう。

而して、前章に述べたる通り、航空兵力に就ては、地上兵力の場合の如き有利なる兵力比率を見出すこと困難なる事情を想起するならば、**航空兵力に關する限り、實に於ても、**

**數に於ても、常に十分の勝算ある整備充實を必要とすること、**議論の餘地無き處であらう。

英國が、隣邦佛國の航空政策に刺戟せられて空中國防の輿論囂々たるものあり、軍縮會議の頼むべからざるを覺るに至るや、ドーバーの制空權獲得を目指して、遂に空軍の大擴張計畫を決定せるが如き、獨國が、軍事航空を禁ぜられあるにも拘らず、民間航空の轉用に依つて戦時の航空勢力を形成せんしあるが如き、佛國が、英獨を兩隣に控へて、歐洲大陸空中の覇權を確立せんし期しあるが如き、何れも其邊の實情を物語るものである。

## 二、防空施設

前述航空の項を受身の立場より判讀したならば、近代戦に於ける防空施設の重要性は自ら明かであらう。即ち、將來戦に於ては、戦線に砲聲を聞かざる中に、國內の要地は敵の空襲を覺悟せねばなるまい。蓋し、開戦當初に於て敵國民を震駭し、其戰意を沮喪せしむるは、思想戰の見地のみより見ても頗る有效だからであつて、接壤各國の國境に於ける天險も要塞も、今や空襲に對して昔日の効果無きに至つたのである。従て、國內の資源、交通諸機關乃至中央諸機關等を掩護して、戦争の指導を圓滑ならしむるのみな



らず、更に國民生活に對する空よりの脅威を除きて國民の志氣を維持するは、實に防空の完璧に待つの外無いのである。而して昨今隣邦諸國の情勢は最も速に防空の完備を要求して止まない。

現今大型爆撃機の威力 現在の爆撃機は相當の爆弾を積載し、一時間二百軒近くのを以て、二千五百軒を連続飛行し得るが故に、敵飛行根據地がカムチャツカ、浦鹽、小笠原父島、上海に在る場合に於ては、日本全土は殆ど敵機の活動範圍中に包まる、のみならず、航空母艦は移動する飛行根據地であり得るから、一旦緩急ある場合我國は敵機の爆撃に對抗し得るの準備にあらねばならぬ。

殊に現今の爆弾中には焼夷彈の他に、毒瓦斯や細菌を填實せるものがあることを知る必要がある。

但、此處に豫め誤解を避けておきたいことは、此處に言ふ防空の意義に就てである。抑、防空の手段には、

1. 空襲の根元たる敵航空機の根據地を掃蕩して、之を剿滅すること
2. 空襲し來る敵航空機を撃墜又は撃退すること

3. 空襲されんとする要地を蔭蔽し、竝空襲されたる場合の損害を減少すること

の三段の構を考へられるべく、其中第一の手段は策として最も徹底し、且最も希望する處であり、從て、之に努力するのは勿論であるが、實際問題としては其徹底的効果のみに信頼し得ざること、世界大戰當時の實情に鑑みるも餘りに明瞭なる事實である。此に於て第二、第三の用意が極めて必要となるのであつて、通常此二者を指して防空と稱して居るのである。

國民の防空への參與 防空と雖交戦の一部なるが故に、軍に於て之を主宰し擔當するは當然であるが、軍は外戦に用ふる兵力の關係上、其多くを内地に留め得ざるの事情に在る。空襲の對象が國內の要地と國民とに在ることを想起して、國民の總てが進んで防空に參與し、軍民合體、皇土の空の護りを完うするに至らんことを望んで止まぬ次第である。

而して、防空に向つて練磨せられたる國民の訓練は、形而下のみならず形而上に偉大



なる効果を齎すのであつて、有事の日に於て、空襲を恐れざるのみならず、平時より統制力として、團結力として、事毎に其訓練の成果を發揮し、見えざる國家の力として發揚されて居るのである。

## 第二節 民間航空の世界的趨勢

### 一、一般の趨勢

民用航空が、戦時に於て航空軍備の第二線となるは疑なき所で、各國が財政窮乏に拘らず、民用航空の發達指導に大なる力を用ふる所以も亦此處に存するのである。現に歐米各國が目下採用しつゝある軍事航空政策を見るに、其手段方法に至りては夫の特色を示しあるも、平時大いに民用航空を發達せしめ、有事の際之を軍事に轉用することに依つて空中勢力の充實擴大を容易にせんと企圖するの方針に於て、各國何れも其軌を一にして居るのである。

各國の執れる其政策の實情は第二編に述ぶるが、就中、蘇聯邦の國防飛行化學協會制度並民用航空機の構造に關する統制政策、及、軍用航空を禁止せられある獨國の民用航空に依る戦時航空勢力形成の政策等は、其尤なるものである。

### 二、列國航空勢力の海外進出

列國は、自國航空勢力の海外進出を圖り、一面に於て、戦時の爲自國航空工業を培養すると共に、他面、海外に政略及戰略的定期航空路を獨占せんとして猛烈なる競争を行つて居るのであるが、之に就て、

1. 平時の定期航空路は戦時の作戰航空路として、航空兵力の移動に大なる價值を發揮すること

例へば、蘇軍の在歐航空兵力は、西伯利の定期航空路を利用して數日を出でずして極東に集中され得るであらう。

2. 其飛行場及諸施設は、有時の日直に航空部隊の根據地と化し得ること、從て、戰略乃至は政略的の某目標に對して、平時より爆撃包圍の態勢を取り得ること



3. 特に、支那に於ける各國の航空施設は、我國防に對し時に當りて意外なる脅威を與へ得ること

本項に就ては、かの上海戰に於て支那空軍の一員として活躍せる米人飛行家ショートの在りしことを想起されたい。

等は、我國防上特に注意を要するものである。

### 第三節 帝國の航空、防空及民間航空

#### 一、航空

現有兵力 大正十四年の軍備整理實施以來銳意其整備充實に努力し現在、飛行八聯隊（二十六中隊）及氣球一隊（二中隊）、及別に滿洲國に若干を置いて居る。之を隣邦航空兵力並施設の現況に比較するときは著しく遜色があり、現状を以てしては國防の安固を期するに十分とは申し難い状態であつて、之が充實は最も緊急を要すること、既に前章に於て述べたる通りである。

飛行機は科學並工藝技術の進運に伴ひ、驚異すべき進歩を示しつ、あるのであるが、我陸軍に於ても、連續不斷の研究を行ひ、列國航空界に伍して、優秀なる新銳機を現出せしめつ、ある。航空機製造工業も、官營、民間共に其技術進歩し、之に伴ふ工場施設亦逐次整備せられつ、あり、今や飛行機機體及氣球等は我が國獨特のものを製出し、且其製造能力も概ね平時の需要を充足し得るの状況である。又發動機製造技術は未だ獨創的境地を開拓するには至らぬのを遺憾とするが、製造權を有する外國發動機の製作に就ては、寧ろ彼を凌駕すべき好成绩を擧げて居る。尤も歐米に於ける航空機工業の駁々たる發達に比するときは、尙改善進歩の餘地頗る大にして、特に戰時に於ける製造能力に想到するときは、更に平時に於ける工業力の培養に更に一段の努力を拂はざるべからざることを痛感する次第であつて、尙平戰兩時に於ける需要量の調和に就ても、當局としては頗る苦心して居る。尙、内地製造に係る航空機の價格は逐年低下しつ、あるも、製造權、原料其他生産量の關係等に因り、未だ外國品に比し高價なるを免れず、且飛行機は漸次金屬製機に改善せられ、其發動機も亦馬力向上せし結果著しく高價となり、之が整備の爲には比較的多額の豫算を充當せざるべからざる状況である。

#### 二、防空

現有兵力 現在防空部隊としては高射砲一聯隊と一隊がある。濱松の高射砲第一聯隊と朝鮮平壤に在る一隊が即ち之である。僅か之だけの部隊を以て野戰軍の防空と國內要



地の防空とを擔任するのであるから、眞に容易ではないのであつて、此外に防空飛行隊等が是非必要であるが、我國には遺憾ながらまだ一隊も無いのである。

國土防空に任ずる部隊は平時から護るべき都市の附近に配置されねばならぬ。英國の如きは高射砲七大隊、二中隊の内、四大隊を倫敦市に、他の二大隊、二中隊を市の近くに置き、戦闘飛行隊十七中隊の内、實に十四中隊を同市附近に配置して居る。我國に於ては、之に備ふべき兵力の餘裕さへ無いのを遺憾とする。

**施設** 敵機は開戦初頭と云ふよりも寧ろ開戦前より我國土の上空に飛來する虞大なるが故に、此時機に於ける防空は最顧慮を要すべく、従て、防空機關の指揮、情報蒐集、警報發令等の爲に必要な**防衛司令部**は是非共平時から常設せねばならず、**防空用の通信網**の如きも亦、平時より之を準備し、愈、敵空襲の危険を豫期するに至るや速に其配置を完了し得るやうになつて居らねばならぬ。目下折角努力中であるが未だに實現し得ぬのを遺憾とする。

佛國ナンシーに於ては二時間にして此等の防衛設備を完了するを謂ふ。

### 三、民用航空

我國の民用航空は、歐米各國に比して格段の差異があり、航空輸送の如きも、其主なるものは、政府補助の下に設立した日本航空輸送會社の東京—大阪—福岡—京城—大連線の一線を有するに過ぎざる貧弱なる状態に在り、更に、北海道線、臺灣線、北鮮線等を速に開設するは交通上にも國防上にも緊急の要事である。

其他、民間操縦士の數及質を増加改善し、又航空技術の進歩を圖る等、我國民用航空には近き將來根本的の改革を加へなければならぬ多くのものがある。

滿洲に於ては、昭和七年九月に日滿合辦の滿洲航空株式會社が新設せられ、十一月以來新義州、奉天、新京、哈爾濱、齊々哈爾、滿洲里、大黒河等の主要都市間に五七〇〇軒に亙る線の定期航空が實施せられ、大なる活躍振を示して居るのは慶賀に堪へない。之に依つて日滿の航空連絡は完成された譯で、旅客は勿論、郵便物、貨物等の輸送に新紀元を劃するに至つた。



今後は益々官民協力して、國內民用航空の發達及更に進んで海外航空路の開拓に邁進しなければならぬ。

## 第六章 國家總動員施設

### 要旨

緒言にも述べたる如く、現代の國防は、平時よりして全國力の一體的發揮に依つて達せられる。況んや戰時に於てをや。交戦に於て、精銳なる軍隊を骨幹とすべきは依然として變らざる處なるも、之を支持するに國家總動員施設の完備せざるくんば、將來戰の勝者たることは難いのである。

我國の之が施設は昭和二年以來著々整備に努めつゝあるも、未だ所望の域に到達し得ない。

### 第一節 國家總動員概念

#### 一、國家總動員の意義

抑、使用兵力少く、裝備亦簡單にして、戰爭の規模小なりし往時に在つては、動員は主として陸海軍の範圍のみに止り、爾他百般の諸施設に至つては多くの參與を期待しなかつたのであるが、世界大戰以來、徹底的に科學化する裝備と膨大なる動員兵力とを以て、而も持久に陥り易き特性を有するに至りたる近代戰に於ては、軍隊のみならず、更に國家國民の全智全能を擧げて戰爭に當るを必要とするに至つた。蓋し、巨大なる軍の需要を充足すると共に、交戦より受くる國民生活の脅威を努めて防止し、敵國の思想戰に對抗して國民の精神を振興しつゝ、軍民一體能く長年月の戰爭の重壓に堪へて交戦終局の目的を貫徹せねばならぬからである。國家總動員の必要は實に此處に存するのであつて、即ち、



國家總動員とは、交戦に方り、軍事の要求を完全に充すと共に、一般國民の生活を確保しつゝ、戦争の遂行に向つて國家の全能力を發揮する爲、國家全體を平時の態勢より戦時の態勢に移し、國家の利用し得る人的、物的、有形、無形一切の資源を擧げて之を統制按配し、最も合理的、經濟的に之を運用する業務を謂ふのである。

従て、之が範圍は頗る多岐廣汎に亙るべく、交戦間に於ける國民精神の指導、不足資源の補填、經濟機構の整調等、諸般の戦時資源の統制運用に就て、遺漏なき用意を整へ、一旦緩急あるや、開戦の當初より一貫せる方針に基き、整然たる運営を爲すを要するが故に、平時より戦争に關する一切の要素を精査して、萬端の計畫施設を準備せねばならぬのであつて、之を總動員準備と謂ふ。

殊に我國の如く、軍需資源も工業力も未だ十分とせざるに拘らず、最小限に甘んじある平時兵力を開戦と共に神速に擴充して、以て速戦即決の理想を達するの必要ある國に於ては、此の準備の完成に俟つもの頗る大なる次第であつて、然らずんば、折角精銳な

る國軍の威力も之を十分に發揮し得ざるに至るであらう。

現在、世界各國共、總動員計畫に就ては大なる努力を拂ひあり、就中蘇聯邦の如きは、國民の平常生活を犠牲にして迄其完成を圖つて居る。かの第一次、第二次の兩五年計畫が即ちそれである。

## 二、國家總動員準備の内容及施設

國家總動員の包括すべき範圍は、其名の示す如く國家の總べての部面に亙るのであるが、其主なるものを擧ぐれば、精神動員、人員動員、産業動員、金融動員、交通管理等がある。(其等の詳細は第二節参照)而して、之が計畫及實施の機關としては、各國共行政各省をして夫々の部面を擔任せしむるの一方、別に之を統轄する爲專任の一機關を設けて居るものが多い。

我國の資源局、佛國の高等國防會議、伊國の國家總動員準備委員會等が之に該當する處のものである。



尙、總動員の實施は、國民の諸權利に對する所要の強制力を伴ふの要ある爲、特種の法令の制定若は準備を必要とするのであつて、

伊國の如きは既に總動員法を制定公布しあり、佛國は未だ公布せられざるも下院に於ては一度可決せられたる歴史を有し、其實質は現に適宜の手續を以て實行に移されつゝある。

### 三、國家總動員準備の平時に於ける寄與

元來、國家總動員の必要は戰時を目的として生じたこと既述の如くであるが、今や其施設は、平時より國力を増進するの見地に於て國家に大なる寄與を爲す處あるに至つた。蓋し、其計畫の進捗に伴ひ、不足資源の開発、過剩資源の消化及發明研究の氣運を促進すると共に、延いて巨額に互る軍需品の死藏を節約し、更に非常時統制經濟の對策を講せしむる等、平時より國家の經濟的發展に貢獻するのみならず、國家總動員意識が與へたる國防の認識と、精神動員準備の爲に起されたる國民精神作興運動とは、我國民の思想上に著大なる精神的寄與を爲しつゝあるからである。

## 第二節 帝國の總動員準備施設

### 一、機關

世界大戰に於ける各國の苦き經驗に刺戟せられたる我國は、總動員準備の必要を痛感し、大正七年軍需局を設置し、更に之を擴張して内閣統計局と合併し國勢院を設立したが、次で之を廢止し、昭和二年新に資源局を設立した。

是、現在に於ける我國總動員業務の統轄機關であつて、内閣總理大臣の管理に屬して各省特に陸海軍と密接に連繫し、人的、物的資源一切の統制運用に關し、主として戰時計畫を樹立し、以て戰時に於ける軍の莫大なる需要を充足せしむると共に、國民生活の需要をも考慮する舉國一致の資源的戰爭準備を司掌しつゝある。

### 二、法令

我國に於ては、未だ總動員法が制定公布せられて居ないが、大正七年公布せられたる



軍需工業動員法は、戦時に於ける軍需品工場、事業場の管理使用、收容、並軍事輸送機關、又は政府の管理する工場、事業場に對する全國民の強制徴集等を規定して居る。本法は其範圍を軍需工業動員に限定し、且内容が甚しく不備である爲、之を總動員法として見る場合に於ては、頗る不完全なるのみならず、未だ施行の態様さへも整ひあらざるを遺憾とする。但資源調査に關しては昭和四年資源調査に關する法令が公布せられて以來其狀況を明瞭ならしむることが出來た。

### 三、總動員準備業務の概要

#### イ 精神動員

現在國家の交渉が國家對國家の意志の闘争の形をこることは緒言に述べたる處である。従て、戦争に於ける一方國の屈伏も、其國民の戦意の喪失が大なる要素を爲すのである。世界大戰に於ける露國の崩壊や獨逸敗戦の歴史は、軍に戦闘力があつても、國民の戦意が喪失したならば、遂に其國家は敵の軍門に和を乞ふの外無きを如實に示すものである。

思想戦と精神動員 近代喧しく論せられる思想戦も實は此處に其著意を發するもので

あつて、將來戦に於ては武力戦に併行して思想戦が指導せらるべく、出征軍及銃後の國民に向つて指向される敵の此種方策に對し、斷乎之を防遏排撃して國民戦意の衰退を防ぎ、戦争長期の重壓に堪へて終に最後の勝利を獲得する爲には、精神動員の準備を完備して、平素より思想的の金城湯地を形成すると共に、堂々對手國の思想を壓倒し得る底の國民的精神力を培養しておかねばならぬ。

精神動員の平時的部面 何れの國家總動員施設も、寧ろ平時の準備の中に其施設の重點を有するのであるが、精神動員に於ては特に其甚しきを見る。蓋し、國民思想の作興はいざ鎌倉となつて急に作り上げられるやうな生やさしいものではない、否、思想戰的文化の闘争は平時に於て既に熾烈に行はれて居るのであつて、精神動員に關する限り平時より既に實施せられて居ると見るべきものだからである。

日本精神の確立徹底 戦時の思想戦は固より、平時の思想戰的文化の闘争に於て國民精神を作興し、以て能く思想國防の目的を達成せんとせば、先づ、國民思想の歸趨を示



すべき指導精神を確立徹底することが必要である。

此指導精神が純正なる日本精神に在るべきは議論の餘地無き處であるが、我等が誇りとすべき日本精神は、遺憾ながら外來思想の影響を受けて久しく眠つて居たかの感があるので、此處に滿洲事變以來目覺め來れる純正なる日本精神を喚起して、指導精神を確立徹底し、國外よりの如何なる邪惡思想の侵潤に對しても、微動だもせざる思想的金城湯地を結成すると共に、鞏固なる國民精神力を涵養し、進んで宇内に日本精神を宣揚するに至らしめねばならぬと確信する。而して、之は、思想戰指導の爲國家の具備せざるべからざる基礎的條件である。

教育機關の刷新革正、全教化團體の糾合指導、共產主義者の彈壓説得、誤れる自由主義者の是正善導等は、精神動員實施の爲の具體的部面であつて、幸に、官民の協力に依つて速に其目的が達せられんことを庶幾して止まぬ次第である。

國民生活の安定、精神動員の効果を發揮せしむる爲に、國民生活の安定を圖ることの

必要なるは言ふ迄も無い。平素、農山漁村の更生、中小商工業の振興等に留意し、國民生活の環境を整理しつゝ、之に併行して精神作興を行ふことに依つて、物心一如の日本精神的團結は實現されるのである。

特に戰時は、衣食住の逼迫と、空襲其他武力に依る直接間接の脅威とに依つて、國民生活は有形無形に脅かされるのであるから、爾他の總動員施設と相俟つて國民に安心を與へつゝ、精神作興を爲すことが極めて必要なのである。

#### □ 人員動員

戰時國の要する人員は軍の所要兵員の外、軍需工業及總動員の要員で莫大なる數に上り、其供給は人員資源に恵まる、我國に雖、決して容易の業ではない。即ち、將來戰に於ける参加兵員は、到底日露戰爭に於けるが如き百萬の寡少兵員にあらざるは勿論、軍需工業の要員は、大戦間に於ける各國の事例に徴するも概ね戰場兵員の二倍を要し、更に運輸、通信、警備其他總動員の執行並國民生活維持等の爲多數の人員を必要とするのであつて、之が徵用、配當等に就て平時より精細なる計畫を準備せねばならぬ次第である。

徵募統制 戰時は、健康なる男子は勿論老幼、婦女、廢失者に至る迄、苟くも用ひ得べき者は悉く之を用ひなければならぬから、其募集徵用並勞力統制の爲、全國に互り大規



模の徵募統制機關の確立を必要とするを以て、戦時急速養成に努むるも尙特に開戦當初に於ける需要充足の爲には、兵役關係者と雖緊要缺くべからざる者に限り召集猶豫を爲すの特例を設け、更に國家の必要に際しては、軍需工業動員法に依り、兵役關係の有無に係らず、何人と雖戦時に際し軍事輸送機關並政府の管理又は國の經營に係る軍需品の生産、修理に任ずる工場、事業場等に強制従事せしめ得る様になつて居る。

**勤勞精神と負擔の均衡** 何れにせよ、全國民に勤勞報國の精神を喚起し自ら進んで必須事業に従事せしむると共に、兵役關係者相互間は勿論、非兵役關係者との間に於ても、戦場に出でて死生の巷を馳驅する者と内地に留つて國內の業務に従事する者と、更に又其業務の難易に應じて、其負擔報酬に均衡を保持せしむることは、衆心一致の國防觀を強化する爲絶對の要件であつて、此點精神動員と併行して爲されること必要である。

#### ハ 産業動員

平時産業は國民生活を主體として一部の統制を加ふるに止まるが、戦時産業は軍需充足を第一義

として統制を加ふるを本旨として居る。而して其轉移が整々に行はれなかつたならば、經濟恐慌の波紋を大にし、供給を圓滑ならしむるこゝが出来ずして、戦争遂行の信念を破壊する。故に平時より戦時經濟の根基を確立し、平時の産業政策を調和して、戦時に於ける軍民の需要を満足せしむべき準備を完成して置く必要がある。

**不足資源の補填** 石油其他の如き重要資源で不足するものが少くない。此等不足資源に就ては戦時一層消費節約、廢品利用等の手段を講ずるは勿論、其開發、確保、又は代用品の研究に於て萬遺憾なきを期すると共に、生ゴム或は石油の如く我勢力圈内に於て如何に其開發に努むるも、質或は量に於て我需要を充足し得ざるものは、資源の保有又は代用の途を講じ、尙且不足するものは已むを得ず之を輸入に俟たなければならぬ。

而して、輸入に依る不足資源の補填を支障無からしむるには、努めて戦時に於ける我交易圈を擴大して資源の有無相通を容易ならしめなければならぬのであるが、一面に於て、戦時貿易は主として我勢力圈内又は與國との間に限らるべきが故に、平時に於け



る貿易の對象を戰時豫想する我勢力圏外に求むるに従ひ、戰時貿易への轉移は益、困難となるべく、從て、平時貿易の對象選定に當りても、有事に備ふるの觀點よりせば爲し得る限り其邊の著意を加ふることが必要となるのである。

**軍需優先** 何れの場合に於ても、資源の配當は軍需充足を第一義とし、資源の爲に作戦を制肘せざるを以て本則とするのであるから、石油の如き重要不足資源に就ては、軍自ら努めて消費を節約し經濟的に使用することは勿論であるが、更に國內に現存するもので取得し得べきものは最後の一滴に至る迄悉く之を軍用に供し、民間需要に對しては代用品を以て満足せしめねばならぬ場合も生ずるであらう。

其他過剩資源の對策として消化増進、生産轉換、工場動員として工場の新設、擴張並轉換、或は工場の管理、使用、收容、産業系統の確立、企業の合理化、教育註文制度、規格統一等重要統制事項が多々存するのである。

## 二 金融動員

戰費は戰爭の規模、期間等に依つて異なるが世界大戰に於ける實績に徴するに平均年額獨逸は三百四十一億、英國は十七億五千萬、米國は百三十一億、弗の巨額に達して居る。從て將來戰に於ては、我國に於ても日露戰爭に於けるが如き小額(全期間を通じ約十七億圓)の戰費に止まり得ざることには明瞭であつて、之れが調達に就て十分なる研究と準備とが必要である。

**戰費財源の調達** 前述の如き莫大なる戰費の財源は之を何處に求むべきやと云ふに、租税の増徴、官業に依る増收、公債の増發、不換紙幣の發行等あらゆる手段に依らなければならぬのである。

而して、租税増徴及官業に依る増收は財政的には極めて堅實なる戰費調達の手段であるが、之に依つて多額を望むことは出來ない。從て、戰費の大部分は止むなく公債の増發に依つて調達されるに至るのが自然であつて、かの世界大戰間の各國の例に徴するも、主要各國の公債發行年額は百二十億乃至三百億圓に達して居るのである。唯公債發行の方法として、公募に依るか或は中央銀行に引受けしむるか等は大いに考慮を要する問題であるが、多額の公債は中央銀行の引受に依らなければならぬのが常である。而し



て、此場合公債の市場消化能力を増大することが最も肝要である。尙、不換紙幣の發行は、動もすれば悪性インフレーションを齎し、貨幣價值の暴落を伴ひ易く、一國の經濟を破綻に導く憂が少くないが故に、可成避けるのを可とするが、現に世界大戰中戰費調達に苦しんだ各國は、其發行方法に於て當初より不換紙幣として發行せしか又は既發行の兌換券の兌換を停止せしかの相違こそあれ、何れも最後の手段として此方法を採つたのである。恐らく、補助貨の限度に於て小額紙幣を發行する程度の不換紙幣發行は必要上採らねばならぬ處置となるのであらう。

#### ホ 其他

陸海空の運輸機關及通信機關の統制準備、軍の警備を核心として全警備機關を統制する警備計畫の樹立、情報、宣傳機關の統制、各種戰時法令の準備、總動員執行機關設立の準備等を必要とする。

## 第七章 陸軍豫算

### 要旨

軍備必要の程度が國家の立場と環境とに基いて定めらるべきことは既に第一章に於て述べたる處である。而して、此軍備の立場よりする要求と、國家財政の關係よりする控制との調和を、眞箇國防の見地に於て何處に求むべきやが、軍事豫算の裁定に方りて問題となる處なのである。

昭和十年度の帝國陸軍豫算案は四億九千萬圓の巨額に達して居るのであるが、之は、今日の國民經濟の實情と國家財政の情況とに鑑み、十分なる考慮の下に編成せられたるものであつて、現在の世界情勢に應ずる軍備としては、實に其最小限度を保障し得る經費なのである。其所以に就ては、本章第一節に於て説明する處あるであらうが、農山漁村、中小商工業界等の庶民經濟が相當逼迫しある今日に於て、右



豫算額の實際の支出に方りては、之を最も有効に使用するやう、最善の努力を拂ふべきの責を感ずる次第である。

### 第一節 帝國陸軍豫算

#### 一、十年度豫算編成の趣旨及其大要

編成の趣旨 曩に昭和八年度に於て、當時に於ける國際情勢竝日滿兩國の關係等に鑑み、所謂時局兵備改善案を樹立して、在滿兵力の整備、緊要なる作戰資材の整備及應急的教育施設の改善等を企畫し、之に要する經費の協賛を得て昭和八、九年度に互り實施し來つて居るが、爾來我國四周の環境は愈、錯綜し來り、東洋平和の維持と、我對滿國策遂行の完璧とを期する爲には、隣邦との軍備の均勢を維持し、交戰の誘發を未然に防止するを以て、國防上最も緊急の措置と爲すこと、前諸章に於て繰返し説述せる處である。

從て、十年度豫算の編成に方りては、

- 1、在滿兵力の整備
- 2、兵備改善

朝鮮師團の改編、航空及防空の緊急充備、諸制度の改善及教育の刷新

に特に重點を置いた次第である。

豫算の大要 昭和十年度の陸軍豫算は、前項の趣旨に基き在滿兵力の整備並兵備改善の爲巨額の經費を新規に加へたるのみならず、作戰資材整備の爲の既定繼續費（所謂時局兵備改善案に依る國防充備費）の十年度年割額一億一千七百餘萬圓を含むが故に、總額四億九千二百九十餘萬圓と云ふ大なる數字を示すに至つたのは國防上實に止むを得ぬ處である。其内容は左の如し。







るのであるが、其全額に近き、一億一千七百餘萬圓は國防充備費であり、又其内でも作戦資材整備の爲の経費が殆ど全部を占めて居るのである。要するに、標準豫算の三億三百二十餘萬圓は、平年に比して著しく巨額に上つて居るのであるが、其内四割二分迄は此種繼續費たる臨時部のものであることを知らば、其増大の理由の存する處は明かであらう。

**新規増加額** 新規増加の殆ど全部は兵備改善と在滿兵力の整備の爲であつて、新規増加額二億四百餘萬圓の九割七分六厘に當る一億九千八百六十餘萬圓が之に依つて占められて居る。

### 二、在滿兵力の整備

之が速なる整備の要は既に第三章に於て詳述した。其經費總額は、昭和十年度に於て一億三千六百八十餘萬圓であつて、在滿兵力の維持其他に要する爲の經費である。

但し、在滿兵力は主として内地部隊の派遣に依つて居るのであるが故に、之に相當する内地部隊

の維持費大約一千四百萬圓は一方に於て減少されるべく、從て新規所要額は大約一億二千萬圓となるのである。

### 三、兵備改善

昭和七年度に考定し昭和八年度以降の豫算に於て實現せし時局兵備改善豫算は、昭和十年初頭を目標とし、眞に急迫喫緊の際の事態に即應する爲取敢へず甚しき劣勢を緩和せんとしたものであるが、現在の情勢に處して兵力の均衡を保持せんが爲には更に緊急改善を必要とする次第であつて、其經費總額は昭和十年度に於ては前表に示すが如く六千七百七十餘萬圓である。

但し、此處に注意すべきことは、昭和八年度以降實施中なる時局兵備改善豫算の中、當然十年度に於て持續すべき經費を、兵備改善豫算中に包括計上しあることであつて、從て、本年度に新しく企畫されたるものは、右金額より遙に僅少なる譯である。

次に其内容を述べることにする。



イ 朝鮮師團の改編 朝鮮兩師團を、改編整備すべき經費二百六十餘萬圓であつて、之は昭和十、十一兩年度に互り完成せんとするものである。

ロ 航空及防空兵力の緊急充備 之が充備の要は既に第三、第五章に於て説述した。主として、内地、朝鮮、其他に飛行隊及高射砲隊若干を増設するものであつて、十年經費は四千八百三十餘萬圓、昭和十年度以降十三年度に互る四ヶ年の繼續事業を以て完成せんとするものである。

ハ 諸制度の改善 主として、軍隊裝備の改善と之に伴ふ特種教育の施設を行ふものであつて、十年經費は七百二十餘萬圓であるが、之は昭和十、十一兩年度に互つて完成せんとするものである。

ニ 教育訓練の刷新 近代戰の進歩と隣邦陸軍の戰術、兵器、築城等の趨勢に應じ、軍隊に於ける一般教育の向上刷新を行はんが爲、軍隊に對する演習費及兵器彈藥の支給

を増加し、且必要なる演習場等を整備せんとするものであつて、其經費は三百四十餘萬圓である。

## 第二節 列國陸軍軍費の比較検討に就て

主要列國の陸軍豫算は、第二編列國陸軍概観に於て、國別に一項を設けて記述し、以て讀者の參考の資に供してあるが、之に就て一應讀者の注意を喚起し置くを必要とする點を左に略述する。

第一は、國防要領の特質上海軍又は空軍の軍備を重んずるも、陸軍軍備を強大とする要なき國の存在することである。

例へば英米の如きは是である。逆に、波蘭の如く、其國防の特性上國家總豫算の半に近き陸軍豫算を持つ國もあることを、對照して考へる必要がある。

第二は、陸軍豫算即ち陸軍軍費と速断すべからざることである。

即ち、陸軍豫算内にも軍費にあらざるものが存すると共に、事實上陸軍軍費たる諸經費が陸軍以外の豫算に含まるゝことの少からざるを知らねばならぬ。



前者の例ミしては、我陸軍豫算に於ける、供奉費、靖國神社寄附金、測量費、拂下地圖製造費等が是であり、

七〇

後者の例ミしては、英、佛、伊等空軍の獨立しある國に於ける航空兵力の經費、米國に於ける老兵局の經費、英佛其他に於ける植民地所在軍隊の經費、伊國の護國義勇軍の經費等が、夫、空軍省、大藏省、植民省等其他省内の豫算内に組入れあるが如き、又波蘭の國家警官隊費及稅關監視隊費、獨國の警察隊及航空省所管經費の一部等、特種の事情よりして別途の名目の下に事實上の軍費を蔽ひあるが如き是であつて、而も、其の額は何れも相當の數字を示すものである。殊に蘇聯邦に至りては、同國の統制經濟的組織上、例へば某兵器を製作するにしても、其原料、運搬、製作等の經費が、外國貿易、交通、重工業、輕工業、其他、各所管省に其所屬部に應じて豫算を組まる、關係、乃至は兵營の建築、演習場の設備等が地方經費より支出さる、の關係等からして、軍豫算に示されざる軍費は果して幾何なるやを知らず、軍費の正確なる統計は不可能なりとするのが寧ろ事實なるが如くである。尙、同國の國防飛行化學協會並後援團體（一〇五頁參照）の負擔する經費の莫大なるは見逃すべからざるものである。因に此兩者は我國の國防獻金は本質的に全然異なる強制的のものであることを附記する。

要するに、豫算書の表面上の分類だけでは眞の軍費は算定出來ぬのであつて、往々此邊の研討不十分の爲、議論の基礎たる數字に於て既に誤謬を伏在せしめあるの少からざ

るを見るは遺憾である。

第三は軍費の比較研討の方式に就てである。

即ち、軍費と總豫算との比率を算出し、依つて以て各國軍費の輕重を論ずるの試みを屢、見受けるのであるが、此場合各國に於ける國費と地方費との關係を顧慮せざれば安當なる比率を得られぬと言ふことである。

例へば、我國に於ては、軍費の地方費負擔皆無なるに拘らず教育費其他軍費外の地方費負擔が各國に比して少からぬ關係上、此種方式の算定に依る軍費の比率は當然高かるべきも、是必ずしも軍費負擔の大なるを示すものではないのである。

従て、此種比率の算定には、軍費に關する國民負擔と國民所得との比率を以てするのが、寧ろ安當であらうか。

之を要するに各國夫、の國防上の事情を輕視し、唯數字のみを以て軍費の輕重を比較論及せんとすること自體が、自主的國防の見地よりして見識低きことと言へるのであるが、若し何等かの參考の爲に之を試みるとせば、少くも叙上の點に留意して、正確なる



基礎數字と妥當なる比較方式を採らねばならぬと信する次第である。

七二


而して、我昭和十年度陸軍豫算は、國防の必要より新規要求の多額なる爲既述の如き膨脹を示して居るが、斯の如きは時代的必要に基く異例であり、其膨脹の原因が臨時的經費の膨大にあること既述の通りであつて永続的のものは考へられない。而して、十年度豫算より臨時的經費を控除したるもの、即ち經常部經費に滿洲事件費中の維持費約一億六百萬圓を加へたる額大約二億八千萬圓に就て見れば、數字上の比較を行ふにも、一般列國中の下位に位するものなることを附記して置く。

## 第八章 國際軍縮會議

國際聯盟創設以來の重要懸案であつた一般軍縮會議は、十數年の準備期間を経て漸く作製し得たる軍縮案を基礎として昭和七年二月世界環視の下に壽府に開催せられ、參加國實に六十有餘に及んだ。爾來二年半に互り論議せられたるも、傳統、政情、軍備、環境等を異にした列國は利害自ら相反しあるを以て、遂に未だ有效現實なる軍備縮少に到達すること能はず、特に昭和八年十月獨の軍縮會議脱退に依つて議事進行の中心對象を

失ひ、之に加ふるに歐洲に於ける國際關係の混沌たる情勢は、遂に會議の前途に何等の光明を認むるに到らしめず、我國も亦夙に公正妥當なる國際軍縮の實現に對して列國と共に努力して來たのであるが、今や會議は名のみ存在を示して居るに過ぎぬ有様である。









## 第二篇 列國陸軍概観

◇本篇は列國陸軍の梗概をありのまゝに記述して、讀者の參考に供せんことを希望するものである。第一篇と對照して軍備の真相を究められんことを希望する。

### 第一章 滿洲國

#### 一、滿洲國陸軍

滿洲國軍は皇帝の統率する所であつて、之が統轄の爲中央機關として軍政部があり、以て陸海軍を指揮統督してゐる。陸軍側地方機關としては、興安省を除き全國を五軍管區（一軍管區は新行政區劃に依る二省を包含す）に分ちて之に軍管區司令部を設け、軍管區内に在りては、軍管區司令官の統轄下に概ね各省毎に警備司令部を置き、其下に若干の旅が隸屬してゐる。別に興安東、西、南、北の各分省には夫々警備司令部を置き、蒙古兵のみより成れる省警備軍を統轄せしめてゐる。而して、軍管區司令官及興安各分省の警備司令官は、何れも皇帝直隸である。

以上諸軍の總兵力約九萬、現在戰鬥兵種は、歩、騎、砲の三兵種であつて、戰略單位としては混成旅及騎兵旅がある。今や建軍以來三閱年、老朽不良を淘汰し内容を改め、皇軍指導の下に訓練に努



め、著々舊軍閥時代の弊害より脱却して軍容刷新の實を擧げつゝあり、匪賊討伐の成績の如きは最近大いに向上して居るが、目下尙建設の途上に在る事にて其眞價に對する實質的檢討は之を他日に俟たなければならぬ。

## 二、滿洲國國防

叙上の如き少數にして而も刷新途中にある滿洲國軍隊に、滿洲國の全國防を負擔せしむることは無理である。抑、帝國は、滿洲國を承認せる際、日滿議定書に於て、滿蒙に對する一切の脅威が同時に帝國の康寧に關するに鑑み、日滿兩國共同して國家の防衛に當るべく、之が爲所要の帝國軍を滿洲國內に駐屯せしむるこゝ、なつたのである。即ち、滿洲國の國防は、滿蒙を生命線とする日本帝國の國防圏内に包含せらるゝに至つたのであつて、帝國が滿洲國の國防を擔任するこゝが、滿洲國の國防を安全ならしむるに共に、又我が日本の國防を鞏固ならしむるこゝになるのである。尤もかゝる問題は對外的に極めて重大なる意義を有するが故に、「日滿兩國は、苟も國防に關する限り、兩國渾然一體となりて之に當る」こゝを世界に宣言し、以て、滿蒙を中心とする極東の問題に對し、換言すれば帝國の傳統的使命に關し、我國の決意を闡明した所以であつて、帝國は其結果生すべきあらゆる障礙荆棘を自ら排除して進むべき責任を負擔するものである。

## 第二章 中華民國

支那の陸軍は、正規軍を看做すべきもの大約二百萬餘あり、由來軍閥の私兵を稱せられてゐる。

而して、此等軍閥は一に夫々の利害關係に因り集散離合し、從て、恒久性ある統制的勢力は殆ど之を見出し得ない情勢である。されば、其編制裝備の如きも極めて區々であるが、中央軍に屬するものの中には列國陸軍に近い優良なる裝備を有するものもある。

### 第一節 兵力(航空を除く)

#### 一、中央軍

直系	二九師	六旅	騎一旅	三十七萬五千
傍系	四十五師	十旅	騎四旅	五十二萬五千

國民政府の軍隊であつて、蔣介石の直系又は傍系たるものである。

大體に於て、河南、湖北、湖南、安徽、江蘇、浙江、江西、福建の各省に駐屯し、別に北支に二箇師を派遣して居る。

中央軍は「中央軍編制綱領」を定め、逐次に部隊を修編して軍の統一を企畫しつゝあり、其陸軍部隊の平時編制は師を以て最高單位とし、師は編制裝備の程度に基き甲乙丙の三種に區別して居るのであるが、未だに綱領の如く整備せられざるものも多いのである。而して、兵力は一師にして二萬内外を有するものあり、又五千に満たざるものあり、之を平均すれば大體一萬内外である。

唯、本軍が從來の不統一より脱却して統一節制ある近代式軍隊に甦生せんを努力しあるは注意を要する處である。



二、舊東北軍(歩兵十八師、騎兵四師、砲兵二旅、十五萬)

滿洲事變前に於ける東北軍の中、事變勃發當時關内にありし第一軍及第二軍並事變後奉天省より關内に逃げ歸れる舊奉天軍の一部を基幹として居る。昭和八年三月張學良の下野に伴ひ、表面的には中央たる南京政府の直接統制下に入るこゝ、なつたにも拘らず、陰に連絡して依然舊來の團結の強化を計りつゝ、あつたのであるが、昭和九年春張學良が三省剿匪副司令として漢口に著任するや、王以哲軍、何柱國軍及萬福麟軍の一部計約十個師は湖北、河南方面に移駐せしめられ、爾餘の部隊の南下に就ても目下問題となりつゝ、ある。

三、北支雜軍

北支に於ける雜軍は宋哲元軍(四師約四萬)、商震軍(約五師三萬)、馮占海軍(約一師一萬五千)が其主なるものである。

是等は舊東北軍と共に中央軍の統制下にある。

四、山西軍(閻錫山軍、八師、三旅、騎兵四旅、砲兵十團、七萬五千)中央軍とは不即不離の關係にある。

五、山東軍(韓復榘軍、五師一旅、騎兵一旅、五萬七千)

中央軍とは不即不離の關係にある。但し最近表面的には稍、之に接近の傾向がないでもない。

六、廣東軍(陳濟棠軍、十一師二旅、十二萬、第一集團軍と稱す)

廣東政府派にして中央軍とは表面不即不離の立場にあるが、實質的には殆ど對立關係にある。

七、廣西軍(李宗仁軍、五師、三萬、第四集團軍と稱す)

反蔣機運濃厚である。

八 其他

四川雜軍	約三十萬	貴州雜軍	約三萬	陝西雜軍	約四萬
甘肅雜軍	約三萬	雲南雜軍	約三萬	寧夏軍	約三萬
綏遠軍	約四萬	青海軍	約三萬	察哈爾雜軍	約三萬
新疆雜軍	約三萬				

總て中央政府の威令及ばざる地方に在るが、新疆方面は赤化の機運濃厚である。

九、支那共產軍

抑、支那に於て共產主義の發展を見たのは、大正十一年の頃廣東を追はれたる孫文が蘇聯邦に款を通じて大正十三年國民黨内に共產黨の制度を容れ、次で同年蔣介石が赤軍の組織に學びて國民革命軍を編成したるに端を發するのであるが、其後蔣介石は共產主義を忌み同派幹部を逐つたので、各地に潜行せる共產黨員は國際共產黨の指令に基いて自衛軍の組織に著手し、此等が後に至つて統制されて共產軍を組成するに至つたのである。

かくて、昭和六年に至り中華ソヴィエト共和國假政府が江西省瑞金に樹立されるや、支那共產軍は遂に國民政府公然の敵として目されるに至り、蔣介石自らの運命を賭せる累次の討伐を受け、之に對して必死の抗争を續けて來たのであるが、其の裏面に於て依然として蘇聯の指導援助があつたこゝを看過することは出来ぬ。殊に滿洲事變勃發以來の二、三年間は、「日支間の紛争に依る中央軍の際に乗じて長江沿岸の要點を悉く占有すべし」この第三インターの積極政策指令を忠實に實行して到る處中



中央軍を憚まし、其勢は眞に侮り難きものがあつた。此に於て、蔣介石は抗日よりも先づ剿共の急務なるを悟り、共產全軍の中心勢力たる江西匪軍の討伐に全力を注ぐに至つたのであるが、經濟封鎖戰略の効果が逐次發現するに及んで匪軍を非常なる苦境に陥れた爲、該匪軍は唯一の活路を四川方面に見出すべく、昭和九年十月下旬頃より西方へ移動を開始した。今後一擧に四川に入るや否やは固より豫斷を許さぬが、將來若し其主力を以て四川に蟠踞するに至らんか、甘肅、新疆を経て蘇聯との連絡を圖るに共に、豊富なる天産且難攻の天險を擁して永く中原を睥睨するに足るべく、其の剿滅は殆んど不可能視せらるゝに至るであらう。

該軍は三方面軍其他二十八箇師に編成せられ、總兵力二十五萬以上と推測せられて居る。其内譯及西行開始前の配置は概要左の通りである。

- 第一方面軍(朱德)約十一萬 瑞金を中心とする江西省東南部及福建西南部、江西、福建、浙江省境。
- 第十七軍(蕭克)約一萬 湖南、江西省境
- 第八軍(李明瑞)同 右
- 第二方面軍(賀龍)約二萬 貴州東北部
- 第四方面軍(徐向前)約七萬 陝西、四川邊境
- 鄂豫皖省境紅軍(曠繼勛、吳煥先)約三萬 河南、湖北、安徽邊境

## 第二節 航空

### 一、要旨

支那の航空は、數年前迄は殆ど見るべきものが無かつたが、最近列強の援助により驚くべき進歩を示しつゝある。而して支那航空勢力の實質は、其の軍用なるに民用なるを問はず、列強の航空勢力を以て觀察するを至當とするのであつて、此處に日本の國防上注意を要すべき點がある。目下列強中最大の勢力を扶植しつゝあるは米國であるが、最近に於ける伊國の擡頭も注目し得る。

### 二、航空兵力

南京政府は、滿洲事變及上海附近の戰鬪に於て苦杯を嘗めたる經驗より航空救國を高調し、米國の援助に依つて中央空軍の擴張を企圖したのであるが、裏面に於て米國に軍事上重要な利權を提供して居ることは見逃せぬ處である。加之、廣東空軍も米國の後援に依りて更に其擴張を企圖して居り、各地方空軍は名義上支那軍閥に屬するも實權は殆ど米國の手に歸して居るのである。最近張學良の伊國訪問以來、中央空軍に對する伊國勢力の進出目醒しく、漸次米國に取つて代らんとする傾向を示して居るが、何れにせよ、背後の此等の列強勢力を考慮せば、單なる支那空軍として決して輕視すべからざるものがある。

#### 1. 中央空軍(約三百機)

南京政府所屬の空軍は上海事變當時は陸上七隊、水上一隊であつて、其主力は事變中遠く逃避して覆滅を免れたのであるが、蔣介石は爾來空軍の内容刷新と兵力増加とを策し、國民の航空熱熾盛化と相俟つて、空軍擴充の氣運を醸成した。米國は偶、此機に乗じて南京政府と航空密約を締結し、航空



三年計畫に著手せしめ、先づ陸上七隊を改變して三隊とし、餘力を杭州飛行學校に集中して空軍勤務者を根本的に再訓練するに共に、此地を空軍擴張の根源地とせしめた。爾後、内容の充實に務めた結果、今や精銳約三百機(主として米國より購入)を保有するに至つて居る。而して此等改編せる飛行隊は、主力を南京に、各一隊を夫、漢口及南昌に配置して時々兵匪討伐に協力せしめ、杭州には約百機を保有して學生約二百名の操縦及機關教育に努めて居る。尙、昭和八年六月以來舊東北空軍を中央空軍中に接收した。

航空三年計畫として傳ふる所に依れば、昭和十一年末迄に増加する兵力は偵察機三百五十機、驅逐機三百機、輕爆撃機二百機、重爆撃機百機、合計約千機に及び、之を七乃至八聯隊に編成するに可きである。

2. 廣東空軍(約百二十機)

廣東政府主席陳濟棠に屬し、現在六隊約百二十機を有して居る。又、飛行學校、飛行機製作工廠等ありて悉く米人の指導を受け、其招聘米人は十數名に及んで居る。昭和十年迄に六大隊(一大隊は三中隊)約二百五十機に擴張する計畫であつたが、最近空軍司令黃光銳の歐米視察以來省内に飛行機製造工廠を建設し、右計畫の完成期を早めんとして居るのは注目を要する。

3. 廣西空軍(約五十機)

從來甚だ貧弱なりしが、李宗仁、白崇禧等の努力に依つて最近逐次其内容を充實しつゝ、あり。目下三分隊約五十機を有し外人顧問教官として英人四、獨人二を備聘し、其器材及教育法は主として英國

式である。

4. 其他の地方空軍

山西、貴州、雲南には若干機あるも、空軍の名實伴はぬ程度である。尙、十九路軍所屬飛行機四十數機は、福建事變に依る同軍の崩壊に伴ひ一部は廣東軍に大部は中央軍に接收せられた模様である。

三、民用航空

支那に於ける民用航空は殆んど中國航空公司と歐亞航空公司とに依りて支配されて居るが、前者は米國系で後者は獨逸系である。最近西南各省官民合辦の西南航空会社が出現したが其内容は甚だ微々たるものである。

而して、最近數年間に於ける支那民用航空の急速なる進歩と一般化の傾向とは左表に依り略々推知し得るであらう。

年 度	飛行距離	旅客飛行距離	旅客數	郵便物搭載量
一九二九	五七、八九三	六六、四一一	三五四	三、九三二
一九三〇	三三〇、〇七九	六三八、七二六	二、六五四	一七、八九八
一九三一	四四五、〇三九	六〇六、九九一	二、二九六	三四、四二八



一九三二	四三一、一四五	七七五、〇三六	三、一五三	五〇、八五一
一九三三	六三六、九〇〇	九〇一、八七三	三、〇五〇	四九、三四六

1. 中國航空公司

昭和四年四月の創立に該り、同五年七月米支航空新契約の締結に依つて米支合辦とし、上海—南京—九江—漢口—宜昌—萬縣—重慶—成都線、南京—徐州—濟南—天津—北平線、上海—寧波—溫州—福州—廈門—汕頭—廣州線の三線を計畫し其一部を経営して來たが、一昨昭和八年夏季に於ける汎米航空會社と南京政府との協定後支那側の持株は逐次米人の手中に收められ、現在に於ては名目のみ米支合辦なるも實權は全く米人の手中に在る。目下其發展は目醒ましきものあり、既に前記三線を完成せるの外、更に左の諸線の擴張計畫を立て、進みつゝある。

- 漢口—長沙—廣東線
- 南京—濟南—天津線
- 成都—巴安—康定—拉薩線

2. 歐亞航空公司

獨逸ハンザ航空會社は其成立當時より對支航空路の建設に著意し、昭和三年以來北平及莫斯科に其代表者を駐在せしめてゐるが、昭和五年二月國民政府交通部と交渉を始め、八月獨支航空契約を締結してアジア大陸を横斷する歐亞連絡を企圖した。但し、其計畫は滿洲事變の爲之を中止するの止む無き

に至り、爾後上海—南京—河南—北平線、河南—蘭州線及上海—蘭州—迪化線の三線に定期航空を經營して來たが、昭和九年に入るや更に左の諸線を開航するに至つた。

- 北平—太原—西安線
- 北平—洛陽—漢口—長沙—廣東線
- 蘭州—寧夏線

尙、本公司は新疆省の政情安定を見れば、直に上海、伯林間定期航空の實現を期せんを企圖して居る。

3. 西南航空公司

西南五省の官民各百萬元を出資し、合辦事業として、昭和九年八月より廣東—瓊州—北海間の定期航空を開始するに至つた。使用機及操縦士は米國に仰いでゐる。尙、龍州、南寧、貴陽、雲南等への航路擴張を計畫中であるが、佛國航空會社は巴里—越南線を、本線との連絡を企圖し其實狀を調査中なりと傳へられてゐる。

### 第三章 蘇聯邦

#### 第一節 概説

##### 一、國防上の立場と環境

蘇聯邦の國防上の立場に於て、最も特異にして又最も重大なる意義を有するものは、其國家の理想

列國陸軍概観 蘇聯邦



として建國の始めに標榜せる世界革命の遂行である。

蘇聯邦憲法第一篇に於て、『ソヴェート共和國建設以來全世界の國家は二個の集團に分裂せり。資本主義の集團及社會主義の集團是なり。』(中略 社會主義集團の優良性と資本主義集團の罪惡性を強調す)蘇聯邦共和國は唯其存在に依りて世界の帝國主義を破碎するを得。云々と明示してゐる。之は明かに資本主義と共產主義との闘争を國是としてゐることを示すものであつて、又レーニンも『蘇聯邦が帝國主義諸國と相並んで永久的に存在することは考へ得べからざることである。結局何れかの群が勝利を得るであらう。而して此勝負は兩者の戦慄すべき衝突に依つてのみ決せられる。故に、資本主義諸國を徹底的に轉覆せざれば已まざるの概が必要である。』と云つて居る。

要するに蘇聯邦は世界各國を革命に導き、之を共產主義國に化することを最高の對外方針を爲してゐるのであつて、世界を蘇聯邦に同主旨の國に爲すことが、又間接に蘇聯邦の存在を防衛するの手段となるのである。

蘇聯邦の對外政策は、國內及國外の情勢に應じ、或は積極に或は消極に變化して居るが、之は單に一時の方策であつて、結局世界革命の理想には何等の變化もないのである。從て、急速且容易に實現すべしと考へたる西歐方面への革命工作が失敗し、國內的には新經濟政策への退却を餘義なくせらるるや、蘇聯邦の欲するに欲せざるに拘らず、資本主義國家の合法的外交機關の交換を必要とするに至つたが、此外交機關の任務は、依然として列國との眞個の和平に在らずして、實に、五年計畫の完成等に依る國防力の充實迄、圍繞資本主義國の蘇聯邦に對する攻勢を回避せしむるに在るのである。かの蘇聯邦政權不可分の關係を有し、又其裏面的人格も見らるべき國際共產黨が、蘇聯邦國

策遂行の一機關として世界革命の實現に偉大なる役割を演じて居ることは、此處に詳説するの要もあらまい。

蘇聯邦が如上の政策を遂行せんが爲に、強大なる軍備を必要とするは固より言を俟たない處であつて、前述の如き外交工作を以て戰爭の回避を爲しつ、軍備の充實と戰爭遂行力の増大を其間に成就すべく最大の努力を拂つて居ることは、かの國民生活を犠牲にして迄完成に焦りつ、ある五年計畫の施行振を見るも明かである。

次に、蘇聯邦の國防問題に就て、特に吾人にまつて重要な意義を有つ今一つの問題は、其傳統的極東政策である。抑、蘇聯邦の極東政策は實にピーター大帝以來の傳統的國是であり、露西亞帝國が蘇聯邦になつた今日に於ても何等の變更なきものであることは、彼のレーニンが揚言した「吾人の運命は東方に於て決す」なる一言に依りて明瞭にされて居る處であつて、此傳統的國是が國防上の施設に自ら現はれ來り、かの極端なる極東戦備となりあることは大に注意を要することである。

## 二、軍備方針

赤軍野外教令中に「赤軍は、蘇聯邦の防衛に任ずるに共に、其存在の事實を以て、全世界に於ける被壓迫勞民の自由解放に對する闘争を支援するもの」なる旨を述べて居るが、是、婉曲に其積極的任務を表明せるものであつて、赤軍建設の目的は實に此處に在り。前項に述べたる世界革命の理想を支援するの武力として、場合に依りては全世界の資本主義國家を對象とすべき軍備であるが故に、之が整備の規模も亦生やさしいものでないことは自ら明かである。而して、彼の軍備方針は、左の諸點に



あるもの、やうであること、彼の戦争教書や要路者の言説に見るも明かである。

1. 少くも接壤國に對し速戦即決を期し得る兵力を保持する。
2. 近代戦の特色として無宣戦の儘戦争状態に入るこゝあるを以て、常備軍を強大にし、平素より戦時の編制を採るを理想とする。
3. 近代戦は運用よりも裝備の良否が問題である。特に、航空、機械化及瓦斯の裝備を優越せしめねばならぬ。
4. 將來戦は全國民を網羅するのみならず、武力は直接國家の産業に依り支持せられる。

### 三、軍備擴張と五年計畫

一九三一年七月共產黨大會の決議に曰く、「五年計畫遂行に方り第一義的重要任務は、蘇聯邦の國防力増進に關係ある部分を發達せしむるに在り」こと、以て軍備擴張と五年計畫との關係を知るべきであらう。五年計畫の詳細は總動員施設の項に述ぶるが、蘇聯邦が、如何に眞剣に軍備の擴張と國防力の充實を圖りあるかを思はねばならぬ。

### 四、國防と政治組織の關係

蘇聯邦の國防を考察するに際しては、其特異なる政治組織を考慮する必要がある。抑、戦争指導には、獨裁力を多分に必要とするこゝは明かであるが、蘇聯邦に於ける組織は之れに對し極めて都合よく出来て居る。殊に其政治が少數の最高幹部（陸海空軍の長官たる國防大臣も亦現在此中に含まれあり、而して彼等は又一面共產黨の最高幹部である。）に依り全く獨裁的に實施せられ、戦争準備並に

戦争指導の如きも亦少數の首腦者により獨裁せられ得るやう平時より組織せられてゐるこゝは、見逃すべからざるこゝである。

## 第二節 建軍要領

### 一、兵役制度

蘇聯邦は一九一八年四月徴兵制度を布き、同年七月制定の憲法に於ても之を認めた。其後國內戦及一九二〇年の蘇波戦の試練を経て、一九二二年徴兵令を制定し、一九二五年九月之に所要の改正を施して蘇聯邦兵役法を發布し、更に一九二八年及一九三〇年更に若干の改正を行つた。

服役年限 十九歳より四十歳迄の間左表の如く服役する義務を國民に課して居る。別に義勇兵制度ありて志願者を現役勤務に服せしめ、又勤勞婦人をも義勇兵に服せしめるこゝが出来るやうになつて居る。

兵役區分	現役 (五年)		第一豫備役	第二豫備役
	召集前の準備教育	在營		
正規部隊		一般に二年、海軍及オ・グ・ハ。ウ國境海軍警備隊勤務者は三—四年	一般に三年 同上—二年 歸休間の召集二箇月以内	九年 六年

列國陸軍概観 蘇聯邦



考 備	年 齡	民兵部隊交代部	
		外現役勤務 (正規及民兵に入 らざるもの全部)	現役五年間に於て歩砲兵八箇月、 騎兵十一箇月の召集教育を行ふ 現役五年間に六箇月以内の召集教 育を行ふ
民兵部隊に就ては次項(軍の構成)に於て詳述する。	19   20	二年間に二箇月の教育を実施す	現役五年間に於て歩砲兵八箇月、 騎兵十一箇月の召集教育を行ふ
	21   25		(召集期間通算三箇月以内、 一年一箇月以内)
	26   34		
	35   40		

要するに蘇聯邦の兵役制度は徹底せる國民皆兵主義であつて、而も其間勞農一流の革命擁護手段を考案苦心しあるを窺ふことが出来る。かの、國防を以て所謂プロレタリアートのみの權利とし、其以外の階級には劍を執つて兵役に服する權利を附與せず、從て、商人及雇傭労働者を使用する農工業者等は軍隊に編入せず、其代償として一定の金額を徴するか、若は雜役勤務に服せしめて居るが如きは是である。尙蘇聯邦の新兵役法を、他列強の夫れと比較するに、他列強が平和主義、軍縮問題等に影響せられて、齊しく在營年限の短縮を行ひあるに對し、正規兵に於て二乃至四年の長期在營を規定せるが如き、或は専門學校以上に於ける軍事訓練を義務的のものにせざるが如き、或は軍需工業を義務化し兵役化せるが如き、皆蘇聯邦に於ける特異の點であつて、如何に蘇聯邦が軍備の整備に眞面目なる

かが知られる。

## 二、軍の構成

赤軍は陸軍、海軍及空軍に別たれ、別に國家保安部に屬しありし特別軍隊を有する。(國家保安部は最近内務省に編合せられたが、特別軍隊は依然として赤軍内に包含されてゐる。)

陸軍は之を正規部隊と民兵部隊との二種に區分せられてゐる。正規部隊は赤軍の中堅をなすもので、主として國境方面に配置せられ、服役其他は他の列強の正規軍と變りがないが、民兵制度は赤軍の獨特のものである。即ち、民兵部隊は基幹部と交代部から成立するのであつて、基幹部は其名の如く民兵部隊の基幹を爲すも、正規部隊と同様の基礎の下に正規部隊と殆ど同様の各級幹部を以て編成し、交代部は基幹部の教育指導を受くる兵員であつて夫の召集區より召集し毎年一定期間宛交代服務せしむるものである。而して、民兵と謂ふ名稱に依りて、動もすれば其價值が低い様に了解する者があるかも知れぬが、決して左様なものではない。即ち民兵部隊は前述の如く平時基幹部充實しある外、其召集時に於ては概ね戰時編制の部隊を編成し、之を純然たる野營地に於て訓練するので、全兵卒を常に教練に出場せしめることが出来、殊に出費を惜まず必要なる諸機關を整備して居るのみならず、最近農村のコレクター化に伴ひ、召集期以外に於ても各農村等で定期的に訓練を繼續し、基幹部隊員が態、出張教育して居るので、召集期間は後述の如く短いけれども、正規師團に近い戰鬥力を保持してゐる。之を他國の青年訓練、軍事豫備教育と同一視することは甚だ當らないのである。尙民兵



師團は現地召集の制であるから、地方と密接なる連繫を保ち、建制上團結に有利なる點多く、又、動員に方りても其迅速を期し得るの利がある。

國軍の基礎を民兵に置かんとするのは、蘇聯邦建設以來の理想であつたので、政府は一九二一年第九回共產黨大會の決議に基いて、國民皆兵の主義の下に經濟的軍備を實施せんとしたが、當時國內戰及對波戰の爲龐大なる作戰軍を擁してゐたので、其實現を圖ることが出来なかつた。爾後對外戰も熄み、國內亦略々鎮靜したのと、一方財政上の危機に際會したので、一九二三年初頭から一般師團の改編に著手し、同年八月法令を以て民兵師團制度を確定し、逐次主として國境にあらざる正規師團を民兵師團に改編するに至つた。然し乍ら此制度は訓練の不足に基く有形無形上幾多の危険不安を藏してゐるので、軍部當局は總兵力の約半部のみを民兵部隊とするに止めた。特別軍隊は國家保安部隊及護送軍隊であつて、前者は國境守備、反革命運動の鎮壓、交通線の守護等に任ずる共產政權維持の旗本とも稱すべきもので、各兵科を有し一般赤軍に優ることも劣らざる最も精練の軍隊であり、後者は囚人輸送及輸送物品の護送に任ずる部隊である。

### 第三節 兵力、編制及裝備（空軍を除く）

#### 一、平時兵力及編制

一九三四年に於ける陸軍平時總兵力（特別軍隊を含む）は約百四十萬にして正規兵約五十四萬（民兵部隊基幹人員を含む）民兵部隊交代部約六十萬、特別軍隊約二十四萬（國家保安部隊約十五萬、護送軍隊約九萬）より成り、概ね左の如く編成せられて居る。

步兵軍團司令部	二〇以上（軍團は二—四師團を基幹す）
正規步兵師團	三五内外
民兵步兵師團	五〇内外（計八五内外（民兵師團中若干は不完成のものもあるべし））
正規騎兵師團	約一〇内外
民兵騎兵師團	約五内外（計一五内外）
騎兵獨立旅團	約四
其他の獨立諸隊	

#### 二、裝備

附表其二に示すが如く、戰車約三千及裝甲自動車多數を有し、且此等の戰車隊、裝甲自動車隊、乗車歩、砲兵其他を以て常設の獨立機械化部隊十數個を設置し、尙師團の約三分一に配屬機械化部隊を有して居る。又赤軍の化學戰裝備は其徹底せること列國中隨一であり、火力裝備に於ても、列國陸軍中の優位を占めあること第一篇第四章中に比較表示せる通りである。之を要するに、勞農赤軍の戰鬥能力は、今や世界に於ても有數のものとなつたやうであつて、其軍備産業五年計畫の進展に伴ひ日を追うて充實せられ行く次第である。



## 第四節 航空

九四

### 一、要旨

蘇聯邦の航空界は、革命後二、三年間は國內騒亂の爲不振の状態に在つたが、一九二二年頃より政府の努力漸く眞面目となり、軍事航空施設の大擴張を企圖するに共に、大に民用航空の發達を奨励せし結果、一九二五年頃以來急速なる發達を遂げ、現在に於ては歐米列強に比し殆ど遜色なく、將來益々發達を見るべき狀況に在る。

### 二、空軍の兵力及編制

#### 1. 指揮系統

全航空部隊は赤軍空軍本部長之を統べ、國防人民委員會に直屬する。軍管區司令官は作戰及衛戍關係に於てのみ、管内所在の航空部隊を統轄し、空軍本部長は教育、補給、人事等爾他の業務に就き軍管區航空部長を通じて航空部隊を指揮して居る。

#### 2. 兵力

一九二二年陸上部隊約二十中隊に過ぎなかつたが、一九二五年には七十八中隊、二十八年には百一中隊となり今や陸上部隊約三百中隊、其兵員約二萬三千、其機數は三千機以上に達した。而して戦闘、爆撃隊の増加は特に顯著である。又別に氣球一〇—一三中隊及航空船三中隊を有して居る。尙空軍の器材を充實する爲、一九二二年以來獨、伊、英、米、佛等の諸國より飛行機を購入し、

又國內に於ける航空機製造工場の整備を急ぎつ、あつたが國民生活を犠牲にし武力充實を主眼とする第一五年計畫の完成と共に、航空工業及其原料資源供給の途茲に確立せられ、異常なる躍進を續けつ、ある。

### 三、民用航空

從來、民間航空全聯合統一部なる名稱の下に國防労働會議の隷下にありし民間航空中央統轄機關は、一九三二年民間航空本部と改稱せられ、聯邦人民委員會に直隸するに至つた。而も目下の民間航空本部長は赤軍高級幹部の一人である。從て、蘇聯邦に於ては、民間航空も其實質に於ては國營に異ならず、國防上の考慮を第一義として企畫運営を實施しあり、航空路の開拓及之に伴ふ飛行家の養成等に特に努力を用ひて居る。

#### 1. 民用機

現在所有する民用機の數は明確ならざるも、少くも約一千機に上るべく、其一九三四—三五年度豫算額二億二千萬留に及んでゐる。而して其國土の關係よりする需要の度並に大なる第二五年計畫より判斷し、將來機數は益々増加するものと思はれる。

#### 2. 定期航空

蘇聯邦は、五箇年計畫を以て航空路の大擴張を企圖し、目下進捗中である。而して、主要都市の連絡に先だちて邊疆地方に於ける航空路を完成せしめんしあるが如きは、總べて國防上の要求から割出されて居るものであらう。特に西伯利鐵道沿線に於ては、不時著陸場を完備し、且某間隔を存して



完全なる飛行場設備を整へ、平時民用航空に便するに共に、有事の際に於ける空軍部隊の空中輸送に遺憾なからしめてゐる。

一九三三年度の実績は航空路延長約三七、八〇〇軒、輸送旅客約四三、〇〇〇人、同貨物約一、五〇〇噸、同郵便約二、〇〇〇噸であつたが、第二次五年計畫に於ける航空路擴張計畫は左の通りである。

年次区分	航空延長(軒路)	旅客(人)	貨物(噸)	郵便(噸)
一九三三	八〇,〇〇〇	二〇〇,〇〇〇	四,〇〇〇	三,五〇〇
一九三四	一一〇,〇〇〇	一,〇〇〇,〇〇〇	一七,〇〇〇	一一,〇〇〇
一九三五	一六〇,〇〇〇	三,五〇〇,〇〇〇	八〇,〇〇〇	四〇,〇〇〇
一九三六	二二〇,〇〇〇	一,四二〇,〇〇〇	三八〇,〇〇〇	一六〇,〇〇〇
一九三七	三〇〇,〇〇〇	六〇,〇〇〇,〇〇〇	二,三〇〇,〇〇〇	六〇〇,〇〇〇

備考 本表は新聞情報に依る

国防飛行化學協會其他

航空事業中特に顯著なるはかの国防飛行化學協會である。抑、本協會は民間機關であることは云へ、

各縣、郡等に支部を有し、政府當局の指導を受け、國庫の補助金に依て維持せられ、航空機並化學兵器の進歩、發達を圖るを目的とし、且全國青、少年の軍事教育、國民の軍事化の第一線機關として活動して居るものであつて、其會員は一九三四年には千二百萬を算し、更に現在では「婦人を國防に近づけよ」と叫んで百十萬の婦人會員を擁して居る。而して、此協會が民間資金を以て赤空軍に獻納せし飛行機は一九三二年に於て既に六、七百に達して居る。尙最近に於ける蘇聯邦民間飛行學校數は約二四を算し、航空要員養成に關しては「模倣飛行機よりグライダーへ」、「グライダーより輕飛行機へ」、「輕飛行機より軍用機へ」なる標語の下に兒童青年に呼びかけ系統的に著々其効果を收めつ、あり、蘇聯邦航空工業並航空機製作技術の發達完成と共に吾人の注目に値する所である。又、民用航空として蘇聯邦特異の事業は、寫眞測量、魚群搜索、害虫驅除、播種、乃至北極探險等、産業や開拓事業に迄飛行機を活躍せしめ、甚大の効果を擧げつ、あることである。

第一次五年計畫に於ける産業飛行機の業績表 (航空雜誌「サモリョート」に依る)

年次区分	空中寫直(平方軒)	農林業害虫驅除(ヘクター)	マラリヤ蚊驅除(千ヘクター)	播種(千ヘクター)	森林調査(百萬ヘクター)
一九二八	—	三二、八八六	—	—	—
一九二九	三九、一五五	三三、一四九	—	—	—
一九三〇	一〇五、五〇〇	六八、八八三	九	—	—



一九三一	一〇四、八六六	二四四、六六五	一一一	四	一
一九三二	一一五、〇〇〇	四四二、六〇〇	五八三	六	一一
一九三三	一八〇、〇〇〇	四八六、三〇〇	一、〇〇〇	一三八	一一

### 第五節 化學戰準備施設

#### 一、要旨

一九二二年頃より、將來に於ける化學戰の必現を信じ、之が研究、施設に努力し、軍部及民間に諸種の施設を行つた。即ち、赤軍に於ける革命軍事會議に化學戰部を置き、又化學戰特別研究委員會を設けて之が研究普及に努め、更に常設部隊としては化學戰部の下に化學聯隊及同獨立大隊を設くる外、一般軍隊に瓦斯部隊を附加し、之が訓練に大なる努力を拂ひつゝある。尙一般民間に對し、化學戰に關する知識普及の爲國防飛行化學協會を建設し、其活動亦利目すべきものがある。

#### 二、軍部の施設

軍部の施設は左に示すが如く大規模のものにして、化學兵器の製造並使用に關する研究より、戰闘法の演練迄を實施して居る。

#### 1. 化學戰特別研究委員會

- 化學兵器研究所 六箇
- 化學兵器製造所 四箇以上
- 化學戰大學(將校教育) 一箇
- 高等化學戰學校(將校教育) 一箇
- 速成化學戰學校(下士以下教育) 一箇
- 化學聯隊 數箇
- 化學獨立大隊 數箇

尙、士官學校のみならず一般の大學にも化學戰研究の講座又は研究室を有して居る。

#### 3. 軍隊に於ける化學戰部隊

化學戰施行の爲、軍管區司令部に軍事化學指導官を置いて居る外、軍師團步兵聯隊、騎兵師團、獨立騎兵旅團等には總て化學部隊を設けて居る、此等の化學戰部隊は防護及煙の使用を主務とするが、一方に於ては毒瓦斯を攻撃的に使用することも出来るのである。

#### 三、民間の施設

民間の施設として特筆すべきものに國防飛行化學協會がある、本會は元來防空防毒を主體としたものであつたが、最近では瓦斯原料の研究、化學工業の擴張、化學工業品製造所の設置、農業の航空化學化等、單に防空防毒に止らずして積極的に活動し、アウイアヒム隊の外、化學研究會、軍事瓦斯防



護研究會、アウイアヒム研究會(瓦斯避難所約五七〇箇所を管理す)、アウイアヒム隊長候補者講習會等があり、會員の會費に依つて化學實驗所約一三〇箇所及瓦斯防護學校を建設して居る。

## 第六節 國家總動員施設

國家總動員準備の見地から蘇聯邦を眺めるに方つては、制度組織と運営の實況との二つの視野からしてする事が必要である。

今之に就て其概要を述べるこゝに、する。

### 一、制度組織

蘇聯邦の制度組織を見るに、

1. 政治的には、寡頭獨裁制であつて、政權は他の掣肘を受くる事なく思つた通りの事が出来る。
2. 経済的には、前記の政治的權力下に、全經濟行爲を計畫的に統制して居る。  
蘇聯邦に於ては、生産及消費の全手段が社會化されつゝあつて、土地、鑛山、天然資源、工業諸企業、凡ての銀行、運輸、商業企業等々は國家社會の所有に歸して居る。従て國民經濟の全行程即ち生産、分配、消費の各領域に亘り人爲的計畫作用を加へ、之等の國家的統制を徹底的に行はしめる事が出来る。
3. 人的要素に就ても之が統制按配を主眼とし、前述政治經濟上の獨裁と相俟つて國家的統制の下に勞働力の分配を適當ならしめやうとして居る。

4. ラヂオ、新聞、雜誌其他各種印刷物、言論集會等は一切政府の手に握られ、國家の統制下にあり等に依り、現在既に徹底せる一種の總動員組織制度に在るに云へる。即ち、蘇聯邦は總動員的組織制度を常態とする國であつて、換言すれば常時總動員下に在り、戦時の爲には單なる計畫内容の變化即ち平時的産業中心計畫を軍事的內容に盛りかへる丈けで十分なのであつて、平時状態から戦時總動員形態への轉移も亦極めて容易に行はれ得るのである。

機關 以上の如くであるが故に、國家機關の總べてが既に總動員業務を行つて居るに謂ふべきであるが、今此等の計畫機關の内主なるものを擧ぐれば、概ね左の如くである。

1. 政治經濟上の大方針は、先づ共産黨に於て之を定め政府に要求する。  
即ち國防はごうせよとか、個人消費は大約幾何にせよとか、生産は如何にせよとか、總て大方針に基くものは、大略ながら或る數字を以て其要求の程度を示される。
2. 右に基いて政府は更に具體的の計畫を立案し、之が實行に任ずる。  
但し黨首腦者も政府首腦者も大體同一人であるから要するに此兩者の關係は圓滑といふより全く同心異體である。而して、此際國防と勞働即ち生産との調和を計る爲には、特に勞働國防省なるものがあつて首相が之を兼任してゐる。
3. 中央並地方政府内及各下級官廳に於ける計畫立案の當事者は左の如くである。  
イ、國家の中心指導計畫機關及計算機關は蘇聯邦國家計畫委員會であつて、聯邦人民委員會直屬である。  
ロ、行政管區の中心指導機關は各共和國、自治共和國、各州各地方大都市のソヴィエト執行委



員會の計畫委員會である。

ハ、經濟機關及企業の事業に於ける計畫中心機關は、蘇聯邦及其各共和國の各人民委員部並に地方執行委員會の内部に在る特別計畫委員會である。

ニ、各經濟機關(協同組合、トラスト、鐵道、海運等)並個々の企業(工場、驛站等)にも計畫機關を有し、個々の工場等の計畫機關内には更に其勞働の種類に應じ計畫班を有して居る。

以上の如く、其計畫機關は凡ての企業、經濟機關、中央及地方の諸機關中に存在して居る。而して、其他職業組合も国防飛行化學協會も萬般の國家社會機關も各々其範圍内に於て計畫を樹てる事は謂ふ迄もない。

## 二、運營の實況

計畫萬能的政治經濟施策は、社會主義的なる辭句の許に現實に行はれ、國家生活上に於ける領域はこれにより殆ど大部分を占められて居る。以下二、三其實況を述べる事とする。

### 1. 五年計畫

本計畫の主眼が、豫想敵國の聯合勢力に對し勝利の獲得に必要な國防組織の完備にあること、及前記の主眼を達成するに必要な一切の技術的經濟的の前提條件を作り出す爲、國防力増進に關係ある工業部門の發達に全力を傾倒しある事實を究めたならば、本計畫は、戰爭遂行力重視の見地に立つて行はれて居り、戰時的内容を既に多分に有して居ることが理解されるであらう。即ち、蘇聯邦に於ては、五年計畫の名の下に、總動員の運營が著々として進みつゝ、あるのである。

尙一、二細部に就て述べれば、

#### イ、重工業

五年計畫の産業上に於ける骨子は重工業に存し、其主眼とする所が軍事工業にあるは前述の通りである。

而して、各種生産工場擴張と共に軍事關係工場が著しく新設増築せられ、且平時工業から戰時工業への轉移に應ずる人員の配當、諸施設の準備、動力轉移の關係等も規定せられて居る。元來彼等の産業が國家企業であり且利潤を目的とするものでない爲、此等の施設は容易に且徹底して行はれ、我國に於ける軍需工業動員法の如きものは全然之を必要としないのである。

#### ロ、農業

農業の社會化即ちコルホーズ化、ソフオーズ化に依り農民の六〇%以上を社會化した。之に依り農産品に對する國家統制は著く其威力を増加し、人員馬匹の所在を現況を明ならしめて此等の召集徵發を容易にしたのみならず、勞働力の分配調節貯藏を容易ならしめて居るのである。

### 2. 五年計畫以外に於て總動員の施設を見るべきものに、左の如きものがある。

1. 民間飛行機は全部國家的統制下に在りて、「民間」といふより「軍事以外の用途に充つる飛行機」と言つた方が適當であるが、此等は國防的見地に基き豫備空軍、經濟的空軍をなし、戰時は直に軍用に使用し得る事を目的として其機種配置等を計畫せられ、飛行技術員操縦者の如きも軍人若くは直に軍用に供し得る如くせられて居る。

2. 空襲の恐ある主要都市の住民には防毒面を購せしめ、防空演習には一部の瓦斯を使用して之を襲せされ



- は市中の行進はもとより執務労働も出来ない様な事としてゐる。
- 3. 穀物等主要食品の貯蔵が相等行はれてゐるやうで、此等は國內物資の缺乏或は飢饉等に方つても必要の前には遠慮なく實施してゐる。
- 4. 軍事工業用豫備技術員の養成  
兵役法に依り高等諸學校學生中産業關係の兵役に服せしむるものか定め専らこれに軍事工業幹部たるの技能を實習せしめてゐる。
- 5. 工場配置は戦時の顧慮が十分拂はれてゐる。殊に國境附近に在りては國境より隔離せる所に分置して之を設け、戦時に於ける作業の妨碍無からしめんことを期して居るのみならず、交通輸送の關係原料地と生産地の配置關係等には特に注意せられてゐる。
- 6. 馬匹は全部登録せしめ、軍用に適する犬も亦登録せしめあり、國防飛行化學協會會員でなければ飼育する事が出来ない。

以上の如き事例は獨り物質のみならず、人的資源の統制にも徹底して行はれ枚舉に暇がない。

### 第七節 軍事豫算

最近五箇年に於ける豫算總額と軍事豫算とを掲ぐれば左の通りである。

年 度	豫 算 總 額	軍 事 豫 算
一九三〇年度	約 一一、三九〇、〇〇〇 <small>千圓</small>	約 一、一五九、〇〇〇 <small>千圓</small>

一九三一年度	約 二一、七七四、〇〇〇	約 一、三九〇、〇〇〇
一九三二年度	約 二七、五四二、〇〇〇	約 一、三九六、〇〇〇
一九三三年度	約 三五、〇一一、〇〇〇	約 一、五七四、〇〇〇
一九三四年度	約 四八、八七九、〇〇〇	約 一、七九五、〇〇〇

統制經濟組織を採る蘇聯邦の國家豫算は、爾他の列國の豫算とは其趣を全然異にするのであつて、寧ろ全國民の國民經濟の豫算と見るが至當である。従て、之を以て他國のものに比較せんとするのは殆ど意味の無いことであるが、實際上の軍事費が此處に示す軍事豫算位のものでなく、遙かに大きいことを謂ふことだけは言ひ得るのである。蓋し、本軍事豫算には陸海軍省費、特別軍隊費等を含んで居るが、莫大なる軍需工業費の如きは全然含んで居らず、又兵營の建築、射撃場の設備等の如き、地方經費の負擔となるもの亦少からずして、此等を總計するときは、軍事費總額は尙莫大の額に上るに違ひないからである。尙又國防飛行化學協會よりの獻納、シエフ（シエフミは後援者の意味であつて、共產黨、職業同盟、地方行政機關、各種組合、工場等が赤軍某々隊のシエフミなつて一部の給與等を擔任してゐるのを謂ふのである。）の各軍隊に對する援助等に要する經費は、固より本豫算以外のものであるし、又國家豫算中の豫備金の使用も大部は軍事にあるが如く、其額も決して少くないのである。



## 第四章 北米合衆國

## 第一節 概説

## 一、國防上の立場と環境

比隣に強國を有せずして開戦劈頭より大陸軍を發動するの必要を認めず、且資源豊富、工業發達しありて戦時必要に應じ一舉に大軍を編成し得るが故に、優勢なる海軍だけに保有しあらば、陸軍を以て平時より大兵力を保持するの要が無いことは、米國陸軍々備設定上の特異點である。

## 二、軍備方針

米國は世界大戰の苦き經驗に鑑み、戦後其國防法に根本的改正を加ふるに共に、教育組織の統一、編制の確立並護國軍及編成豫備軍の整備に努力したが、參謀總長バーシング大將は、一九二二年七月二十三日國防方針に關し左の要旨を發表した。

米國は開戦當初に於て平時常設の正規軍を動員して九個師團とし、之に護國軍十八師團並編成豫備軍の一部を加へ、先づ之を以て國境、海岸を守備し、其掩護の下に國內に於て大動員を行ひ、且此間各軍の軍事訓練を補足、完成し、海軍は米本國に對する敵襲の防衛を陸軍に委し獨立して作戰する。元來國防は我國土の保安のみを以て目的を達し得るものではない、従つて各軍の動員及訓練完成せば、陸軍は遠征軍を編成して攻勢作戰を敢行する云々。

右の所謂「國內の大動員」準備に就て述べれば、既に戦時約四百五十萬の大軍を動員するの計畫を確立し、且戦時之が龐大なる要求に應ぜんが爲、産業、資源及勞働等諸般の事項を網羅する周密なる産業動員計畫の基礎を策定し、銳意之が完成に向ひ官民齊しく大なる努力を續けて居る。

## 第二節 建軍要領

## 一、兵役制度

米國は獨立戰爭以來志願兵制度を以て兵制の根本を爲しあり、其建軍の主義は左の如くである。

1. 國防は舉國一致を以て行ふべく、米國市民にして苟も體格適當なる男子は凡て米國民兵たるの義務を有す。

2. 然れども之が爲國家の強制を以て軍隊を構成することなく、其建國の精神たる自由平等主義に基き、市民の自覺に待つ趣旨に依つて志願兵制度を採用し、平時最小限度の精銳部隊を存置するに止め有事に際して所要の大軍を編成す。

米國は以上の主義に依りて獨立戰爭以來各種の戰爭を経過し、其都度臨時募集の民兵に依りて正規軍を補充し、兎も角も其の目的を達成して來たのであるが、此種制度の通弊たる軍事能力の低劣、志願者の不足に依る補充難等の爲可なり苦き經驗を嘗めた。

世界大戰參加と共に、遂に徵兵令を制定し、僅に十二萬に過ぎざりし正規軍より一躍三百五十餘萬の龐大なる國軍の整備を爲したることは周知の事實である。戦後、兵制問題の論議に方り、累年



繼承し來つた志願兵制度、即ち祖國の爲至高なる犠牲心の本能的發露に期待せんことをするの制度に危険性ありきして、徵兵制度の優越を認むる者多く、參謀本部は固より上下兩院軍事委員會は、一般國民軍事訓練案を議會に提出するに共に、大統領に徵兵權を附與すべしとの案件を提起したが、議會は國民の全力を擧げて經濟方面に傾注せんとの政策を標榜して前述の提議を否決し、再び戦前の志願兵制度に復歸することとなつた。

陸軍の補充及服役は其種類に應じて左の如くになつて居る。

正規軍下士官兵は米國民たる男子にして、十八歳乃至三十五歳の志願者より體格検査の上採用する。其服役は三箇年及一箇年の二種(一箇年服役志願者は少數)であつて、再服役は三箇年を一期として居る。正規軍下士官兵は除隊後豫備役服務の義務はない。

護國軍兵は正規軍と同様、米國民たる男子にして、十八歳乃至四十五歳の志願者より體格検査の上採用する。其服役は一箇年及三箇年の二種であつて、再服役は一年を一期として居る。

## 二、軍の構成

米國陸軍は其本質に於て正規軍、護國軍及編成豫備軍より成る。

### 1. 正規軍

正規軍は常備軍であつて、平時は國內及屬領守備の主體となり、一部を以て護國軍、編成豫備軍及市民の軍事教育訓練を指導し、有事の際は第一線出動部隊の骨幹となるのである。

### 2. 護國軍

護國軍は地方有志の志願者を以て編成せらるゝものであつて、平時は各州に屬し地方の守備並治

安維持に任ずるものである。而して戦時又は事變に際しては、大統領に於て議會の承認を経たる上、合衆國の爲使用し得る如くなつて居る。従つて中央政府より毎年各州に豫算を補助し、定数の護國軍を維持して其編制、裝備、教育等皆正規軍に準據せしめ、以て戦時國防軍の第一線を形成せしむるのである。昨年以來合衆國護國軍なるもの、編成を見て、大統領の護國軍使用は従來より一層容易迅速となつた次第である。

護國軍將校以下は平素定業に服し(但一部は正規軍將校以下と同様學校教育を受く)、毎年百四十時間以上の訓練並夏季十五日間の野營を行ふに過ぎないから、軍事的訓練は正規軍に比し遜色あるを免れないが、地位教養ある有力者が擧つて入隊するから精神的素質は優秀なものである。

### 3. 編成豫備軍

編成豫備軍は合衆國戦時兵力中平時志願に依る將校及若干の下士官兵を以て編制せられたもので兩餘の戦時兵力は總て紙上の編制させられ、戦時は郷土を中心とし將校以下の要員を召集して編成及教育を完了する。従て精神的素質は優秀なるも、軍事訓練の程度は謂ふに足らぬ。

## 第三節 兵力及編制

### 一、平時兵力

#### 1. 正規軍

歩兵九師團、騎兵三師團及其他の部隊(砲兵旅團、航空兵團等)より成り、其兵力は國防法に依り



其最大限を定め、豫算に依り年々の兵力を規定せらるゝのであつて、一九三三年七月に於ける其人員は左の如くである。但し、括弧内は國防法規定の兵力を示す。

將	約	一二、三〇〇	(一七、七〇〇)人
准士官以下	約	一一二、七〇〇	(二八〇、〇〇〇)人
計	約	一二五、〇〇〇	(二九七、七〇〇)人

2. 護國軍

歩兵十八師團(一部未完成)、騎兵四師團(基幹部隊のみ現存す)より成り、國防法規定の兵力は四十二萬五千人であるが、此の如き大軍を維持するは經費之を許さないので、從來より此定員に充たざるこゝ遠く、一九三三年七月に於ける現在兵力は約十八萬六千人である。

3. 編成豫備軍 約十二萬。

尙、比律賓、布哇及巴奈馬に各、正規軍約一師團、ポルトリコに歩兵一聯隊、アラスカに歩兵一大隊、天津に歩兵二大隊(比律賓師團より派遣する)がある。

二、戰時兵力

新動員計畫に依れば戰時約四百五十萬の大軍を動員せんとするものにして、米本國に於ける第一次動員兵力は約二百萬に達するもの、如く、概ね左の部隊より成り、之を以て歩兵五十四師團、騎兵十五師團を以て十八軍團、六野戰軍を編成する。

- 1. 正規軍 歩兵九師團、騎兵三師團、及、軍團並軍の直屬部隊

- 2. 護國軍 歩兵十八師團及騎兵四師團其他
  - 3. 編成豫備軍 歩兵二十七師團、騎兵六師團及特種部隊九箇
- 國防法に依れば、平時より二十七師團編成の企圖を有するも、護國軍と同様、豫算の關係其他により未だ之を實現するに至らず、一九三三年七月一日現在に於ける編成豫備軍在籍兵力約百二十七萬人、中約十二萬人は將校要員である。

第四節 航空

一、要旨

米國政府は平和克復後、銳意歐洲交戰諸國航空の精粹を吸收するこゝに努め、又華府會議以來、比律賓及布哇に於ける空中威力の増進に著目する等、著々其充實に努力して居る。其他飛行新記録の樹立に、長距離飛行の敢行に又は優秀飛行機の設計、製作等に、所謂「アメリカ第一」を標語として邁進し、航空機工業の顯著なる發達と共に、其進歩は驚くべきものがある。又一九二七年以來實行せる其第一次航空擴張五箇年計畫は其完成を見たが、更に將來に對する計畫策定の爲、元陸軍長官たりしベーカーを首班とする航空調査委員會を組織して、航空に關する諸般の問題に徹底せる意見を具申せしめ、今や陸軍は之に基き更に第二次の航空擴張に邁進して居る。

尙一九三二年秋頃より盛に自國勢力の支那其他への進出を圖り、多數の器材及指導の爲の人員を入國せしめて直接勢力の伸展を圖るに共に、自國航空工業の高度維持に努めて居る。



二、航空兵力

空軍を獨立することなく、陸海軍に夫、の航空兵力を屬しあり、陸軍は航空隊及航空學校を有し、航空兵團に於て其業務を管掌してゐる。其陸軍航空兵力は左の通りである。

1. 總人員(一九三四年六月末現在)

准士官以上 約 一、三〇〇人  
 下士官兵 約 一三、五〇〇人  
 合計 約 一四、八〇〇人

2. 中隊數(一九三四年六月末現在)及機數(一九三三年六月末現在)

1. 正規軍

偵察飛行中隊	一三	約三〇〇機
驅逐飛行中隊	二一	約五八〇機
攻撃飛行中隊	四	約六〇機
爆撃飛行中隊	一二	約一三〇機
航空學校教導中隊	一〇	約一、〇〇〇機
飛行機勤務中隊	一六	
氣球中隊	二	
		計大約二、一〇〇機

飛行船中隊  
 飛行船勤務中隊

一三) ..... 十四隻

ロ、護國軍

偵察飛行中隊一九約二五〇機あり。目下若干中隊を爆撃中隊に改編すべく計畫中である。

3. 一九三四年十月以來、爆撃二聯隊、戰鬥二聯隊、攻撃一聯隊より成る總司令部飛行隊なるものを編成して獨立空軍的威力を構成した。

其兵力は第二次擴張計畫に依つて逐次充實されるもの、如くである。

4. 航空豫算は詳でない、蓋し、一九三四—三五年度の陸軍省航空局の豫算は三千三百二十萬弗であるが、之には人件費等を含まざるのみならず、かの失業救済の爲の公共事業費より航空機整備へ莫大の經費を充當して居るが故に、其金額は寧ろ經費の一部と見るべきを以てである。

三、民用航空

1. 米國政府經營の航空には、陸、海軍用以外に森林巡邏飛行(使用機數約四〇)及國境警備並天災に際し使用するもの等がある。
2. 民用航空は頗る盛であつて、一九三三年十月に於ける飛行機約九千三百、操縦士約一萬六千で公認飛行學校約百二十在り、主として郵便飛行、旅客輸送等に使用せられ、就中最も實用化しあはるは郵便飛行にして、目下線路百三十一條、約四千四百哩に達して居る。旅客飛行も亦漸次殷盛となり、一九三三年に於ける輸送旅客數は五十五萬に達し、又一九三三年七月に於ける飛行場及



- 3. 航空輸送の國外進出は最近特に著しく、南米に對する米國の努力は目醒ましいものがある。又一九二九年四月、米支航空契約成立し、同年十月より上海—南京—漢口間を、十二月更に成都迄の航空輸送を開始せし外、中華民國に於て多數の航空路を設定すべく計畫してゐる。
- 4. 最近飛行機製作數

米國の飛行機工業は大規模に發達し、近年に於ける業績は左の如き數字を示して居る。

年 度	軍 用		商 業 用	
	機 數	金 高(弗)	機 數	金 高(弗)
一九二七	六二一	七、五二八、三八三	一、五六五	六、九七六、六一六
一九二八	一、二一九	一九、〇六六、三七九	三、五四二	一七、一九四、二九八
一九二九	六七七	一〇、八三二、五四四	五、三五七	三三、六二四、七五六
一九三〇	七四七	一〇、七二三、七二〇	一、九三七	一〇、七四六、〇四三
一九三一	八七五	一二、八四七、六二五	一、六四五	六、四四一、八二〇

一九三二年度に於ける飛行機の輸出額は約二八〇機其價額約四百三十餘萬弗に達して居る。

### 第五節 化學戰準備施設

#### 一、要 旨

米國陸軍當局は將來戰に處する爲、毒瓦斯を主とする化學戰を以て最も經濟的且有效なる戰闘法なりと認め、官民協力して之が利用、研究、調査等に努力し、殊に平時に於ける之が教育施設及工業動員等に對しては、周到且大規模の準備施設を實施して居る。米國の當局者が、戰に勝たんが爲には毒瓦斯制限に關する條約の如きは一顧にだも値せざることを公言せる如き、本施設に對する米人の意氣込を十分に窺ふに足るものがある。

當局の毒瓦斯使用に對する見解

1. 化學戰部ジョージ、ハント大佐の口演要旨  
毒瓦斯は極めて有效なると同時に比較的人道的の兵器であつて、將來戰に於ては國際間の諸條約の如何に拘らず、斷然之を使用しなくてはならぬ云々。
2. 前化學戰部長フリス少將の報告要旨  
現今及將來の戰爭は全く國民戰爭であつて、開戦と同時にあらゆる人員、工業を擧げて動員し、國家の安危に關する秋に方りては、如何なる武器、如何なる交戦法と雖斷然之を使用し、勝利の獲得に努めなくてはならない。而して化學的國防準備は最も經濟的にして且最も有效である。  
近時化學工藝は異常の進歩發達を爲しつゝあるから、將來は兵器に一層急激なる變革を齎すべきや明であるが、彼の軍備制限會議も亦此變革を促進するに過ぎず、戰爭の絶滅しない限り條約を以て特種兵器の使用を禁止せ

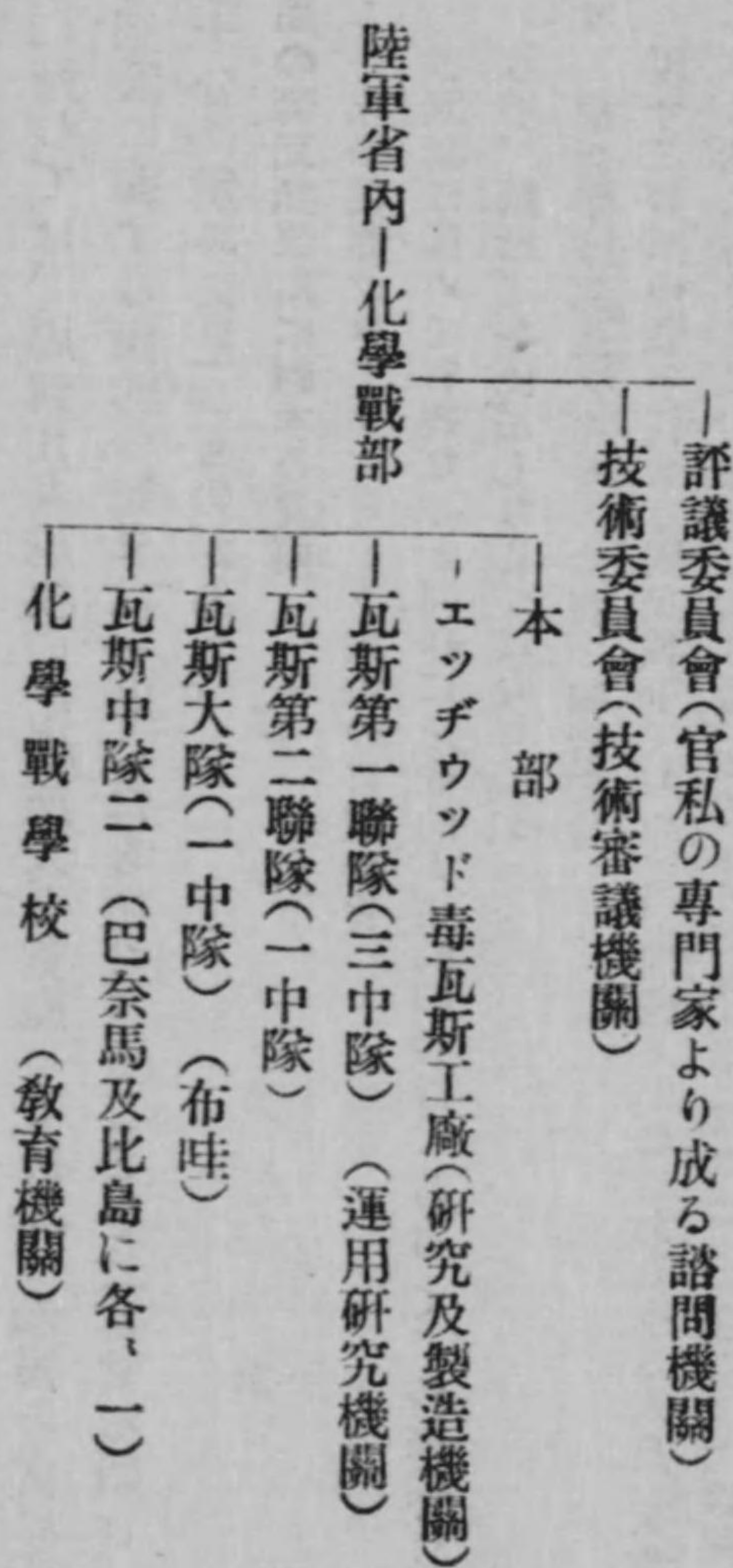
列國陸軍概観 北米合衆國



## 二、化學戰諸機關の概要

んとするが如きは、夢想到過ぎざるものと謂はなくてはならぬ云々。

米國は、毒瓦斯の研究を公然と組織的、徹底的に行つてゐる。其編制は次の如くである。



此等の諸施設完成の爲に要せし費用は八千萬圓と稱せられ、エツヂウッド毒瓦斯工廠は研究及製造の機關として諸設備が完備して居る。

## 四、化學戰教育施設

參謀本部には化學戰部將校を配屬して動員、教育、編制、裝備等に關する勤務に服せしめて居る。又毒瓦斯に關する教育施設としては化學戰學校主として之に任じ、陸軍大學校、參謀學校、歩兵學校

及其他の特科學校に於ても、夫々一部の教育訓練を實施して居る。其他軍團及師團に於ても、幹部以下に對し瓦斯教育を行ひ、之が普及、徹底を圖つて居り、運用研究の機關として常設瓦斯第一聯隊がある。尙、別に、豫備瓦斯聯隊二箇あり、毎年一回夏季約二週間召集し、野營地に於て教育して居る。

## 五、民間に於ける化學工業施設

民間に於ける化學工業は平時に於ては製藥、染料、寫真用藥品、香料、調味品、人工纖維、食料色素等を製造するに共に、爆發物及毒瓦斯等戰用化學品の原料又は半製品を生産し、官民一致して本工業の助成、發達を圖るに共に、將來戰に際しては、此種工業に關するあらゆる人員、工場、設備、材料、製品等を擧げて動員し、必要に應じ大規模に之を行使するに遺憾なきやう準備を進めて居る。化學工業動員準備に關しては、化學戰部に民間化學工業家との連絡を擔任し併せて情報収集に任ずる一課を設けて居る、其任務は主として戰時所要の化學品の利用法を計畫し、尙民間に於ける各種化學工業家との協調を一層密ならしむるに共に、其製造設備並原料品、補給資源等を調査するに在る。又米國化學協會の委員中の若干名並専門家の化學者技師十五名を化學戰部の顧問として新知識の移入、改良、進歩に資して居る。斯くて米國に於ける瓦斯及防毒面の利用は各方面に發達し、害虫驅除、船舶の消毒、坑内勞働者の炭酸瓦斯防護、警察、消防等に著々効果を擧げて居る。

## 第六節 國家總動員施設

米國總動員業務は其軍備方針に明示さる、「國內大動員」の準備の根幹を爲すものであつて、陸軍省



の擔任に屬し、陸軍次官主管の下に數個の補給部局を設け、關係各省及民間團體之に協力して、専ら重點を軍需品の補給統制に置き、調査、研究、補給計畫並戰時諸機關の編成等に關し、徹底せる具體的準備を進めつゝあり。

尙一九二六年上下兩院に提出せられた總動員法案は、大統領に資源統制の獨裁權を賦與せんことをものであるが、未だ制定公布を見ない。然れども、工業動員の要員を思惟せらるゝ豫備兵器將校の外、特に産業大學を設置して産業動員統轄要員の養成に任じて居る。又一九二四年以來國防記念日を設けて一般國民に對する總動員演習を實施し、約二萬個の民間工場に對しては、平時より教育註文制度に依て、兵器の製造に習熟せしめ、戰時此等の工場が命令一下直に軍需品の製造に轉換擴充し得る如く周到なる計畫を準備して居る。

### 第七節 陸軍豫算

最近五箇年に於ける豫算總額と陸軍豫算とを掲ぐれば、左の通りである。

年 度	豫 算	總 額	陸 軍	豫 算
一九三〇—三一年度	約	四、五九〇、九一五 <small>千弗</small>	約	四六六、六二六 <small>千弗</small>
一九三一—三二年度	約	四、六六七、八四五	約	四六四、六四五

年 度	海 軍	約	陸 軍	約
一九三二—三三年度	四、七九八、〇〇〇	約	四六八、六〇五	
一九三三—三四年度	約	四、二一八、〇〇一	約	三六五、〇一〇
一九三四—三五年度	約	三、九六〇、七九九	約	二八四、二三六

一九三三年六月十五日には約三十二億の所謂復興豫算を編成せるも其年割等不詳の爲右表中には計上して居ない。従て、之を加へれば一九三三—三四年度の豫算總額は七十億を超えるであらう。

米國陸軍豫算中には巴奈馬地帶費、一般土木費等、純陸軍費にあらざるものを含みあるも、逆に、老兵局 (Veteran's Bureau) の經費中に在る莫大なる軍人恩給、公共事業費より支出さるゝ軍需工業の經費、其他護國軍の爲各州の負擔する經費等は、純然たる軍費であるが、陸軍豫算内に計上されて居ない。

## 第五章 英 國

### 第一節 概 説

#### 一、國防上の立場と環境

本國の地理的位置の關係及世界に廣く分布する植民地の關係は、優勢なる海空軍を必要とするも、平時より強大なる陸軍を整備するの要大ならざる特質を有して居る。尤も、世界大戰の刺戟に依り、機に應じて精銳なる兵團を大陸に派遣すべきの要あるを感ずるに至つたやうであるが、其工業力大な



る爲、平時は基幹部隊のみを有すれば足りるであらう。

## 二、軍備方針

英帝國國防の大方針は「領土を保有し、其結合を鞏固にし、對外權利を維持し、且通商貿易の保護を主とする」に在りし、之が爲に必要な範圍の制空及制海權の確保、屬領各部の獨立防禦及相互援助を策するを以て其綱領として居る。

右方針に基く國軍整備の要領は概ね次の如くである。

1. 海軍政策 略す。
2. 陸軍政策 本國及植民地の防衛上必要な限度の陸軍を整備し、且國民軍事豫備教育の徹底を圖る等各種の施設に依て戦時陸軍の擴大を準備する。  
世界大戰後志願兵制度に復歸せるに伴ひ、地方軍を改編して其裝備を正規軍と同様とし、又戦時兵力の増強に努めて、大陸に於ける活潑なる運動戦を準備し、以て速戦即決を策する。特に軍の機械化に依て其能力の向上を圖る。
3. 空軍政策 英本國に對して空中攻撃を加へ得べき列國中、最強一國を標準とする航空隊を本國に備へ、以て其防空を完全ならしむるのみならず、陸、海軍及植民地の要求に應じ得る獨立の空軍を整備する。尙、民用航空を補助、獎勵して戦時の擴張に應じ得る準備を爲す。

## 第二節 建軍要領

### 一、兵役制度

英國の兵役は志願兵制度である。是、同國古來傳統の強制を絶対に好まざる自由主義、過去に於て義勇兵制を以て世に誇り來りたる自尊心に依るの外、同國が平時より大なる兵力を必要としない特種の國防條件に依るのであつて、平時に在りては志願兵制度を以て最も其國情に恰適しありと認め居るが、世界大戰間は徴兵制度を採用せざるを得なかつた。

正規軍兵は十八歳以上二十五歳以下の壯丁より募集し、其服役期間は十二箇年である。之を現役、豫備役の二期に分ち、志願に依り其全期間を現役に服し、又服役期間二十一箇年に達する迄再服役を爲すことが出来る。現役、豫備役の各期間に募兵の状況並海外勤務の爲の派遣、交代等の關係を顧慮し、各兵種に依り多少の差あるも、大體現役七年、豫備役五年を通常とする、而して此現役七年は當初一年を教育に、爾後六年を三年宛海外及本國に交代服役せしめんとするものである。

又地方軍兵は十七歳以上三十八歳以下の者より募集し、其服役期間は四年であつて、爾後一年乃至四年の延期を志願することが出来る、而して服役最終の年齢を三十八歳と規定して居る。

### 二、軍の構成

英國陸軍は之を正規軍、地方軍及豫備軍の三種に大別される。

#### 1. 正規軍

正規軍常備部隊は野戦軍の骨幹を爲し、主として外征に使用せらるゝものであつて、平時本國に駐屯する外、印度其他の海外植民地等の守備に任じて居る。

#### 2. 地方軍

列國陸軍概観 英國



地方軍は戦時必要に應じ議會の協賛を経て外征に使用するものであつて、平時教育訓練の爲基幹部隊を有し、時々召集して各種の訓練を行つて居る。其訓練の回数左の如くである。

第一年度 四、十五回 外に野營八日乃至十五日  
第二年度乃至第四年度 毎年二十四回宛 外に野營八日乃至十五日

而して其募集、保持は全然州協會の手に委し、軍隊教育に關してのみ軍管區司令官の監督を受けしし海岸防禦の責任の大部を地方軍に擔任せしめ、又地方軍の「誓約」に關する法規を改正し、所要に應じて地方軍に屬する者を外征の爲正規軍の補充に使用し得る如くした。

3. 豫備軍

正規軍豫備、將校補充豫備及補充豫備、民兵及海峽諸島及植民地民兵、地方軍豫備に區分する。正規豫備は現役を終了せるもの、將校補充豫備及補充豫備は動員に方り將校の補充及技術兵の補充に充つるものであつて、一九二四年の創設に係り、民兵は正規軍豫備使用後正規軍の補充に充てらる、ものである。

第三節 兵力及編成(空軍を除く)

一 本國軍兵力

1. 平時兵力

一九三四年度豫算面に依る英國陸軍の平時兵力は左の如くであつて、之を本國に於て五師團、印度に於て四師團及騎兵五旅團、地方軍に於て十四師團に編成して居る。

正 規 軍	約一四一、三〇〇人
印度英人隊(正規軍將兵を基幹とし之に印度人を加ふ)	約五七、七〇〇人
地 方 軍	約一三二、七〇〇人
計	約三三一、七〇〇人

本國の五師團は夫、約半数の兵力を香港、新嘉坡等に交代派遣して居る。

2. 動員部隊兵力

正規軍豫備軍	約一二〇、〇〇〇人
補充豫備	約一九、〇〇〇人

二、本國外の兵力

海外自治領及植民地は別に左の如き兵力(土民軍等を含む)を有して居る。

加 奈 陀	約一三四、八〇〇人
南 洋 洲	約一、二九、七〇〇人
印 度	約一、六六、六〇〇人(英人隊を除く)
新 西 蘭	約三三七、二〇〇人
南 洋 洲 阿	約一、四〇〇人

列國陸軍概観 英國



愛蘭現役軍

計

約 五、八〇〇  
約 三五五、四〇〇

尙英國は、各國空軍及長射程砲等の發達に鑑み、最早其國防を地理的恩恵にのみ委するを得ず、爲し、軍の機械化、空軍其他の整備乃至國民訓練に對し多大の努力を拂つて居るのであるが、本年は戰車旅團を創設せる外支援兵器の問題及補充の簡易化を企圖し、之が爲オールダーショット軍管區の歩兵第六旅團の編制を變更して研究中である。

第四節 航空

一、要旨

英國は世界大戰末期即ち一九一七年末、陸海軍の航空を統一して獨立空軍の建設を決するに共に、翌一九一八年春空軍省を設置し、名實共に完全なる空軍を編成して戰場に活躍したのであるが、平和克復と共に、強大なる航空兵力の維持困難になつた爲、之を整理し、他の交戰諸國と同じく民間航空の發達を奨励し、有事の際擴張すべき豫備員の養成に努力して來た。從來に於ける航空政策の方針は大體次の通りである。

1. 平時空軍兵力は、海外守備に必要な諸部隊の外、英本國領土には直接國土防禦用、陸、海軍協同用及此等補充に任ずべき諸部隊並少數の豫備を保有す。

2. 空軍諸學校の設備を完全にし、現役將校以下の教育練成に任ずるに共に豫備員の訓練養成に努力す。

3. 大に戰用航空諸器材を整備す。

4. 大規模の航空研究及實驗所を整備して航空諸般の發達、進歩を計り、民間航空に依る戰時の擴張を期す。

然るに一章帶水の佛國が大戰後も引續き世界最強の空軍を擁するのみならず、益々擴張の勢を示し、常に、近く自國の上空を脅威するの狀況に鑑み、一九二二年保守黨内閣は遂に空軍大擴張を計畫して、今日の優勢なる空軍に迄發展したのであるが、政府は本年更に新擴張案を提出して、五年計畫に依る五十一中隊増加を企圖して居る。

二、空軍陸上部隊兵力

1. 空軍省所屬兵力

總人員約三萬二千人、飛行機約千五百機を有し、中隊數は八十四(正規空軍七六、補助空軍八)に達して居る。其任務に依る内譯は左の如くである。

イ、在本國兵力

爆撃 中隊	二七
内	
夜間(重)爆撃	八
晝間(輕)爆撃	一九

列國陸軍概観 英國



戰 闘 中 隊 一六

一六

一

連 絡 中 隊 八

八

一

陸軍協同(偵察)中隊 一五

一五

一

哨戒中隊(飛行艇) 四

四

練習中隊 四

四

在 海 外 兵 力

一、空軍部 爆撃中隊(輕)

一六

二、雷撃中隊

三

三、哨戒中隊(飛行艇)

三

陸軍協同中隊

五

計 陸軍協同中隊

二七

尚、以上の外氣球一隊があり、又牛津及劍橋兩大學には各大學飛行中隊がある。

2. 本國外の兵力

海外自治領及植民地別に左の空軍を有して居る。(括弧内は民間操縦士及民間飛行機数を示す)

濠 洲 約 九〇〇人(約三〇〇)

約一九〇機(民用含む)

加 奈 陀 約 七〇〇人(約七五〇)

約六五機(約三三〇)

南 阿 約 三〇〇人

約八〇機

新 西 蘭 約 一〇〇人(約三〇〇)

約二〇機(約 六五)

愛 蘭 約 二〇〇人

約二五機

印 度 約 二、二〇〇人

約一、一〇〇機(約八〇)

計 約 四、四〇〇人

約四九〇機

三、民用航空

空軍の擴張を緊要とする一方、一般的經費節減の要求を顧慮するの見地より、平時民間航空事業を獎勵發達せしめ、以て國防の一助たらしむべく、之が補助に就ては多大の注意を拂ひつゝ、あるが、一九三三年度に於ては補助金額百萬磅を計上して居る。

1. 民間航空輸送會社に對する補助金下附と其事業

政府は民間の四航空會社に補助金を下附して居つたが、其事業は僅に少數の飛行機を操縦者をして維持するに止まり、國家的に豫期の成果を收め得ない嫌があつたので、空軍大臣は其改善を策し、前記四會社を一團として一九二五年四月より帝國航空路會社を創設し、政府の監督の下に旅客及郵便物輸送に任せしめ、一九三三年度の補助額は前述の如く百萬磅に達して居る。

2. 一九三三年度擴張案の要旨

五年計畫を以て五十一中隊を増設し、内三十三中隊を以て本國防衛に、又八中隊を以て海軍豫備及海外豫備に充てん企圖するものである。

3. 民用航空

空軍の擴張を緊要とする一方、一般的經費節減の要求を顧慮するの見地より、平時民間航空事業を獎勵發達せしめ、以て國防の一助たらしむべく、之が補助に就ては多大の注意を拂ひつゝ、あるが、一九三三年度に於ては補助金額百萬磅を計上して居る。

1. 民間航空輸送會社に對する補助金下附と其事業

政府は民間の四航空會社に補助金を下附して居つたが、其事業は僅に少數の飛行機を操縦者をして維持するに止まり、國家的に豫期の成果を收め得ない嫌があつたので、空軍大臣は其改善を策し、前記四會社を一團として一九二五年四月より帝國航空路會社を創設し、政府の監督の下に旅客及郵便物輸送に任せしめ、一九三三年度の補助額は前述の如く百萬磅に達して居る。

2. 一九三三年度擴張案の要旨

五年計畫を以て五十一中隊を増設し、内三十三中隊を以て本國防衛に、又八中隊を以て海軍豫備及海外豫備に充てん企圖するものである。

三、民用航空

空軍の擴張を緊要とする一方、一般的經費節減の要求を顧慮するの見地より、平時民間航空事業を獎勵發達せしめ、以て國防の一助たらしむべく、之が補助に就ては多大の注意を拂ひつゝ、あるが、一九三三年度に於ては補助金額百萬磅を計上して居る。

1. 民間航空輸送會社に對する補助金下附と其事業

政府は民間の四航空會社に補助金を下附して居つたが、其事業は僅に少數の飛行機を操縦者をして維持するに止まり、國家的に豫期の成果を收め得ない嫌があつたので、空軍大臣は其改善を策し、前記四會社を一團として一九二五年四月より帝國航空路會社を創設し、政府の監督の下に旅客及郵便物輸送に任せしめ、一九三三年度の補助額は前述の如く百萬磅に達して居る。

2. 一九三三年度擴張案の要旨

五年計畫を以て五十一中隊を増設し、内三十三中隊を以て本國防衛に、又八中隊を以て海軍豫備及海外豫備に充てん企圖するものである。

三、民用航空

空軍の擴張を緊要とする一方、一般的經費節減の要求を顧慮するの見地より、平時民間航空事業を獎勵發達せしめ、以て國防の一助たらしむべく、之が補助に就ては多大の注意を拂ひつゝ、あるが、一九三三年度に於ては補助金額百萬磅を計上して居る。

1. 民間航空輸送會社に對する補助金下附と其事業

政府は民間の四航空會社に補助金を下附して居つたが、其事業は僅に少數の飛行機を操縦者をして維持するに止まり、國家的に豫期の成果を收め得ない嫌があつたので、空軍大臣は其改善を策し、前記四會社を一團として一九二五年四月より帝國航空路會社を創設し、政府の監督の下に旅客及郵便物輸送に任せしめ、一九三三年度の補助額は前述の如く百萬磅に達して居る。

2. 一九三三年度擴張案の要旨

五年計畫を以て五十一中隊を増設し、内三十三中隊を以て本國防衛に、又八中隊を以て海軍豫備及海外豫備に充てん企圖するものである。

三、民用航空

空軍の擴張を緊要とする一方、一般的經費節減の要求を顧慮するの見地より、平時民間航空事業を獎勵發達せしめ、以て國防の一助たらしむべく、之が補助に就ては多大の注意を拂ひつゝ、あるが、一九三三年度に於ては補助金額百萬磅を計上して居る。

1. 民間航空輸送會社に對する補助金下附と其事業

政府は民間の四航空會社に補助金を下附して居つたが、其事業は僅に少數の飛行機を操縦者をして維持するに止まり、國家的に豫期の成果を收め得ない嫌があつたので、空軍大臣は其改善を策し、前記四會社を一團として一九二五年四月より帝國航空路會社を創設し、政府の監督の下に旅客及郵便物輸送に任せしめ、一九三三年度の補助額は前述の如く百萬磅に達して居る。

2. 一九三三年度擴張案の要旨

五年計畫を以て五十一中隊を増設し、内三十三中隊を以て本國防衛に、又八中隊を以て海軍豫備及海外豫備に充てん企圖するものである。

三、民用航空

空軍の擴張を緊要とする一方、一般的經費節減の要求を顧慮するの見地より、平時民間航空事業を獎勵發達せしめ、以て國防の一助たらしむべく、之が補助に就ては多大の注意を拂ひつゝ、あるが、一九三三年度に於ては補助金額百萬磅を計上して居る。

1. 民間航空輸送會社に對する補助金下附と其事業

政府は民間の四航空會社に補助金を下附して居つたが、其事業は僅に少數の飛行機を操縦者をして維持するに止まり、國家的に豫期の成果を收め得ない嫌があつたので、空軍大臣は其改善を策し、前記四會社を一團として一九二五年四月より帝國航空路會社を創設し、政府の監督の下に旅客及郵便物輸送に任せしめ、一九三三年度の補助額は前述の如く百萬磅に達して居る。

2. 一九三三年度擴張案の要旨

五年計畫を以て五十一中隊を増設し、内三十三中隊を以て本國防衛に、又八中隊を以て海軍豫備及海外豫備に充てん企圖するものである。



更に英國政府は、英本國內飛行事業振作の目的を以て、一九二九年設立せられたる英國飛行事業會社に對し、今後十年間補助金を附與すべき旨、同年二月空軍省より之を公表し、一九三二年度に於ては五千磅を支給した。

2. 英本國、新嘉坡間定期航空路の開設

一九二四年七月空軍大臣は英、印間航空路の開設に關し、下院に於て左の如く聲明した。

- イ、一會社を設立し、英、印間一週二回の飛行船定期航空路を開設す。
- ロ、政府は會社に貸付金及補助金を給し、平時將校、下士の研究に供し、戦時は全部政府の使用に充つ。

而して本研究の爲並英、印間航空地上設備の爲、三箇年繼續事業として、經費百二十萬磅を當時の追加豫算として提出し、一九二九年三月、帝國航空路會社の手によつて其事業を開始するに至つた。尙本年本航空路は新嘉坡に到達せるが、更に一を濠洲に延長して十二月中既に開航し、又他の一を極東に開く企圖がある。

3. 中華民國に於ける航空權獲得の企圖

英、印航空路の延長計畫に連絡し香港——奉天線の航空權獲得の企圖を有して居る様である。

4. 其他の航空

政府は懸賞を以て民間用標準飛行機の設計を募集し、或は燃料を節約して十分なる飛行能力を發揮すべき輕飛行機の發達競技を行ひ、一九三四年十月英濠間長距離懸賞飛行を實施する等種々の

方法を以て民用航空の發達を奨励して居る。又輕飛行機俱樂部は各都市に設立せられ、其數本國内のみにても既に五十(内十六は補助金を受く)に達し、屬領内のものを合するときは百四十餘にあり、會員の數一萬餘に及び、今や飛行機操縦の如き一種のスポーツを看做さるゝに至つた。

5. 民間操縦者及飛行場

一九三四年末に於ける數字は左の如くである。

- イ 操縦者 約二、六〇〇
- 操縦資格A(個人飛行機) 約四、五〇〇
- 同 B(商業機) 約四五〇
- ロ 飛行場 五〇
- 公開飛行場數 二〇一
- 個人所有同右

第五節 化學戰準備施設

一、要旨

英國は戦後に於ける軍備革新の根本方針を科學應用に置き、之に對する研究は眞に緊張を極め、技術研究費の如きも逐年増加して、戦前の六倍以上に達して居るが、就中化學兵器は特に之を重要視



し、技術研究費の三分の一即ち毎年約二百萬圓を之に充當して居る。

二、施設

化學戰準備機關は陸、海、空軍の共同事業とし、陸軍之を主宰し、左の機關を設く。

1. 調査部

陸、海、空軍の爲、化學戰に關する諸調査を行ふ。

2. 化學戰研究所

本部を倫敦に置き、ポルトン及サットンウオークに實驗所を有する。

本部には、陸、海、空軍代表者並科學者を以て組織する化學戰委員會を設け、化學戰に關する顧問機關たらしむ。

兩實驗所は、共に化學兵器應用の諸研究並試験を行ふ。

3. 化學戰學校

ポルトンに在り、一九二二年より開校し、隊附將校、下士に對し毒瓦斯防護法の教育を行ふ。

第六節 國家總動員施設

其國民性ニ國情ニ依り、國民の行動を統制する法律其他を平時より公布するが如きことなきも、其軍備方針に鑑みるべき、有時の日に必要なる陸軍軍備の擴充を行ふ爲には、完備せる總動員施設に

依るの外なきこと、國民全般の能く理解知悉しある處であつて、所要の準備施設は著々として整備されつゝある。即ち、法規的に表面に現はる、施設は顯著ならざるも、實質的には緊要なる施設を完備しつゝ、ありと見られるのが、英國總動員施設の特色である。

從て、平時に於ける此種公的施設の明瞭なるものは少いが、其中央機關も目すべきものは、樞密院内に存するもの、如く、又國防大學なる特種の施設が在つて、總動員の爲の最高指導部要員を養成して居るやうである。

國防大學は、參謀次長又は軍令部次長を以て校長とし、陸、海、空軍の優秀なる佐官級將校と行政官廳要路の有爲なる事務官級官吏二十數名を年々研究員として召集し、所要の研究を行つて居る。

軍需動員の如きも之が爲の特別の規定等を設けて居らぬが、軍と民間工業の間には密接なる連繫が保たれあり、民間工業の軍事轉用計畫も實質的に完成して居るに見られる。

第七節 陸軍及空軍豫算

最近五箇年に於ける英本國豫算總額と陸軍及空軍の豫算とを掲ぐれば、左の通りである。

年 度	豫 算 總 額	陸 軍 豫 算	空 軍 豫 算
一九三〇—三一年度	約 七八九、四〇〇 <small>千鎊</small>	約 四〇、二四三 <small>千鎊</small>	<small>千鎊</small>



一九三一—三二年度	約 八〇三、五〇〇	約 三八、六二三	約 一七、七〇〇
一九三二—三三年度	約 八四八、一〇二	約 三六、四八八	約 一七、四〇〇
一九三三—三四年度	約 七四四、七九一	約 三七、九五〇	約 一七、四二六
一九三四—三五年度	約 七八四、八八七	約 三九、六〇〇	約 一七、五六一

右豫算中には自治領及植民地軍隊の經費を含まざるに注意するを要する。  
 今、主要な海外自治領及植民地に於ける軍事費を擧ぐれば次の如くである。

國 (地名)	年 度	金 額	備 考
濠洲聯邦	一九三三—三四年度	約 一九、一二二	
加 奈 陀	一九三二—三三年度	大約 二、三〇〇	一一、三〇七、五五九弗を換算せり
印 度	一九三三—三四年度	大約 三九、〇〇〇	五〇五、一六七、〇〇〇留比を換算せり
新 西 蘭	一九三三—三四年度	約 九九七	
南 阿 聯 邦	一九三三—三四年度	約 七七七	
愛 蘭 自 由 國	一九三三—三四年度	約 一、二二七	

## 第六章 佛 國

### 第一節 概 說

#### 一、國防上の立場と環境

佛國の國防を論ずるに方りて獨逸との關係を輕視し得ざることは、此處に喋々する迄もない。抑、獨佛は古より犬猿の間柄に在り、世界大戰の結果獨逸に對して徹底的壓迫を加へたるも、現時に於ける情勢は、世界大戰時に於けるが如く他の強國が常に佛國に加擔するものにして妥如として居ることを許さないのであるから、獨逸國境を接壤して居る佛國にして、獨逸に對する恐怖心を清算するに於て出來ないのは蓋し當然であらう。

右の如きを以て、佛國は、其外交手段に於て先づ其安全保障を求むるに共に對獨抑壓の政策を取り、内に於て軍備の充實を念じて居るのである。

安全保障問題 かのフォッシュ元帥の主張に依るラインを以て國境線とするの案が脆くも平和會議に於て敗れたる後、或は英に、或は米に安全保障を求めたけれども、是亦満足すべき結果を得なかつた。之が爲佛國は、夙に波蘭及小協商諸國との連衡を固くし、又一九二五年には伊獨白と共にロカルノ條約を結び、尙最近には蘇聯邦と大に接近し或は伊國との親交を圖る等、獨逸包圍の政策に出づると共に、益々自主的軍備の必要を認むるに至つた。對獨抑壓政策 佛國は、平和條約に依つて獨逸の軍備を徹底的に制限し、又賠償金に依つて其經濟的勃興を抑へたるに拘らず、獨逸の反撥は其壓迫を免るべく種々の運動を起し、爲に賠償金問題はかのローザンヌ會議に於て



大體清算せられ、又軍備問題は一九三二年八月二十九日の對佛覺書に依る軍備平等權要求以來、一九三二年夏の四國條約及軍縮會議に於ける執拗なる要求の経緯を経て、一昨年十月遂に獨國の軍縮會議脱退を見るに至つたのであつて、佛國の國防不安は益々増大し軍備の強化に邁進すべき必要は更に切實の度を加へたのである。

### 二、軍備方針

凡そ佛國國防の基調は、國の安全を保持し、國權を防護し、併せて其海外發展を圖るに在りて居るが、前項説述の事情に鑑みる時、其軍備の方針が、對獨絕對安全を主眼として定められあるは、此處に更めて言ふ迄も無いであらう。尤も其空海軍に於ては、對英、對伊の顧慮をも有して居ること固よりである。

從て、世界大戰後軍縮の思潮が世界を風靡し、經濟的の不況亦一度ならず襲來した際にも、佛國は、前者に對しては軍縮の前提は安全保障なりとして多少の軍縮を實施しつゝ、も尙容易に譲らず、後者に對しては當局の施設國民の自覺を以て漸く之を切り抜け、今や莫大なる飛行機三五十餘萬の陸軍を擁しながら、尙且多額の經費を費して、最近東方國境要塞の築設を大部完了した次第なのである。

### 第二節 建軍要領

#### 一、兵役制度

佛國現時の兵役法は、一八七〇年普佛戰爭後の創始に係るものであつて、國民皆兵を主義とし、徵兵制を主體(軍の必要上長期の志願兵を一部採用)として居る。蓋し該戰役の大敗が對獨復讐の國軍を

要求し、必任義務制の現出になつたのである。

在營年限の變遷 爾來佛國の兵役法は若干の改正を経て第二十世紀に入つたが、當時國際關係の平穩なる情勢並平和主義の擡頭は、漸く當年の對獨復讐觀念を消磨せしめ、寧ろ社會政策的施設に重きを置くに至り、終に一九〇五年の兵役法を改正して、三年在營より二年在營になつた。然るに此兵役法の改正は、佛軍の素質を漸次低下せしめ、遂に二年制を以てしては國防を安全ならしめ得ざるを認むるに至りしのみならず、之に對し、獨逸は軍備擴張に次ぐに擴張を以てし、一九一三年頃に至つては、佛獨開戦の避くべからざる情勢となり、佛國上下をして一層危懼の念を抱かしむるに至つた。此に於て佛國の輿論は再び對外強硬に變轉し、一九一三年、三年制を採用することに、斯くして大戰に参加したのであつたが、大戰終熄後人口の減少に伴ふ勞働力の不足を補ふの必要に迫られ、一九二三年春一年半在營を基礎とする兵役法の發布を見るに至つたが、大戰の結果に依る壯丁の減少は一九二八年四月更に一年在營制を採用するの止むなきに至らしめた。

現在の兵役年限は左の如くである。

現 役(在營)	一年
同 右(歸休)	三年
第一豫備役	十六年
第二豫備役	八年
計	二十八

### 二、軍の構成

列國陸軍概観 佛國



新軍制は前述一年在營採用に伴ひ必然起るべき諸種の缺陷に對し、軍の編制、教育、動員、國境掩護等を如何にすべきやを十分に考慮して建てられたものであつて、其重要項目を列擧すれば左の如くである。

1. 編制の改変  
平時本國軍の編制を三十二師團より二十師團に減ず。
2. 控置兵團の創設  
常備兵力中本國の防備に任ずべき軍隊と海外屬領の守備に任ずべき軍隊とを判然區別し、後者を更に直接海外領土に駐屯する兵力と情況に依り之を増援すべき遊動兵力とに分つ。此遊動兵力即ち控置兵團新軍制に依る創設であつて其兵力約六師團に相當する。
3. 動員署の創設  
動員署は動員の準備及實行に専任すべき特設の機關である。從來動員の計畫及實施は軍隊の専任する所であつたが、一年在營採用の結果、部隊の定員及部隊數が減少し、軍隊に依る動員の實施を頗る困難ならしめ、所要の戰時部隊の動員を不可能にしたのみならず、軍隊をして、一年在營に依る教育期間短縮の缺陷を補ふ爲、教育、訓練に一層の努力を傾倒せしむるの必要を生じ、之が爲にも動員業務を軍隊から切り離すを要するに至つた。
4. 長期志願兵の増加  
抑、植民地守備の軍隊の要員、動員署の要員、軍隊に於ける教育及勤務の爲の下級幹部及下士補

充の爲の要員は、常時所要の訓練を経たる兵卒を以て充當するを要するものであるが、一年在營採用の結果、一般徵兵には右の技能を有せしめ得ざるに至れるを以て、此等の要員には長期志願兵を以て充當せねばならなくなつたのである。故に新軍制に於ては十萬六千の長期志願兵を有し、其内約三萬を植民地軍隊の要員に、約一萬六千を動員署の要員に、残り約六萬を本國軍隊の教育勤務要員及下士補充の要員に充當してゐる。

5. 軍屬、傭人、憲兵の増加  
軍屬、傭人の増加は軍隊の雜務を減ずる爲、憲兵の増加は軍隊の衛戍勤務を輕減する爲の必要より出たのであつて、是亦一年在營に伴ふ重要施設である。

以上の改革の爲の經費、即ち在營年限短縮に伴ふ新軍制實施の爲の經費は、初度費を除く經常費に於てさへ約六億一千七百萬法の増加を示してゐる。實に佛國は、人口減少の止むを得ざる實情に迫られて、諸種の不利を忍びつ、一年在營を實施して居るのであつて、之は又反面に於て、在營年限の極度の短縮が生やさしいもので無いことを切實に示すものである。

### 第三節 兵力及編制 (空軍を除く)

#### 一、平時兵力

新編制に依れば將校約二萬八千、下士兵約五十三萬二千計約五十六萬であつて、下士兵の徵集區分は左の如くである。尙總兵力の内約二十萬五千は海外に在る。



一年次の壯丁	二四〇,〇〇〇
長期志願兵	一〇六,〇〇〇
土人兵	一七〇,〇〇〇
外人兵	一六,〇〇〇

二、常備兵團

平時の兵力を以て編成せらる、ものは左の如くである。

步兵師團	二〇
騎兵師團	五
總豫備	

控置兵團約六師團其他若干

第四節 航空

一、要旨

佛國の地理的關係は、東隣諸國特に獨逸に對し空中防禦の安全を緊要とするのみならず、對英政策の後援にしても亦空中威力の強大を要求するものがある。戰後財政頗る困窮せるに拘らず、世界大戰の際に大擴張せる航空部隊を平時依然として保有し、且莫大の經費を投じて大に民用航空を奨励し、有事の日直に之を軍用 utilizes 得るの方策を講じてゐる。

而して多年の懸案であつた航空省獨立問題は、一九二八年九月之を解決したが、空軍の統一問題

海軍側の反對に依り久しく決しなかつた處、一九三二年末の大統領令に依り、艦載航空は海軍大臣の下に置かれ、非艦載海軍協同航空は航空省より恒久的に海軍の使用に供し、從て、海軍航空は獨立海上航空のみを航空省に屬すること、なつて覺がつき、一九三三年四月、空軍的編成に關する大統領令の發布に依つて、艦載航空並非艦載海軍協同航空を除く全航空部隊を含む空軍が遂に編成されるに至つた。

佛國は國土防空に大なる考慮を拂ひ、昭和六年國土防空總監を設け、防空上必要なる三軍統轄の機能を與ふる等、航空防空に就きては陸軍と相並で重要視して居る。

二、空軍陸上部隊の兵力及編制

1. 現有兵力

佛國航空省に屬する飛行機は約三千機、一五六中隊であるが、其内空軍陸上部隊の兵力は偵察四八、戰鬥三三、爆撃三二、計一一三中隊並氣球一八中隊であつて、其人員は約三萬である。而して之を左の如く飛行一四聯隊と獨立五大隊並氣球二聯隊等に編成して居る。

偵察飛行聯隊	八(内モロッコ及シリアに各一聯隊)
獨立大隊	五(内アルジェリアに三大隊、チュニスに一大隊)
戰鬥聯隊	三
輕爆撃聯隊	一
重爆撃聯隊	三

列國陸軍概観 佛國



氣球 聯隊  
其他 獨立隊

二  
六

## 2. 將來の擴張計畫

明ならざるも、一九二八年、即ち航空省成立の年十二月、下院に於て航空大臣の述べたる將來の兵力は陸軍部一四七、海軍部五四、計二〇一中隊である。

## 3. 豫備役空中勤務者

佛國は戰時空軍の膨脹を豫見して地方に航空團なるものを組織し、豫備役空中勤務者の養成及連絡勤務者一部の充當に資せんを企圖するの外、平時航空輸送會社に勤務する空中勤務者、政府補助操縦學校及民間操縦學校に勤務する操縦士並飛行製作工場に勤務する操縦士は、其年齢及訓練の如何に關せず、其現職にある間及離職後一箇年間は陸上航空部隊内に籍を置くべきことを規定してゐる。

## 三、民用航空

佛國民用飛行の創始は一九一九年に其曙光を見、爾後政府の保護、獎勵に當事者の努力に依て顯著なる進歩の道程を追ひ、一九三一年度に於ける民用航空の爲の豫算は五億一千三百萬法にして、一九一九年度の三千七百萬法に對し、實に十四倍弱の増加である。かくして一九二六年迄不振の状態にあつた民用航空は、當局の各種振興策、使用機の改善、安全問題の研究、輸送料金の低下、航空路の擴張、補助金の増加等により、頗る隆盛に赴いた。

### 1. 民間操縦士及民用飛行機數

操縦士約一、一〇〇(一九三一年)、飛行機約一、六〇〇(一九三二年末)である。

### 2. 定期航空の概況

航空路延長約三六、四〇〇軒(一九三三年夏)、輸送旅客數約四〇、五〇〇、輸送貨物約三〇二、七〇〇軒(一九三二年)に達して居る。

尙民用航空の發達を助長する爲に一九三〇年四月私有航空機の購買及維持補助規定を發布し、表面軍事徵發等の義務を課するこゝなく航空工業の保護獎勵、私有航空の文化的發展を期しつゝある。

## 第五節 化學戰準備施設

### 一、要旨

佛國が化學戰準備の必要を認めあるは、フォッシュ元帥の「毒瓦斯の使用を禁じ得るものこそば戰爭勃發をも禁止し得べきなり」の言に徴するも明である。唯、目下航空兵力の整備に急にして、化學戰研究に對し多大の經費を支出し能はざるの状況にあるが如きも、其防護法の訓練は徹底的に實施して居る。

### 二、施設

陸軍に於ける機關は次の如くで、海軍は研究、教育等を陸軍に依託して居る。



1. 陸軍省軍用化學課—オーベルピリエー試験所

研究部	製造部	研究所	教習所	瓦斯教導部
-----	-----	-----	-----	-------

防護法及攻撃的用法の試験、研究及教育に任ず。

2. 瓦斯防護材料監査部

防毒具の整備、検査並關係將校、下士の教育に任ず。

3. 右の外化學戰委員會(内規的のもの)により、化學戰に關する一般の方針を定め、其實施を指導統制す。

第六節 國家總動員施設

一、施設

國家總動員に關する最高の諮詢機關として高等國防會議を設けあり、首相を議長、外務、内務、大藏、陸軍、海軍、公業、植民の各大臣を議員とし、陸海軍高等軍事會議の各副議長をも參列せしめることになつて居る。

尙、高等國防會議に必要な資料を提供し且其の審議せる事項の實行を促進する爲、各省の代表者、參謀本部長及其第一次部長並海軍省の之に相當する者より成る研究委員會を、又上記兩機關の討

議に附すべき問題を蒐集整理し、高等國防會議の意見に基く政府の決議事項を關係官廳に通告し、且其實施を監察せしむる爲、文武官より成る常置書記局を設け、且、平戰兩時を通じ軍事及經濟、行政の三要素を調和し利便且合理的なる方法に依り生産、取引等に最大の能力を發揮せしむる爲、新に全國を若干の國家總動員管區に區分し所要の機關を配するの目論見をも立てられて居る。

二、法規

國家總動員の爲の基礎的法典として一九二四年政府より國家動員法案を議會に提出し之が制定に焦慮して居るが、政府の頻々たる交迭其他の事情に災せられ、下院に於て可決せられたるの歴史を有するも、未だ議會兩院の協賛を経るに至らない。但し、法案規定の事項は、必要に従ひ便宜の方法を以て著々實行の歩を進めつ、あるのである。

該法案は全文四十五條より成り國家總動員の大綱に關し必要なる事を偏く規定して居る。其の第四條は國家總動員の主なる事業を示したものであつて即ち次の通りである。

第四條 國家動員中の主要行爲たる陸海軍動員は、各、陸海軍省に於て準備せられ且其の監督の下に實施せらる。

國家動員は尙の左のものを含む。

1. 總ての交通機關(運輸及通信)を軍事上の要求並國家一般の所要に適せしむる如く整理運用すること。
2. 經濟上に於ては先づ各種軍需の要求に應ずるの準備を爲し、次に國家の一般所要及民間の避くべからざる需要を充足せしむべき處置を講ずること。
3. 社會問題に關しては戰時の爲國民相互或は國民と國家との關係を律する法律及規則の改正を準備すること。



- 4. 智的事項に關しては國防を有利ならしむる爲智能の利用を研究すること。
- 5. 國家の精神的活力を保證する爲に必要な研究を準備すること。

### 第七節 陸軍及航空豫算

最近六箇年に於ける豫算總額ニ陸軍豫算及空軍の豫算ミを掲ぐれば左の通りである。

年 度	豫 算 總 額	陸 軍 豫 算	航 空 豫 算
一九三〇—三一年度	約四九、八三〇、〇五六 <small>千法</small>	約六、二七九、六三八 <small>千法</small>	約二、〇二二、九九九 <small>千法</small>
一九三一—三二年度	約五〇、一四五、二八六	約六、四九〇、六三一	約二、二六二、八五二
一九三二年度	約四一、〇九七、五〇二	約五、二一八、六九〇	約一、八二六、五一二
一九三三年度	約五〇、四八六、七一〇	約六、〇八〇、八九〇	約一、九九六、二三一
一九三四年度	約五〇、一六二、五七〇	約五、九四六、七〇二	約一、六五四、〇一九

備 佛國の會計年度は四月一日より翌年三月三十一日に至るものなりしが、一九三三年度以降一月より十二月に至ることに改訂せられた。從て、其變換期たる一九三二年度は一九三三年四月一日より同年十二月に至る九ヶ月分のものである。

尙佛國豫算を觀察するに方りては、豫算總額の内に國費の約半額に達する約二百二十四億法の龐大なる國債費の存在せること、植民地軍事豫算が植民省豫算に計上されあるを忘れてはならない。從て陸軍豫算(空軍陸上部隊を含む)の豫算總額に對する比率の多少を以て、直に他國の夫れと比較するは正當でない。尙佛國は一九三〇—三一年度より三箇年の繼續事業として、國境要塞費約三十億法を支出して居る。

## 第七章 獨 國

### 第一節 概 說

一、國防上の立場と環境  
 平和條約に依り軍備に關し苛酷なる制限を加へられて居た獨國は、國民意識の恢復と共に、「國防の自由なくば榮譽なし」にて軍備の平等權を國際聯盟に要求し、一九三二年十二月原則として之を認めしめ、其後之が實現を期したのであるが、遂に其容れられざるを知るや、一九三三年十月軍縮會議及國際聯盟を脱退して其當否を國民投票に問ひたる處、其結果は國民の絶對支持を受くることを明にした。

偶、ヒットラー政權の確立に伴つて、友邦蘇聯邦を始めし頃、伊兩國が著しく反獨的となり、多年の仇敵波蘭三十年間の不戰協約を締結するに成功せるにも拘らず、佛の對獨包圍政策が大に強化



せらるゝに至つたこと、は、獨國の國防に對する自覺を愈々深刻ならしめるものがあつた。

## 二、軍備方針

抑、獨國は、從來軍備に關し條約上の制限を受けて居るので、豫算面に種々の工作を施しつゝ、密に制限以上の人員兵器を保有すべく努めて居たらしいのであるが、今や「平和條約は軍事豫算を制限する權利を有せず、又國防軍の爲必要に認むる經費を承認することを妨げず。」とて、眞向より國防自主權の主張を切り出し、極度の財政窮乏にも拘らず一九三四年—一九三五年豫算に於ては一躍陸軍豫算約六億五千萬の巨額を計上するに至つたのである。

最近に於ける獨國國防強化整備の實相は詳でないが、此龐大なる豫算額等から見れば、嘗て獨國が直接交渉に於て佛國に要求した如く、三十萬の常備軍整備に向ひ銳意努力しつゝ、あるものと判断せられる。

獨國の假想敵は勿論佛國であるが、今や著々大陸軍再建の歩を進めて、方に攻勢作戰に堪ふるに至らしめんことを策して居る。

之が爲獨軍は、建設上左の諸點に著意して居る。

1. 精銳なる軍隊の練成を期し、國防軍全員を幹部たらしむる如く教育す。
2. 武器、彈藥、器材の整備、貯藏に努む。
3. 技術兵種の整備に努む。
4. 國防軍は從來の如く質の向上を努むるも更に量の増加を策す。

5. 青年の軍事訓練、空軍再建準備に努む。

## 第二節 建軍要領

### 一、兵役制度

獨國は永く徴兵制を以て兵役制度の根本として居たが、歐洲戦後の平和條約に依りて之を禁止せられ志願兵制度を強要せられた。蓋し、獨軍をして、志願に依りて軍人を徵集し、努めて其現役期限を長くし、以て在郷軍人の増加を防止して、戦時の擴張を至難ならしむる如く規定せしめたのであるが、其結果は却つて獨軍をして優秀なる基幹軍隊を有せしむることとなり、加之、警察隊其他の制度は豫備軍を構成するの形となつた。殊に近年失業者の激増に國防思想の向上は、志願者数が採用人員の十數倍に上るの盛況を呈するに至らしめ、各隊は嚴選に依つて素質優良なる者のみを採用し得る狀況に在る。

ナチス黨の綱領には「我等は備兵制度の廢止を國民軍の創設を要求す」と云ふ條項があるが、一九三三年初頭ヒットラー内閣出現以來、政府の發表として公然國民皆兵制に依る民兵を主張し、國防法を改正して兵卒の義務及身分を明確ならしめ、更に又同法中より十二年在營の如き字句を除去する等、人をして國民皆兵制移行の準備をなしつゝ、あるを思はしむるものがある。昨一九三四年五月讀法を改正して、國防軍は獨逸國民中唯一の武力擔當者なることを明にし、又國防軍の勤務は名譽奉仕なることを示したるが如きは、其處に一脈の相通するものがあること云へやう。



## 二、軍の構成

佛國側の情報に依れば、最近獨逸國防軍は十八箇月在營兵八萬を召集したといふことである。

獨逸陸軍は、公式には平和條約に規定されて居る十萬の國防軍であるが、其他に軍隊類似團體として、警察隊及ナチス黨團體があり、其概要は次の如くである。

### 1. 國防軍

革命後の過渡期に制定せられたる國防軍の諸制度は、徒らに社會民主的の理想に趨り軍の要求に合致せざるものも少くなかつたが、其後、古來養はれ來つた軍の傳統的精神ニ歴史ミに從て漸次諸制度を改廢し、國防軍條例を確定し、一九三三年更に國防法を改正して下意上達委員選舉等の規定を排除し、又國防軍の中央集權を確立した。而して、多年國防軍の統帥者として團結の中心たりしヒンデンブルグ元帥の歿後は、總統ヒットラーが統帥權を掌握し、國防軍は之に忠誠を誓つた。

### 2. 軍隊類似團體

前諸項に述べたる如く平和條約規定の國防軍兵力は甚だ尠く、戰時要員の養成も亦著しく制限せられて居る。從て獨逸は之のみを以ては其國防を全うする能はざるのみならず、平時國內の秩序維持にすら支障を生ずる如き状態であつた。此に於て獨逸當局は各種の手段を盡して此缺を補はんとして居る。

其最も顯著なるは警察隊である。該隊は一九二一年ブローニウ會議に於て聯合國側より許可せられたものであつて、其内容は概して舊獨逸軍に屬したる歴戰の將士より成り、其編制、教育等を總て軍

隊に準據せしめ其裝備の如きは全く軍隊ニ同一にして、小銃は勿論機關銃、裝甲自動車等を有し、一種の豫備軍を形成しあり、近時著しく其能力を向上した。

ナチス黨には突撃隊及親衛隊なるものがあり、政治闘争團體たると同時に、國防豫備軍として練成せられて居る。

又内務省管轄として獨逸青年訓練所管理局なるものを設置し最近迄現役たりし優秀な將軍を其長とし青年に對し心身の鍛鍊團體訓練を施すこととなつたが、一九三三年更に失業救済の目的を以て志願勞動法を定め、青年を集團宿營勞役に従事せしめ主として規律訓練と國防意識の向上に努力して居るのみならず、別にヒットラー青年團なるものあり、獨逸は今や國を擧げて團體訓練を施して居る。

## 第三節 兵力及編制

獨逸陸軍の兵力、編制は平和條約に依つて制限せられて居る。即ち、其要點を擧ぐれば、

1. 獨逸の常備軍は十萬に限定せられ將校の数は四千を超ゆべからず
2. 參謀部及軍事行政機關は常備軍十萬を維持するに必須の最小限に規定せらる
3. 兵器、軍用材料並軍用工場等は嚴に其數を限定せらる

### 一、國防軍

國防軍十萬は歩兵七師團、騎兵三師團に編成せられて居る。而して其配置は獨逸舊軍の歴史を尊重



し、且戦時擴大する野戦軍の基幹部隊たらしむる目的を以て、平時に於ける分散配置の弊を忍びつ  
つ、恰も舊獨軍の縮圖の如く、舊衛戍地、舊兵營に分散配置せられて居る。  
佛軍側の情報に依れば獨國國防軍は増加して今や其數二十萬人に達せりと。

### 二、軍隊類似團體

詳ならざるも大體左の如くであらう。

- 1. 警察 隊 約十五萬
- 2. ナチス黨團隊 約八十萬
- 3. 志願勞働法に依る勞働勤務隊 約五十萬

参考の爲、左に二三の事例を掲げる。

- 一、昨年九月ニュールンベルグ市に催されたナチス黨大會には、突撃隊約十萬、親衛隊約一萬、勞働勤務隊約五萬、ヒットラー青少年團約六千が参加し此古都の郊外に幕營をして種々の行事をなした。
- 二、昭和九年十一月佛國議員マルシャンドーが下院陸軍委員會の名に於て提出した一九三五年度陸軍豫算説明書中に、獨國再軍備の状況を左の如く述べて居る。之は佛國側の言ふ處、此全部を其儘には信じ得ぬが、其一斑を察知するに難くない。
- イ、一九三四年秋に於ける獨國常備軍は、正規軍三十萬、警察隊十萬、ナチス親衛隊等の補助軍八萬、計四十八萬である。
- ロ、一九三五年には、正規軍十萬、補助軍二萬の増加により六十萬に達するであらう。
- ハ、右兵力の外正規軍及警察隊にて訓練を終りたる豫備兵三十萬、青年豫備兵四十萬、大戰參加兵（三十五

歳乃至四十歳）百四十萬の豫備軍を直に動員し得る。

ニ、右の結果獨國は、一九三五年に於て五百五十萬の兵力を數日にして動員することを得るであらう。

三、十一月二十八日英國下院に於て外相サイモンは、獨逸の新軍隊は機械力を具備せる歩兵二十一師團より成り、其兵員三十萬にして最新式砲兵を有しあり、と述べた。

## 第四節 航空

### 一、要旨

平和條約に依れば獨逸は航空隊を保有することを禁ぜられて居る。併し獨逸側では、將校がスポーツとして飛行機に搭乘するのは敢て禁すべきものでない主張して飛行將校二百名を要求し、一九二六年夏聯合國大使會議決議の結果遂に三十六名を許可せらるゝことになり、警察隊に於ても航空に關する警察任務達成の爲航空知識を要すの理由で、之も亦公然五十名の飛行士を養成することを認めらるゝに至つた。又、商業飛行機製作に關する九箇條の制限規定は、一九二八年春之を解かれ、今や獨逸の航空界は航空政策の適當なること、及其國の恵まれたる航空地理的位置に依り、其活動頗る目醒しく、其民用航空の殷賑なることは注目に値する。

惟ふに、獨逸の航空界は表面に現はれた以外に潛勢力の偉大なるものがあるのであつて、軍事航空の如きも禁止を受けつゝ、ありきは云へ、一朝有事に際しては悠に優勢なる空軍を得るのであらう。

### 二、航空施設一般

列國陸軍概観 獨 國



獨逸の航空、防空、測候、氣象等は一九三三年新設せられたる航空省の所管に屬して居り、大體左表の如き系統を以て統制運用せられて居る。

航空省	
第一局	空中輸送及び航空法……………ルフトハンザ空輸會社
第二局	外國航空調査及統計……………航空研究所
第三局	技 術……………航空工業協會
第四局	管理及建築……………交通航空學校
第五局	教育及航空スポーツ……………航空スポーツ協會
第六局	防 空……………防空團及防空團支部
第七局	新聞及政策
第八局	人 事

備考

1. 別に無線氣象等航空の安全に關する業務を司る航空保安局が附屬されて居る。
2. 點線を以て下に列記せる諸機關は、必ずしも航空省に隸屬するにあらざるも、少くも密接なる關係を以て指導及補助を受けて居る。
3. 航空スポーツ協會地方支部十六を有し、飛行機八百、グライダー五千及多數の氣球を使用して居る。
4. 最近特に防空に力を注ぎ、防空學校を設け、婦人に迄防空思想の徹底を圖つて居る。

三、航空輸送と其海外發展

獨逸航空輸送は一九一九年に開始せられたが、其後一九二六年に至り、國內の競争を避け、資本を

集め、以て外國の輸送會社に對抗せんが爲、統一してルフト・ハンザ航空輸送會社を創立し、政府の指導、補助に相俟ち着々實績を擧げ、航空路を國外に伸展し、又輸送上に於ても各種の新機軸を出して居る。最近獨一南米間の空輸を實施し之が中間著陸場としてウエストフアレン號シユワーベンランド號を改造して大西洋の浮島とし、又中華民國に於ける空輸企業權の獲得の爲努力し、一九三三年五月より伯林—莫斯科—上海の航空を開始した。其他英領印度を経て日本に達する航空路の開拓を試み、一部の成案を得たる如くである。

一九三三年度に於ける定期航空の概況は飛行距離約一、〇五四萬軒、輸送人員約一二三、〇〇〇人、同貨物約二、五〇〇噸、郵便物約五〇〇噸であつて、何れも前年に比し二割方の増加である。尙ツェツペリン飛行船は、同じく一九三三年度に於て約二一萬軒を飛行した。

四、操縦者數

目下ルフト、ハンザ會社に勤務中のもの約二百名、其他八百名以上あり、尙此外に舊軍人及警官操縦者あり、其養成は主として交通飛行學校に於て行ふの外、スポーツ飛行學校に於ても實施せられて居る。昨年ニュールンベルグの黨大會には一千二百人の航空勤務者が分列行進に加はつた。

五、航空豫算

一九三四—三五年度航空豫算は約二億一千萬靡であつて前年度の三倍に達して居る。

第五節 化學戰準備施設



獨逸は一九一九年一月以來ヴェルサイユ條約に依り、毒瓦斯の研究、製造を禁止せられ、世界大戰中の諸施設は破壊されしも、平時化學工業特に染料工業の發達著しきものあるを以て、有事の場合多量の毒瓦斯を製造すること容易である。且現在に於ても秘密裡に研究を繼續しあることは明にして、殊に防護法に就ては工場衛生に關聯しアウエル、ドレーガー等世界著名の防毒面會社を有し、軍隊、消防隊は勿論、市民に對しても其訓練を怠らず、將校以下全員に防毒面を供給しある外、戰用貯藏品を整備し、尙馬匹、犬、鳩に至る迄防毒具を備へて居る。近時各所に瓦斯防護學校の設立を見、又政府は化學戰を準備する技術化學學會維持費に莫大なる經費を支出して居るやうである。

### 第六節 國家總動員施設

國家總動員に關する詳細は一般に不明である。蓋し平和條約に依り公然の施設を有し得ぬが爲である。併し、國防省兵器局が極めて巨大なる組織をなし國家總動員準備を擔任しあるは事實なるもの、如く、殊に現内閣成立以來各種の國家的統制を行ひあるを以て、此の方面に數歩を進めたることは明白である。

從來、民間に於て全國總動員的の統一、訓練等を屢、行ひあることは之を裏書するものであらう。

### 第七節 陸軍經費

最近五箇年に於ける豫算總額と陸軍豫算とを掲ぐれば、左の通りである。

年 度	豫 算	總 額	陸 軍	經 費
一九三〇—三一年度	約	一二、〇七九、一〇〇 <small>千圓</small>	約	五一三、二〇〇 <small>千圓</small>
一九三一—三二年度	約	一〇、六五四、五〇〇	約	四九二、三〇〇
一九三二—三三年度	約	八、二一九、五〇〇	約	四八六、一〇〇
一九三三—三四年度	約	五、九二七、五〇〇	約	四八二、六〇〇
一九三四—三五年度	約	六、四五八、三〇〇	約	六五四、六〇〇

備考—本表に示す陸軍經費は、國防省豫算中直接陸軍費と見做し得る額である。

本表の外、内務省所管中の警察隊維持費一億九千萬圓（此外に各州警察あり、警察隊と同一の性質を有し、其經費は各州の負擔にて總額八億圓に達す云ふ。）戰史、地誌編纂勤務費六百萬圓、大藏省所管中の化學戰を準備する技術化學學會維持費一億一千万圓、突撃隊及勞働勤務隊補助費約二億五千萬圓及航空省豫算約二億一千万圓の大部は陸軍の經費と目さるべきものである。

## 第八章 伊 國

### 第一節 概 説

伊國陸軍は、世界大戰後久しく編制改正問題に悩んだが、一九二三年初、其決定を見、改正を實行



した。今其陸軍軍備の方針も目すべきものを摘記すれば左の如くである。

1. 國內の安寧秩序維持に十分なること。
2. 戦争に際し機を失せず其準備を完了するに要する最少限度の人員を有すること。
3. 動員に際し成るべく迅速に動員軍の編成集中を行ひ得ること。
4. 動員完了迄一時國境防備に當るに十分なること。

## 第二節 建軍要領

### 一、兵役制度

伊國の兵役制度は國民皆兵、義務の平等を原則とし、徴兵制度を施行して居る。其新徴兵令は一九二三年の改正に係り、其在營年限を一年半に規定されて居るが右の在營年限を決定するに至りたる経緯は國防上の要求と社會政策上の主張と相錯し、可成り興味ある経過を示して居る。

在營年限變遷の経緯 大戦前各兵種共二年在營制を採用して戦役を経過し、休戦後一九一九年十一月、一度一年在營制を採用したるも遂に實施するに至らずして止んだ。次で一九二〇年四月社會黨出身ボノミが陸相に就任するや、國家財政の狀態と大戦の教訓とに鑑み、最小の經費を以て最大の戦時兵員を得んが爲、在營八箇月制を定めて壯丁全部の入營を企圖し、下士學校の新設、入營前軍事豫備教育の普及、工卒、雜役勤務の免除等の施設と相俟て、武装國民の實現を圖つた。然れども軍隊の實際的勤務、平時警備に對する處置及軍事豫備教育普及の困難等實行困難の事由續發し、其都度勅令を

以て數箇月の在營延期を行ひ、辛うじて軍備の缺陷を糊塗して經過し、終に翌一九二二年再び一年制に復したが、教育の困難と、戰鬥力の不十分は依然たるものあり、其結果十四箇月制にするに至つた。次で一九二二年秋ムツソリーニ内閣の成立と共に、依然全壯丁の入營を主義とし、新に軍隊教育上の顧慮並戰鬥力の保持上一年六箇月制を定め、新徴兵令の發布を見るに至つたのである。

其後一九二七年八月徴兵令の一部に改正を加へ家族の狀況に依る特種の者に對し、在營期間を短縮する恩典を與へた、然れども此恩典は一九三一年一月より實施せられたる軍事豫備教育の義務制度に依り、該教育を受けざる者には之に制限を加ふるの制とした。

### 二、軍の構成

伊國陸軍は、本國軍、補外地軍より成り、其他に武装的團體として其性質上殆ど陸軍軍隊と見るべきものに、税關兵團、警察隊及護國義勇軍がある。殊に最後者は、陸軍には屬せぬが、國軍の一部と認められて居る。

即ち護國義勇軍は當初はムツソリーニ内閣の黨勢擁護、治安維持の爲に創設せられたる謂はムツソリーニの政治的私兵であつたが、一九二三年一月勅令を以て其合理的存在を與へられ次いで漸次其任務を擴張せられて一九二四年國軍の一部を形成する事となり、其經費も亦正規軍同様國庫の負擔する所となつた。今や治安の維持、國土防空及軍事豫備教育及青少年訓練に任ずるの外、作戰軍にも直接参加し、經濟的軍備の見地よりして大なる役割を演じてゐる。該隊は滿二十一歳以上の黨員たる志願者より採用し、將校、下士、兵に區分し、軍隊組織を爲し、常時は高等司令部、聯隊本部の幹部の



みを常置し、治安維持の爲出動の必要ある場合に大隊長以下を召集し、之に武器、被服を貸與して勤務に服せしめ、又教育、觀兵其他の儀式の場合に於ても同様に召集してゐる。而して義勇軍が戰場に於て幾何の能力を示すかは今日逆睹し得ないが、其人員の多きを見るに、決して之が存在を無視することは出来ない。將來伊國內政の確立と共に、其任務が益々純軍事的に指向せらるゝに於て愈々然りである。

尙ムツソリーニ首相が陸、海、空の各大臣をも兼攝するに至れるは彼が將來國防省建設に一步を進むるの前提なりやミも見られ、彼がフアシスト國家完成の爲王國軍隊に護國義勇軍並フアシスト黨を益々緊密に融合せんとする方針に出づるものも觀測せらる。

### 第三節 兵力及編制(空軍を除く)

#### 一、本國軍

將校	約 一五、〇〇〇人
准士官以下	約 二三五、〇〇〇人
憲兵	約 五〇、〇〇〇人
計	約 三〇〇、〇〇〇人

右の兵力は、平時兵力(豫算定員)であつて、軍團十二、步兵師團三十、輕快師團二、アルプス旅團三に編成せられ、戦時は約六十師團を編成する計畫なりと傳へられて居る。

尙、此平時兵力は季節に依り變化し、夏季に於ては約三十五萬を算し、冬季に於ては約二十萬に減ずる。是國境が峻峻なるアルプス山系の大障碍を以て掩はれあり、且其障碍は、冬期に於て積雪の爲に、軍隊の通過を許さざるに至るからであらう。

#### 二、植民地軍

伊國人は將校以下現役及豫、後備役の志願者より採用派遣し、土人は志願者を募集する。

トリポリタニア、チレナイカ	伊國人及土人約 四〇、〇〇〇
エリトリア	約 四、〇〇〇
ソマリア	約 四、〇〇〇
其	約 二、〇〇〇
計	約 五〇、〇〇〇

#### 三、武装團體として陸軍的色彩を帯ぶるもの

税關	約 二六、〇〇〇
警察團	約 一五、〇〇〇
護國義勇軍	約 三九二、〇〇〇

(此内三六萬は常勤せず必要に際し何時たりとも召集に應ず)

### 第四節 航空

#### 一、要旨

列國陸軍概観 伊國



現首相ムツソリーニは、在野當時より伊國航空界の不振を慨しつゝ、あつたが、一度政權を得るに及び、一九二三年航空高等委員會を設け、陸、海軍及殖民地航空を統轄するの制度を立て、自ら其議長となり、次で一九二五年空軍省を設置して空軍を獨立せしめた。

二、空軍兵力

伊國空軍は一九三〇年六月末迄に平時飛行中隊一八二(約二、八〇〇機)、氣球中隊八、飛行船中隊六を整備すべき計畫にて、著々之を實行したが豫算等の關係上、計畫を完成するに至らず、更に左の如く新空軍の編成を企圖し目下其途上にある。

- 主力軍
    - 四二大隊
    - 一五大隊
  - 陸軍協同隊
  - 海軍協同隊
  - 四聯隊
- 植民地は別に定む。

而して現在に於ては飛行一〇七中隊(約一、五〇〇機)、氣球二中隊、人員約二萬四千人である。

曾て伊國が航空に於て英、佛に比し著しく立後れの状況にありしに拘らず、今日既に英國等先進國を凌駕せんとするの形勢に在るは、吾人の大に參考すべき處である。

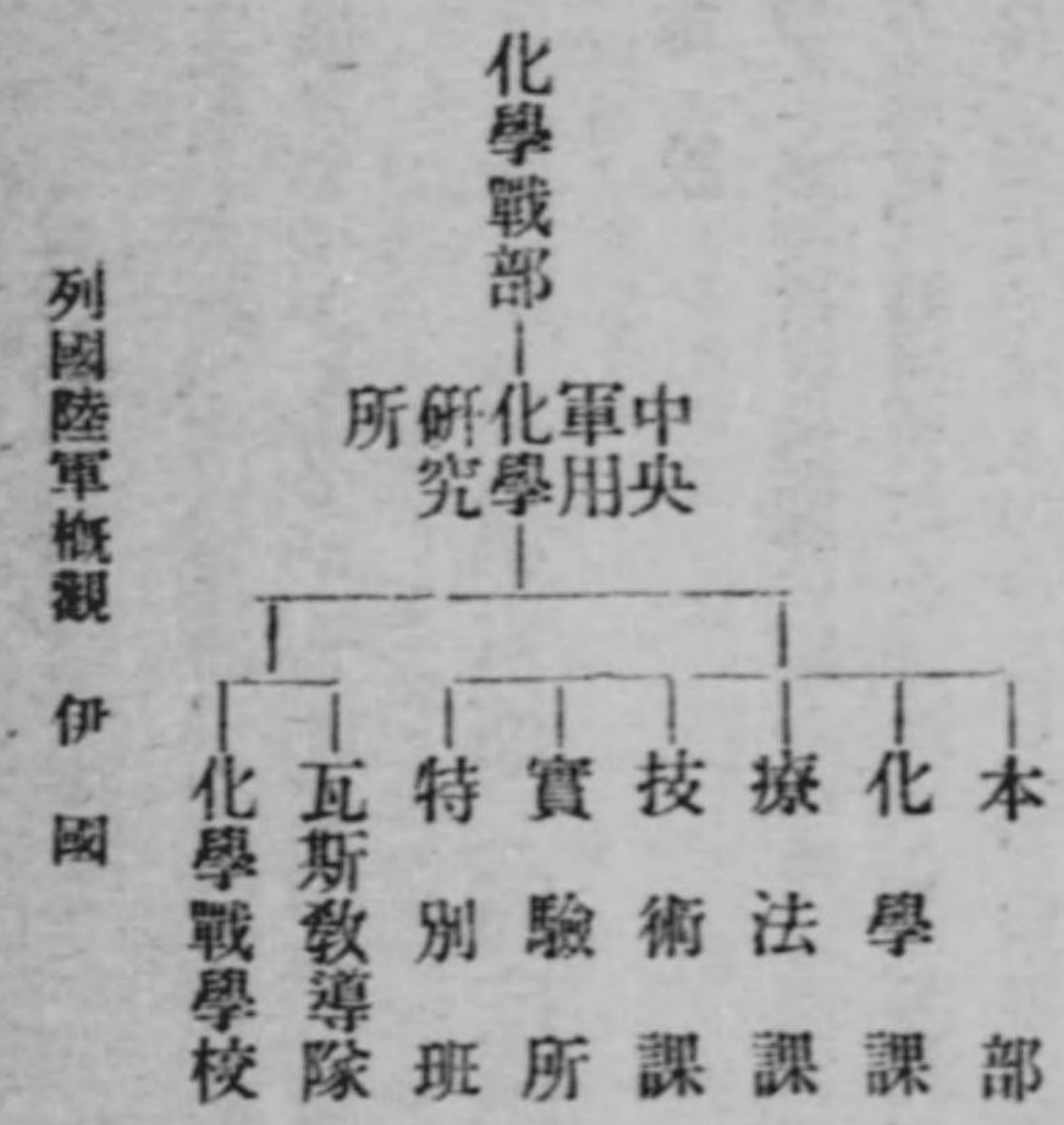
三、民用航空

伊國に於ける民用航空は、他の歐洲列強に比し、從來遅々として振はなかつたが、今や當事者の異常なる努力に依り、其面目を一新せんとするに至つた。

定期航空路延長は、一九三四年一月に於て、一九、五六四杆に達し、輸送旅客數は一九三二年度に於て約四三、〇〇〇人、輸送荷物量は同年度約九六八、〇〇〇疋である、而して、政府の定期航空事業に對する補助金は、初度施設のものを除き、一九三二年度は七千一百萬利である。

第五節 化學戰準備施設

伊國に於ては、將來に残されたる唯一の戦法は毒瓦斯に在りその議論漸く熾烈にして、熱心に研究を行つて居る。其施設は陸軍大臣に隸する化學戰部ありて、陸、海、空軍の化學戰勤務を統一し、中央軍用化學研究所に於て化學戰攻防に關する事項の研究を行ひ、且教育機關として化學戰學校及瓦斯教導隊を同研究所に附屬して居る。之を表示すれば左の如くである。



列國陸軍概観 伊國



尙文部、大蔵、國民經濟、交通等の各省に屬し醫學及理化學を研究する諸機關は、軍部の研究、實  
驗に協力すべきものとして居る。

## 第六節 國家總動員施設

### 一、施設

戰爭に必要な機關の編制準備並に國家諸機關の協力上最も緊要なる諸問題を審議する爲、國防最高  
議會を設け、總理大臣を議長とし、外務、内務、大蔵、陸軍、海軍、植民、經濟の各省大臣及航空高  
等委員を議員とするのみならず、軍事參議官會議々長、海軍將官會議々長、空軍總司令官、空軍經理  
總監も亦此の會議に列席して發言し得るの制として居る。

而して、國防最高會議は其の審議事項の性質に應じ、左の諸機關中何れかを諮詢機關として利用す  
ることになつて居る。

1. 軍事參議官會議
2. 海軍將官會議
3. 航空高等委員會
4. 國家總動員準備委員會

國家總動員準備委員會は、國防最高會議の諮問に基いて戰爭の必要に應ずる爲國家總資源の編成、  
準備、利用の方法を研究する。委員長は總理大臣の奏請に依り勅命せられ、委員は參謀本部長、海軍

軍令部長、空軍總司令官、空軍經理總監、伊國國立銀行頭取、國有鐵道總監、國防最高會議事務局長、  
各省及商船移民の委員會より出す代表者各一名、教育及經濟に關係ある大團體の代表者十一名科學、  
工業、農業及商業界の權威者十一名から成つて居る。

尙國防最高會議には同事務局が附屬せられて居り、總理大臣の命令に基き國防最高會議の議題を整  
理し、又其の決議を關係各部に通報し、且之が實施の責に任ずるものである。

### 二、法規

國家總動員關係の法律としては千九百二十四年政府より議會に提案し、翌年六月其の協賛を経た伊  
國國家動員令がある。

本法律は十五箇條より成り其の内容は佛國のものと同様であるが、其の中主なるものを摘録すれば次の通り  
である。

1. 伊國國家動員は、軍部動員と軍部外動員とに別ち、軍部外動員とは武裝團體以外の國家の全勢力を平時組織  
より戦時組織に移すを謂ふ。
2. 軍部外動員實施の爲、政府は必要に應じ國防最高委員會協力の下に關係各國務省に隸屬する左の機關を設け  
業務を實施す。
  - イ、軍部及一般國民の需要に應ずる原料品輸送に關する機關。
  - ロ、軍需品の製造、諸原料品及製作品の蒐集、分配並に官私立工場の監督に任ずる機關。
  - ハ、軍部及一般國民に要する食糧品の蒐集、分配並に官私立食糧品工場の監督に任ずる機關。
  - ニ、内外に對する宣傳、出征軍人並に歸國移民の家族の救護、戰爭癡疾者の救助、戰爭扶助料の支給を擔任する



機關。

以上四機關の業務を適當に按配施行する爲管區を分ち、地方委員會を組織し更に之を工業、商業、救護及宣傳の小委員會に分つことが出来る。  
更に本年春頃の報道に依れば伊國に於ては經濟省に産業動員局を設けた。其任務は大要次の通りと報ぜられて居る。

1. 原料補給の根本計畫及軍需工業生産組織の創設並其の發達を期すること。
2. 陸海兩軍及航空諸官省と絶えず連絡をこる事。

戰爭規律に関する法律

一九二五年六月公布の國家總動員法に基き、更に一九三二年一月戰爭規律に関する法律を公布した。該法律は、動員に方りて國家内に構成せらる總ての團體、兵役の義務無き總ての市民、兵役の義務あるも何等かの理由に由つて事實上就役しあらざる總ての市民に對し、戦闘員と同様國防に協力すべき義務を賦課せるものである。

### 第七節 陸軍及空軍豫算

最近五箇年に於ける豫算總額と陸軍及空軍の豫算とを掲ぐれば、左の通りである。

年 度	豫 算 總 額	陸 軍 豫 算	空 軍 豫 算
一九三〇—三一年度	約一九、五八五、〇〇〇 <small>千利</small>	約二、八七七、三一六 <small>千利</small>	約七、一八〇、〇〇〇 <small>千利</small>
一九三一—三二年度	約二〇、四六四、一九七	約二、九八九、五一六	約七、五二〇、八九〇

一九三二—三三年度	約二〇、九二二、九八九	約二、九八四、六七一	約七、五四、二〇〇
一九三三—三四年度	約二〇、六一四、一〇〇	約二、六二〇、五八八	約六、九五、九四八
一九三四—三五年度	約二〇、六三六、一〇一	約二、五二〇、五八八	約七、二〇、〇〇〇

伊國陸軍豫算を我が國のものに比較するには、特に左の點に注意を要する。

1. 空軍豫算と陸軍豫算は各獨立して居る。
2. 憲兵の行政、司法及警察執行費は内務省豫算に計上してある。
3. 植民地陸軍の費用は、植民省豫算に計上してある。
4. 護國義勇軍、税關兵團は、陸軍より獨立しあるを以て、其費用は大藏省豫算に計上してある。

## 第九章 波 蘭 國

### 第一節 概 説

波蘭は東は蘇聯邦に接し、西に獨逸を控へてゐる。東隣蘇聯邦は、人も知る如く世界赤化を唯一の國是として赤軍の充實擴張に汲々とし、又西隣獨逸は、ヴェルサイユ條約に不服にして、國境の改訂を強調し、就中所謂廊下地帯の恢復に餘念がない。

波蘭は此の兩雄邦の間に介在し國を完うせんがためには、一切を犠牲にして専ら國防に努力せざる



を得ざる状態であつて、僅々三千万の人口を有するに過ぎぬに拘らず、二十七萬の常備軍を擁し、其の陸軍費は年々國家總豫算の半近くに達しありて、苟も之れを忘れれば國土分割の歴史を繰り返さざるべからざる苦境に在るのである。特に蘇聯邦軍備の駁々乎ミして躍進し、且獨逸ヒットラー政権の隆盛なる今日に於て、彼の國防苦惱は想像に餘りありミ謂ふべきである。

### 第二節 兵役制度

徴兵制度を採用し、壯丁適齡は二十歳であつて、兵役區分左の如くである。

兵種	役種		役後	備役
	現	豫		
一般兵	二年	一年	滿四十歳迄	滿五十歳迄
騎兵及騎砲兵	二年	一年	滿四十歳迄	滿五十歳迄

### 第三節 兵力及編制

陸軍總兵力は約二十七萬四千であつて、別に純軍隊目すべき(裝備は寧ろ軍隊に勝る)國境警備隊約三萬、警察隊約三萬二千、税關監視隊約五千六百があり、陸軍は左の如く編制されて居る。

軍團管區司令部

一〇(歩兵師團五を基幹ミす)

步兵師團	三〇
騎兵師團	一(三旅團)
獨立騎兵旅團	一二
野砲兵聯隊	三〇
特種砲兵聯隊	二〇
飛行旅團	三
飛行聯隊	六
戰車聯隊	一

### 第四節 化學戰準備施設

波蘭は世界大戰後の新興國であるが、化學戰に由緒深き蘇聯邦ミ獨國ミの間に介在し、常に隣國の脅威を受けてゐるので、化學戰に關する施設は縱ひ其規模小なりミ雖能く完備し、其研究、教育も亦眞摯にして、特に國民一般に對する瓦斯防護教育に於て見るべきものがある。同國化學戰の施設は概ね左の如くである。

#### 1. 軍部の施設

陸軍省兵器局内化學戰課—軍用化學研究所—

化學戰學校  
瓦斯教導中隊

#### 2. 民間施設

列國陸軍概観 波蘭國



航空化學戰防護協會

會員約四十萬、國民瓦斯防護教育用車輛(鐵道用)約一〇輛及同自動車數十輛、毎年瓦斯防護週  
間を設け民衆教育の普及徹底に努めてゐる。

第五節 陸軍豫算

最近五箇年に於ける豫算總額と陸軍豫算とを掲ぐれば左の如くである。

年 度	豫 算 總 額	陸 軍 豫 算
一九三一—三二年度	二、八五六、〇〇〇 <small>千ソロチ</small>	九〇八、〇二五 <small>千ソロチ</small>
一九三二—三三年度	二、四五二、〇〇〇	八八六、五二〇
一九三三—三四年度	?	?
一九三四—三五年度	二、一三七、六一二	七六一、七〇〇
一九三五—三六年度	二、一三二、八六二	七六一、七〇〇

即ち陸軍豫算は國家總豫算に對し毎年三二%乃至三六%を示してゐる。

陸軍豫算を特に尨大にしない體裁上、純軍隊に目すべき國家警官隊費及税關監視隊費は、殊更内務  
省費或は大藏省費に算入しあるを以て、之れをも加算する時は最近四箇年の陸軍豫算は常に國家總豫  
算の半を占めて居る次第である。







# 列國陸軍軍備一覽

昭和九年末調

國名	區分		總數	時	兵	員	主要團隊數	摘	要
	平	時							
日本	約二十三萬						十七師團	約二十三萬は一年を通じ在營人員最も多き場合に於ける兵力である。尙本數字には幹部候補生及短期現役兵を含んでゐない。	
中華民國	約二百萬	外に支那共產軍約二十五萬					中央政府及各軍團に屬し正規軍を認むべきもの	本表の外多數の土匪團ありて軍隊を略、同様の實力を有し、軍隊に改編せらるゝこと屢であるが、其兵力は固より算定するを得ない。	
蘇聯	約百四十萬						正規軍及民兵部約五十四萬 交代兵部約六十萬 舊國家保安部軍隊約十五萬	本表の外空軍陸上部隊約二萬三千を有する。	
米國	約三十二萬						正規軍約二十九萬八千 現在數約十三萬五千 護送軍隊約九萬	一、正規軍中步兵各約一師團は比律賓、布哇及巴奈馬に駐屯してゐる。 二、護國軍法定數は一九二三年臨時最小限二十五萬に規定せられ、一九二六年迄に其實現を期したが未完成である。 三、別に編成豫備軍約十二萬を有してゐる。	
英國	約三十四萬						正規軍約十四萬一千 外に在印度約五萬八千	本表の外空軍約三萬二千及海外自治領及植民地に左記兵力(土民軍等を含む)を有してゐる。 加奈陀 約十三萬四千 濠洲 約二萬九千 印度 約十六萬六千 新西蘭 約一萬七千 南阿 約一千 愛蘭 約六千 計 約三十五萬五千	
佛國	約三十五萬五千						正規軍約十七萬 現在數約十三萬二千 地方軍約七萬	本表の外左の部隊がある。 一、空軍陸上部隊 空軍三師團獨立一旅團	











